

厚生労働省 令和2年度 障害者総合福祉推進事業

地域における意思疎通支援の実態 に関する調査研究事業

報 告 書

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

あいさつ

「地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業」検討委員会

委員長 小 中 栄 一

このたび、「地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業（厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業）」報告書が完成しましたので、ここにお届けいたします。

2013年4月より実施された障害者総合支援法において、意思疎通支援が必須事業と位置づけられてから7年が過ぎました。手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣事業は着実に進展してきていると思いますが、依然として地域の格差が見られます。また失語症者向け意思疎通支援事業も本格的に開始されました。さらに知的障害者、高次脳機能障害者、重度の身体障害者、難病患者に対する意思疎通支援事業も位置づけられていますが、その実施状況についてはきちんとした把握ができていませんでした。

今回、意思疎通支援に関する事業の全体的な、かつ全国的な調査を行い、その現状と課題を整理して提言をまとめることができました。

今後の全国均一なサービス提供体制の整備に向けて、それぞれの障害特性を十分に理解し、社会参加を支援していく専門性を持つ支援者やコーディネーターの養成・確保に基づく支援拠点をぜひとも創設していく必要がある、ということに理解を得られればと思います。

2013年度に同じく厚生労働省の障害者総合福祉推進事業として行った「意思疎通支援実態調査」においても、意思疎通支援を専門とする職員の配置を課題とすることなどを提言としてまとめています。こちらの報告書と合わせて読んで頂き、多様な障害の特性と置かれている環境により、意思疎通を中心とした様々な支援が必要であり、それを制度として確立していくことの必要性をご理解頂ければ幸いです。一人ひとりの実情の重さに真摯に向き合って頂くとともに、できることから具体的に始めていく取組みを広めて頂けましたらと切に願っています。

最後になりますが、この事業にご協力を賜りました厚生労働省をはじめ、短い期間でのアンケート調査にご協力頂きました全国の障害福祉担当の方々、関係の皆様方に厚くお礼を申し上げて、報告書発刊の挨拶といたします。

「地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業」報告書

目 次

●あいさつ

●事業について	1
事業の目的	1
事業の内容	1
委員名簿	1
会議等の開催	2
調査の実施	2
1. 自治体アンケート調査	2
2. ヒアリング調査	3
① 先行ヒアリング調査	3
② 先駆事例ヒアリング調査	4
●第1部 意思疎通支援の実態に関する調査	5
第1章 自治体アンケート調査の結果と分析	6
(1) 都道府県向けアンケート調査結果	7
1) 基礎項目	7
2) 障害者数	7
3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業	7
4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業	15
5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業	21
6) 失語症者向け意思疎通支援事業	25
都道府県における意思疎通支援に関する総合考察	29
(2) 政令指定都市・中核市・特別区向けアンケート調査結果	31
1) 基礎項目	31
2) 障害者数	31
3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業	31
4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業	45
5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業	51
6) 失語症者向け意思疎通支援事業	57
政令指定都市・中核市・特別区における意思疎通支援に関する総合考察	62

(3) 市町村向けアンケート調査結果	66
1) 基礎項目	66
2) 障害者数	66
3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業	66
4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業	86
5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業	89
6) 失語症者向け意思疎通支援事業	92
7) ALS 患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害の ある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援者派遣事業	95
 第 2 章 ヒアリング調査	105
(1) 先行ヒアリング	105
(2) 先駆事例ヒアリング	110
 第 3 章 まとめ	122
(1) まとめ・提言	122
(2) 調査を終えての所感	126
 ●第 2 部 資料編	131
資料 1 調査票	132
(1) 都道府県向け調査票	132
(2) 政令指定都市・中核市・特別区向け調査票	136
(3) 市町村向け調査票	142
 資料 2 アンケート調査単純集計表	147
(1) 都道府県向けアンケート調査集計	147
(2) 政令指定都市・中核市・特別区向けアンケート調査集計	152
(3) 市町村向けアンケート調査集計	160

事業について

事業の目的

意思疎通支援事業は聴覚障害者のための手話通訳・要約筆記、視覚障害者のための代筆・代読、失語症者向け意思疎通支援、盲ろう者向け通訳・介助員等、それぞれ支援を行う者の養成および派遣事業があるが、いずれも地域によって派遣事業における登録者の人数や実施状況、養成事業の有無やカリキュラムの時間数などに格差がみられる。また、上記の他にも、知的障害者、高次脳機能障害者、重度の身体障害者、難病患者に対する意思疎通支援が、意思疎通支援事業に位置付けられているが、支援者の養成とニーズに合わせた支援者の派遣事業の実施が課題となっている。

そこで、都道府県および市町村において実施されている意思疎通支援事業の実態を把握し、先駆的に事業を実施している好事例を調査することにより、全国均一なサービス提供体制の整備に寄与することを目的として調査研究を行った。

事業の内容

上記事業を実施するにあたり、以下の委員会を設け、会議を行った。

検討委員会（計 11 名／計 2 回……11 月・3 月）

……調査方法・内容の検討、調査結果・分析の評価、報告書の確認

委員名簿

●検討委員	所 属
小中 栄一（委員長）	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
中西久美子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
木下 武徳	立教大学 コミュニティ福祉学部 コミュニティ政策学科
柴田 浩志	立命館大学 産業社会学部
宇田川芳江	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
佐々木良子	一般社団法人 全国手話通訳問題研究会
山岡千恵子	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会
橋井 正喜	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合
山下 正知	社会福祉法人 全国盲ろう者協会
園田 尚美	特定非営利活動法人 日本失語症協議会
佐藤 久夫	特定非営利活動法人 日本障害者協議会
●オブザーバー	
益子 俊之	富士見市役所 健康福祉部障がい福祉課

会議等の開催

1. 検討委員会の開催

① 第1回

日 時：2020年11月2日（月）14：00～16：00

場 所：東京・測量年金会館 2F 大会議室（兼、オンライン）

出席者：小中栄一、中西久美子、木下武徳、柴田浩志、宇田川芳江、佐々木良子、橋井正喜、
園田尚美、佐藤久夫

オブザーバー：益子俊之、今井貴士（厚生労働省）

議 題：1. 委員紹介

2. 委員長選出（小中理事）

3. 事業目的・内容等について

4. 調査内容・方法等について

5. その他

② 第2回

日 時：2021年3月1日（月）13：00～15：00

場 所：東京・測量年金会館 2F 大会議室（兼、オンライン）

出席者：小中栄一、中西久美子、木下武徳、柴田浩志、宇田川芳江、佐々木良子、山岡千恵子、
橋井正喜、山下正知、園田尚美、佐藤久夫

オブザーバー：益子俊之、今井貴士（厚生労働省）

議 題：1. アンケート・ヒアリング結果について

2. 報告書作成について

3. その他

調査の実施

1. 自治体アンケート調査

〈調査期間〉

2020年11月17日～2021年1月31日

〈調査対象とする自治体〉

1,788 か所

・都道府県（47 か所）

・市町村（1,638 か所）

・政令指定都市・中核市・特別区（103 か所）

〈調査内容〉

障害種別ごとの意思疎通支援事業について設問を設定

・聴覚障害者（手話通訳・要約筆記）

・視覚障害者（音訳・点訳、代筆・代読）

- ・盲ろう者（盲ろう者向け通訳・介助員）
- ・失語症者（失語症者向け意思疎通支援）
- ・その他（ALS 患者、難病患者、高次脳機能障害者、知的障害者、精神障害者）

2. ヒアリング調査

① 先行ヒアリング調査

〈調査期間〉

2020 年 10 月 8 日～2020 年 10 月 21 日

〈調査対象〉

すでに先駆的取り組みを行っている自治体や事業体。

自治体名	調査内容
京都府綾部市 (綾部市聴覚言語障害者支援センター)	1. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2. IT を活用した意思疎通支援の状況 3. 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4. 地域活動支援センターの設置による意思疎通支援事業への効果
滋賀県 (滋賀県立聴覚障害者センター)	1. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2. IT を活用した意思疎通支援の状況 3. 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4. 意思疎通支援事業の地域間差
兵庫県明石市	1. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2. IT を活用した意思疎通支援の状況 3. 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4. 自治体調査の実施にあたっての留意点
大阪府 (大阪ろうあ会館)	1. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2. IT を活用した意思疎通支援の状況 3. 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4. 意思疎通支援事業の地域間差

② 先駆事例ヒアリング調査

〈調査期間〉

2021 年 2 月 3 日～2021 年 2 月 18 日

〈調査対象〉

一次調査の結果や委員推薦によって先駆的な事業を行っている自治体にヒアリングを行う。

自治体名	事業内容
鹿児島県	要約筆記
神奈川県	失語症
大阪府	盲ろう者
千葉県我孫子市	代筆・代読
石川県白山市	手話通訳
埼玉県越谷市	

〈調査内容〉

- ・事業概要（財源、人材、委託先の確保について）
- ・事業開始の経緯
- ・利用状況（利用者数や利用者の声の把握）
- ・新型コロナウイルス感染症による問題、課題
- ・制度、事業における課題

第1部

意思疎通支援の実態に関する調査

第1章 自治体アンケート調査の結果と分析

調査の概要

地域における意思疎通支援の実態に関する調査では、3種類の調査を実施した。いずれも悉皆調査で行った。

- (1) 都道府県
- (2) 政令指定都市・中核市・特別区
- (3) 市町村

方法：アンケート用紙（調査票）により実施。郵送調査により送信、調査を依頼し、紙の調査票への回答を郵送返信、またはホームページからダウンロードした Word の調査票へ回答しメール返信で回収した。

期間：2020 年 11 月 17 日～2021 年 1 月 31 日

調査対象と有効回答数は以下のとおり。

	対象数	郵送返信	メール返信	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
(1) 都道府県	47	13	25	38	80.9%	37	78.7%
(2) 政令指定都市・中核市・特別区	103	22	72	94	91.3%	94	91.3%
(3) 市町村	1,638	629	258	887	54.2%	886	54.1%

集計：3種類とも単純集計と人口規模別のクロス集計を行った。人口規模別のクロス集計は、経年変化をみるため、2016 年度に行った「意思疎通支援者養成研究事業」に準じて次のように区分した。

都道府県の集計は、人口 100 万人未満、100 万人～200 万人未満、200 万人～500 万人未満、500 万人以上、の 4 つの区分でクロス集計を行った。

政令指定都市・中核市・特別区の集計は、人口 30 万人未満、30 万人～50 万人未満、50 万人～100 万人未満、100 万人以上、の 4 つの区分でクロス集計を行った。

市町村の集計は、人口 8 万人未満、8 万人～15 万人未満、15 万人～30 万人未満、30 万人以上、の 4 つの区分でクロス集計を行った。

(1) 都道府県向けアンケート調査結果

1) 基礎項目

回答のあった都道府県の人口規模についてみると、表1の通り100万人～200万人未満が最も多く40.6%、ついで100万人未満が24.3%であった。最小は552,209人、最大は13,982,622人で、平均は2,526,306人であった。(各表の下段は%を表す)

表1 人口区分

100万人未満	100万人～200万人未満	200万人～500万人未満	500万人以上	合 計
9 24.3	15 40.6	7 18.9	6 16.2	37 100.0

2) 障害者数

37都道府県の障害者数の平均は表2の通りであった。

表2

(人)

	平 均	最小値	最大値
(1) 視覚障害	6,459	504	39,400
(2) 聴覚・平衡機能障害	8,822	776	48,657
(3) 音声・言語・そしゃく機能障害	1,182	92	7,575
(4) 肢体不自由	51,791	2,889	247,629
(5) 内部障害	30,618	4,388	144,910
(6) 療育手帳所持者	22,132	5,590	90,630
(7) 精神保健福祉手帳所持者	20,836	4,815	118,352
合 計	141,499	40,863	697,153

3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業

表3の通り、37都道府県すべてで2020年度に手話通訳者・要約筆記者養成事業を実施していることがわかった。

表3 問3-1 手話通訳者・要約筆記者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
100万人未満	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	15 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0
200万人～500万人未満	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
500万人以上	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
合 計	37 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	37 100.0

表4 問3-3 2019年度の手話通訳・要約筆記養成事業財源

	地域生活支援事業 意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
100万人未満	9	3,021,942	5	3,832,662	9
100万人～200万人未満	15	3,857,902	3	2,233,998	15
200万人～500万人未満	7	6,008,355	2	1,887,000	7
500万人以上	6	19,821,258	1	1,285,000	6
合 計	37	2,811,300	11	2,811,300	37

表5 問3-4 2019年度の手話通訳・要約筆記養成事業執行額

	手話通訳		要約筆記		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
100万人未満	9	3,142,276	9	2,485,982	9
100万人～200万人未満	15	2,789,177	15	1,437,857	15
200万人～500万人未満	7	3,980,751	7	2,152,949	7
500万人以上	6	8,081,376	6	2,143,481	6
合 計	37	3,958,693	37	1,942,520	37

2019年度に実施した手話通訳養成事業について尋ねたところ、表6の通り37都道府県全体では手話通訳者養成講座が97.3%と最も多く、ついで手話通訳者現任研修と、手話通訳者登録試験がともに78.4%であった。人口区分別では、100万人未満の都道府県では、手話通訳者養成講座の割合が88.9%と若干低く、逆に手話奉仕員養成講座の割合が22.2%と、100万人以上の都道府県に比して高かった。その他の内容は、講師・指導者の研修、統一試験対策、レベルアップ研修、手話のできる都民育成クラス、地域手話通訳者クラスであった。

表6 問3-5 2019年度に実施した手話通訳養成事業

	手話通訳士 養成講座	手話通訳者養成講座		手話奉仕員 養成講座	手話通訳士 現任研修	手話通訳者 現任研修
		n	受講人数 の平均 (人)			
100万人未満	3 33.3	8 88.9	34.9	2 22.2	1 11.1	7 77.8
100万人～200万人未満	6 40.0	15 100.0	33.4	1 6.7	1 6.7	13 86.7
200万人～500万人未満	0 0.0	7 100.0	59.7	0 0.0	1 14.3	6 85.7
500万人以上	0 0.0	6 100.0	89.3	0 0.0	0 0.0	3 50.0
合 計	9 24.3	36 97.3	48.6	3 8.1	3 8.1	29 78.4

	手話奉仕員 現任研修	手話通訳者登録試験			その他	回答者数
		n	受験者数 の平均 (人)	合格者数 の平均		
100 万人未満	1 11.1	6 66.7	16.3	5.2	2 22.2	9 100.0
100 万人～200 万人未満	1 6.7	13 86.7	24.8	4.5	3 20.0	15 100.0
200 万人～500 万人未満	0 0.0	5 71.4	29.6	5.6	2 28.6	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	5 83.3	116.2	5.4	2 33.3	6 100.0
合 計	2 5.4	29 78.4	39.6	5.0	9 24.3	37 100.0

2019 年度に実施した要約筆記養成事業では、表 7 の通り 37 都道府県全体で、要約筆記者養成講座 91.9%、要約筆記者現任研修が 62.2%、その他が 21.2% の順であった。人口規模別にみても同様の順位であった。その他の内容は、要約筆記者認定試験、フォローアップ講座、統一試験対策、新任研修、要約筆記講師養成研修、パソコン要約筆記学習会であった。

表 7 問 3-5 2019 年度に実施した要約筆記養成事業

	要約筆記者養成講座		要約筆記奉仕 員現任研修	要約筆記者 現任研修	その他	回答なし	回答者数
	n	受講人数の 平均 (人)					
100 万人未満	9 100.0	17.7	2 22.2	6 66.7	1 11.1	0 0.0	9 100.0
100 万人～200 万人未満	13 86.7	15.3	0 0.0	10 66.7	4 26.7	2 13.3	15 100.0
200 万人～500 万人未満	7 100.0	23.6	0 0.0	4 57.1	2 28.6	0 0.0	7 100.0
500 万人以上	5 83.3	16.8	0 0.0	3 50.0	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	34 91.9	17.9	2 5.4	23 62.2	8 21.6	2 5.4	37 100.0

市区町村に代わる都道府県手話通訳派遣事業を尋ねたところ、表8の通り37都道府県全体では、「未実施の市区町村がない」が56.8%、「未実施の市区町村があるが代わりに事業を行わない」が27.0%、「県が代わって実施している」が10.8%であった。人口区別にみても、同様の傾向であった。

表8 問3-6 2020年度 市区町村に代わる都道府県手話通訳派遣事業

	県が代わって 実施している	未実施の 市区町村がない	未実施の市区町村があるが、 県は代わりに事業を行わない	回答なし	合 計
100万人未満	1 11.1	6 66.7	2 22.2	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	1 6.7	8 53.3	4 26.7	2 13.3	15 100.0
200万人～500万人未満	1 14.3	4 57.1	2 28.6	0 0.0	7 100.0
500万人以上	1 16.7	3 50.0	2 33.3	0 0.0	6 100.0
合 計	4 10.8	21 56.8	10 27.0	2 5.4	37 100.0

市区町村に代わる都道府県要約筆記派遣事業を尋ねたところ、表9の通り37都道府県全体では、「未実施の市区町村があるが代わりに事業を行わない」が43.3%、「未実施の市区町村がない」が40.5%、「県が代わって実施している」が10.8%であった。人口区別にみても、同様の傾向であった。

表9 問3-6 2020年度 市区町村に代わる都道府県要約筆記派遣事業

	県が代わって 実施している	未実施の 市区町村がない	未実施の市区町村があるが、 県は代わりに事業を行わない	回答なし	合 計
100万人未満	1 11.1	5 55.6	3 33.3	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	1 6.7	6 40.0	6 40.0	2 13.3	15 100.0
200万人～500万人未満	1 14.3	2 28.6	4 57.1	0 0.0	7 100.0
500万人以上	1 16.7	2 33.3	3 50.0	0 0.0	6 100.0
合 計	4 10.8	15 40.5	16 43.3	2 5.4	37 100.0

37 都道府県に手話通訳と要約筆記の登録者数、実働人数を尋ねたところ、表 10 の通り 1 県当たりの手話通訳の登録者数は平均で 143.1 人、実働人数 96.1 人（稼働率 67.2%）であった。また、要約筆記の登録者数は平均で 82.5 人、実働人数は 58.5 人（稼働率 70.9%）であった。

人口区分別に見ると、手話通訳登録者数は人口規模の順に高くなったが、実働人数の平均は 200 万人～500 万人未満で最も高く 183.6 人であった。手話通訳の稼働率は、500 万人以上で最も低く 55.1% であった。

要約筆記登録者数は、200 万人～500 万人未満で最も高く 139.0 人、実働人数も 200 万人～500 万人未満で最も高く 121.0 人であった。要約筆記稼働率は 500 万人以上で最も高く 92.2%、ついで 200 万人～500 万人未満で 87.1% であった。

表 10 問 3-7 2020 年 3 月現在の「手話通訳」「要約筆記」の登録者数、実働人数

	手話通訳					要約筆記				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均(人)	n	平均(人)		b/a	平均(人)	n	平均(人)	b/a
100 万人未満	9	73.2	9	47.2	64.5%	9	58.0	7	32.9	56.7%
100 万人～200 万人未満	15	110.5	12	78.1	70.7%	15	67.5	12	37.1	55.0%
200 万人～500 万人未満	7	208.3	5	183.6	88.1%	7	139.0	5	121.0	87.1%
500 万人以上	6	253.5	5	139.6	55.1%	6	90.5	5	83.4	92.2%
全 体	37	143.1	31	96.1	67.2%	37	82.5	29	58.5	70.9%

設置（専任）手話通訳の配置状況を尋ねたところ、表 11 の通り都道府県全体では正規雇用の割合は 16.2%、非常勤の割合は 54.1% であった。人口区分別にみると、100 万人未満において正規雇用の配置割合が高かった。また 200 万人～500 万人未満で非常勤の配置割合が相対的に高い傾向が見られた。

表 11 問 3-8 設置（専任）手話通訳者の配置

	正規雇用の設置 （専任）手話通訳 者がある	正規雇用の設置 （専任）手話通訳 者はいない	非常勤の設置 （専任）手話通訳 者がある	非常勤の設置 （専任）手話通訳 者はいない	回答者数
100 万人未満	4 44.4	5 55.6	4 44.4	5 55.6	9 100.0
100 万人～200 万人未満	1 6.7	9 60.0	8 53.3	8 53.3	15 100.0
200 万人～500 万人未満	0 0.0	7 100.0	5 71.4	1 14.3	7 100.0
500 万人以上	1 16.7	4 66.7	3 50.0	3 50.0	6 100.0
合 計	6 16.2	25 67.6	20 54.1	17 45.9	37 100.0

設置（専任）要約筆記者の配置状況を尋ねたところ、表12の通り都道府県全体では正規雇用の割合は5.4%、非常勤の割合は8.1%であった。人口区別にみても同様の傾向であった。

表12 問3-8 設置（専任）要約筆記者の配置

	正規雇用の設置 （専任）要約筆記者 がいる	正規雇用の設置 （専任）要約筆記者 はいない	非常勤の設置（専 任）要約筆記者 がいる	非常勤の設置（専 任）要約筆記者 はいない	回答者数
100万人未満	1 11.1	8 88.9	1 11.1	8 88.9	9 100.0
100万人～200万人未満	0 0.0	12 80.0	1 6.7	14 93.3	15 100.0
200万人～500万人未満	0 0.0	7 100.0	0 0.0	6 85.7	7 100.0
500万人以上	1 16.7	4 66.7	1 16.7	5 83.3	6 100.0
合 計	2 5.4	31 83.8	3 8.1	33 89.2	37 100.0

新型コロナウイルス感染症による事業への影響について尋ねたところ、表13の通り37都道府県全てで影響があったと答えた。

表13 問3-9 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	合 計
100万人未満	0 0.0	9 100.0	9 100.0
100万人～200万人未満	0 0.0	15 100.0	15 100.0
200万人～500万人未満	0 0.0	7 100.0	7 100.0
500万人以上	0 0.0	6 100.0	6 100.0
合 計	0 0.0	37 100.0	37 100.0

新型コロナウイルス感染症による影響内容を尋ねたところ、表14の通り「知事の会見に手話通訳者を配置した」が最も多く89.2%、「手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した」が86.5%、「登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した」が56.8%であった。人口区分別にみても同様の傾向であった。

表14 問3-9 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した	登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を制限または中止した	登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した	設置手話通訳者はオンラインを使って手話通訳をした	知事の会見に手話通訳者を配置した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った	その他	回答者数
100万人未満	3 33.3	8 88.9	1 11.1	6 66.7	1 11.1	8 88.9	3 33.3	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	4 26.7	13 86.7	0 0.0	8 53.3	2 13.3	14 93.3	3 20.0	3 20.0	15 100.0
200万人～500万人未満	3 42.9	5 71.4	1 14.3	5 71.4	1 14.3	6 85.7	5 71.4	1 14.3	7 100.0
500万人以上	5 83.3	6 100.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	5 83.3	2 33.3	0 0.0	6 100.0
合 計	15 40.5	32 86.5	3 8.1	21 56.8	4 10.8	33 89.2	13 35.1	4 10.8	37 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業を尋ねたところ、表15の通り86.5%の都道府県で「活用している」と回答した。200万人以上の都道府県は全て「活用している」と回答した。

表15 問3-10 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	合 計
100万人未満	1 11.1	8 88.9	9 100.0
100万人～200万人未満	4 26.7	11 73.3	15 100.0
200万人～500万人未満	0 0.0	7 100.0	7 100.0
500万人以上	0 0.0	6 100.0	6 100.0
合 計	5 13.5	32 86.5	37 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業の内容を尋ねたところ、表16の通り37都道府県全体の37.5%で「ホームページによる手話動画による情報提供」、25.0%で「タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている」と回答した。「その他」が65.6%と最も高かったが、具体的記述としては、窓口以外での遠隔手話サービスや電話リレーサービスに関連する回答が多く見られた。

表16 問3-10 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容

	タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている	医療機関等にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている	難聴者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている	ホームページで手話動画による情報提供を行っている	音声認識機器を公共機関の窓口を設置している	その他	回答者数
100万人未満	5 62.5	3 37.5	0 0.0	3 37.5	2 25.0	3 37.5	8 100.0
100万人～ 200万人未満	1 9.1	3 27.3	0 0.0	3 27.3	0 0.0	9 81.8	11 100.0
200万人～ 500万人未満	2 28.6	1 14.3	1 14.3	4 57.1	1 14.3	3 42.9	7 100.0
500万人以上	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	6 100.0	6 100.0
合 計	8 25.0	7 21.9	2 6.3	12 37.5	3 9.4	21 65.6	32 100.0

【考察1】 聴覚障害者向け意思疎通支援に関する考察

1. 手話通訳者、要約筆記者の養成は、2013年の障害者総合支援法の施行により、都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業となった。そこで、養成事業の実施状況を見てみると、2020年度は表3に見るように回答のあった37都道府県全てで実施されていた。（但し予算は組んでいたが新型コロナウイルス感染症のため要約筆記者養成のみを実施し、手話通訳者事業は次年度開催が1県あった）また、表6・7に見るように、2019年度の手話通訳者養成講座の1県当たりの受講者数は平均48.6人、要約筆記者養成講座は平均17.9人で、手話通訳者統一試験の合格者数は1県当たり平均5人であった。合格者数の結果から、全日本ろうあ連盟が2016年度に実施した『意思疎通支援者養成研究事業報告書』（以下、2016年度報告書）で提起した「毎年20人～40人の手話通訳新規登録者の確保」に至っていないことがわかった。
2. 手話通訳者現任研修会は、都道府県の任意事業ではあるが表6を見ると78.4%の実施率、手話通訳者登録試験も78.4%の実施率といずれも高かった。また、表7の通り要約筆記者現任研修も62.2%の実施率となっている。実施の割合が高い要因として、全国手話研修センターが、全国を対象に手話通訳者現任研修、手話通訳者全国統一試験、全国手話検定試験を実施していること、聴覚障害者情報文化センターが要約筆記者の指導者養成を実施していること、聴覚障害者情報提供施設が全都道府県に整備されたこと、等の実施基盤の整備が考えられる。
3. 市町村に代わる手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を見てみると、「未実施の市区町村がない」との回答は、表8のとおり手話通訳者派遣事業で56.8%、表9の通り要約筆記者派遣事業で40.5%であったのに対して「未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない」との回答は、手

話通訳者派遣事業で27.0%、要約筆記者派遣事業で43.3%であった。地域生活支援事業では派遣事業が市町村の必須事業となっており、早期に全ての市町村において派遣事業が実施できるように、都道府県による未実施の市町村への支援を強化する必要がある。

4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業

視覚障害者向け養成事業の2020年度実施状況を尋ねたところ、表17の通り37都道府県全体の91.9%で実施していると回答した。人口区分別にみても同様の傾向であった。

表17 問4-1 「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
100万人未満	8 88.9	1 11.1	0 0.0	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	14 93.3	0 0.0	0 0.0	1 6.7	15 100.0
200万人～500万人未満	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
500万人以上	5 83.3	0 0.0	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	34 91.9	1 2.7	1 2.7	1 2.7	37 100.0

表18 問4-3 2019年度の「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
100万人未満	5	491,311	3	695,230	9
100万人～200万人未満	12	660,464	3	520,777	15
200万人～500万人未満	6	802,667	3	848,000	7
500万人以上	6	1,732,833	2	341,000	6
合 計	29	882,590	11	624,911	37

表19 問4-4 2019年度の「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業執行額

	点訳・音訳		代読・代筆		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
100万人未満	8	759,302	0	0	9
100万人～200万人未満	13	897,167	1	140,000	15
200万人～500万人未満	7	984,287	1	500,000	7
500万人以上	6	1,503,313	1	887,798	6
合 計	34	989,632	3	509,266	37

2019年度実施した点訳・音訳の養成事業を尋ねたところ、表20の通り都道府県全体の89.2%で点訳奉仕員養成講座、83.8%で音訳奉仕員養成講座を実施していることが分かった。人口区分別に見ても同様の傾向であった。その他の内容は、音訳ボランティア講習会、専門点訳奉仕員養成講習会であった。

表20 問4-5 2019年度実施した養成事業【点訳・音訳】

	点訳奉仕員養成講座		音訳奉仕員養成講座		その他	回答なし	回答者数
	n	受講人数の平均 (人)	n	受講人数の平均 (人)			
100万人未満	8 88.9	94	8 88.9	94	0 0.0	1 11.1	9 100.0
100万人～200万人未満	13 86.7	10	12 80.0	13	1 6.7	2 13.3	15 100.0
200万人～500万人未満	7 100.0	139	7 100.0	139	0 0.0	0 0.0	7 100.0
500万人以上	5 83.3	18	4 66.7	50	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	33 89.2	59	31 83.8	67	2 5.4	3 8.1	37 100.0

2019年度に代筆・代読の養成事業を実施した県は少なく、代読奉仕員養成講座が1県2.7%、代筆奉仕員養成講座が0県であった。その他は、同行援護養成研修として実施であった。

表21 問4-5 2019年度実施した養成事業【代筆・代読】

	代筆奉仕員養成講座		代読奉仕員養成講座		その他	回答者数
	n	受講人数の平均 (人)	n	受講人数の平均 (人)		
100万人未満	0	0	0	0	0	9
100万人～200万人未満	0	0	1	3	0	15
200万人～500万人未満	0	0	0	0	0	7
500万人以上	0	0	0	0	1	6
合 計	0	0	1	3	1	37

市区町村に代わる都道府県の点訳・音訳事業実施状況を尋ねたところ、表22の通り全体の59.5%で「未実施の市区町村があるが県は代わりに事業を行わない」と回答し、「県が代わって実施している」のは18.9%であった。人口規模別にも同様の傾向であった。

表22 問4-6 2020年度 市区町村に代わる都道府県点訳・音訳事業

	県が代わって 実施している	未実施の 市区町村がない	未実施の市区町村があるが 県は代わりに事業を行わない	回答なし	合 計
100万人未満	3 33.3	0 0.0	4 44.5	2 22.2	9 100.0
100万人～200万人未満	3 20.0	1 6.7	8 53.3	3 20.0	15 100.0
200万人～500万人未満	0 0.0	0 0.0	6 85.7	1 14.3	7 100.0
500万人以上	1 16.7	0 0.0	4 66.6	1 16.7	6 100.0
合 計	7 18.9	1 2.7	22 59.5	7 18.9	37 100.0

代筆・代読事業の実施状況については、表23の通り全体の45.9%で「未実施の市区町村があるが県は代わりに事業を行わない」と回答し、「県が代わって実施している」ところはなかった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表23 問4-6 2020年度 市区町村に代わる都道府県代筆・代読事業

	県が代わって 実施している	未実施の 市区町村がない	未実施の市区町村があるが 県は代わりに事業を行わない	回答なし	合 計
100万人未満	0 0.0	0 0.0	3 33.3	6 66.7	9 100.0
100万人～200万人未満	0 0.0	0 0.0	8 53.3	7 46.7	15 100.0
200万人～500万人未満	0 0.0	0 0.0	5 71.4	2 28.6	7 100.0
500万人以上	0 0.0	0 0.0	1 16.7	5 83.3	6 100.0
合 計	0 0.0	0 0.0	17 45.9	20 54.1	37 100.0

37 都道府県に点訳・音訳と代筆・代読の登録者数、実働人数を尋ねたところ、表 24 の通り全体では、点訳・音訳の登録者数は平均で 1 県当たり 340.1 人に対して、実働人数 196.3 人（稼働率 57.7%）、代筆・代読の登録者数 85.4 人、実働人数は 69.3 人（稼働率 81.2%）であった。

人口区分別に見ると、点訳・音訳の稼働率は、100 万人～200 万人未満の県で最も高く 74.7% であった。

代筆・代読の登録者、実働人数共にサンプル数が小さく、人口区分別の傾向は不明である。

表 24 問 4-7 2020 年 3 月現在の「点訳・音訳」「代筆・代読」の登録者数、実働人数

	点訳・音訳					代筆・代読				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均 (人)	n	平均 (人)	b/a	n	平均 (人)	n	平均 (人)	b/a
100 万人未満	8	489.0	6	207.7	42.5%	1	140.0	0		0.0%
100 万人～200 万人未満	13	281.0	9	209.9	74.7%	3	82.3	2	84.0	102.0%
200 万人～500 万人未満	6	396.2	4	235.0	59.3%	0		0		
500 万人以上	5	188.0	4	110.0	58.5%	1	40.0	1	40.0	100.0%
全 体	32	340.1	23	196.3	57.7%	5	85.4	3	69.3	81.2%

新型コロナウイルス感染症による視覚障害者向け意思疎通支援事業への影響を尋ねたところ、表 25 の通り全体の 86.5% で「影響があった」と回答した。

表 25 問 4-8 新型コロナウイルス感染症による事業への影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
100 万人未満	2 22.2	6 66.7	1 11.1	9 100.0
100 万人～200 万人未満	0 0.0	13 86.7	2 13.3	15 100.0
200 万人～500 万人未満	0 0.0	7 100.0	0 0.0	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	6 100.0	0 0.0	6 100.0
合 計	2 5.4	32 86.5	3 8.1	37 100.0

新型コロナウイルス感染症による影響内容を尋ねたところ、表26の通り「奉仕員の養成講座・研修会を延期または中止した」のが75.0%、「視覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた」のが31.3%、「奉仕員にマスクやフェイスシールドを配布した」のが25.0%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。その他の内容は、「対面朗読サービス」「毎年恒例の利用者懇談会及び読書機器・生活用具展示体験会を中止した」「養成講座の人数を制限した」「在宅での点訳・音訳作業が増えた」「オンラインによる代読を行った」等であった。

表26 問4-8 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	視覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	奉仕員の養成講座・研修会を延期または中止した	奉仕員はオンラインを使って点訳・音訳をした	点訳・音訳の奉仕員、代筆・代読の奉仕員の派遣を制限または中止した	奉仕員にマスクやフェイスシールドを配布した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について点字による啓発を行った	その他	回答者数
100万人未満	2 33.3	3 50.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	0 0.0	2 33.3	6 100.0
100万人～200万人未満	3 23.1	11 84.6	3 23.1	3 23.1	3 23.1	2 15.4	1 7.7	13 100.0
200万人～500万人未満	5 71.4	6 85.7	1 14.3	1 14.3	3 42.9	3 42.9	0 0.0	7 100.0
500万人以上	0 0.0	4 66.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	6 100.0
合 計	10 31.3	24 75.0	5 15.6	4 12.5	8 25.0	6 18.8	5 15.6	32 100.0

ITを活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業を尋ねたところ、表27の通り全体の75.7%は「ITの活用はない」と回答し、「ITを活用している」は16.2%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表27 問4-9 ITを活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
100万人未満	7 77.8	1 11.1	1 11.1	9 100.0
100万人～200万人未満	10 66.7	3 20.0	2 13.3	15 100.0
200万人～500万人未満	6 85.7	1 14.3	0 0.0	7 100.0
500万人以上	5 83.3	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	28 75.7	6 16.2	3 8.1	37 100.0

【考察2】 視覚障害者向け意思疎通支援に関する考察

1. 点訳・音訳奉仕員の養成は、都道府県が実施する地域生活支援事業の任意事業となっている。点訳・音訳奉仕員や代筆・代読奉仕員の養成状況を見てみると、2020年度は表17に見るように、回答のあった37都道府県のうち91.9%と高い割合で実施されていた。また、2019年度では表20の通り点訳奉仕員養成が89.2%、音訳奉仕員が83.8%の実施状況であった。一方で、表21の通り2019年度の代読奉仕員の養成は2.7%、代筆奉仕員の養成は0%と低い実施率であった。都道府県の記述から実施率が低い理由を見てみると、「利用者がいないため」「要望があれば音訳奉仕員が行っている」「市町村で実施しているため」といった回答が見られた。また、2018年度の日本盲人会連合による『視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究事業報告書』（以下、2018年度視覚障害者報告書）において、代筆・代読事業の実施率が低いのは「視覚障害者の声が自治体に届いていないのか、それとも、自治体が視覚障害者の声を把握できていないのか、または、視覚障害者自身が声を出していなかったのか、実態は分からない。」とあり、さらなる検討が必要である。
2. 2019年度に実施した点訳・音訳奉仕員や代筆・代読奉仕員のうち、点訳奉仕員の受講者は、表20を見ると1県当たりの平均が59人、音訳奉仕員の受講者が67人であったのに対して、表21を見ると代筆奉仕員の受講者に関する回答はなく、代読奉仕員の受講者については1県から3人との回答であり、受講者数は少ない。2018年度視覚障害者報告書では、代筆・代読支援を行う条件として「養成カリキュラムの確立」を挙げている。表23を見ると代筆・代読について「未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない」が45.9%、「回答なし」が54.1%と都道府県が率先して行おうという姿勢は見られない。代筆・代読支援のように開拓的な事業については、国が指導者の養成を行うことや、県がモデル事業として養成に着手する等、市町村が取り組みやすい条件を整備することが必要である。

表20 より抜粋（問4-5 2019年度実施した養成事業【点訳・音訳】）

	点訳奉仕員養成講座		音訳奉仕員養成講座		回答者数
	n	受講人数の平均（人）	n	受講人数の平均（人）	
100万人未満	8	94	8	94	9
100万人～200万人未満	13	10	12	13	15
200万人～500万人未満	7	139	7	139	7
500万人以上	5	18	4	50	6
合 計	33	59	31	67	37

5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の実施状況を尋ねたところ、表28の通り全体で94.6%の都道府県が実施しており、実施していない県は2県であった。

表28 問5-1 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
100万人未満	8 88.9	1 11.1	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0
200万人～500万人未満	6 85.7	0 0.0	1 14.3	7 100.0
500万人以上	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
合 計	35 94.6	1 2.7	1 2.7	37 100.0

表29 問5-3 2019年度の盲ろう者向け通訳・介助員養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
100万人未満	8	1,055,154	4	2,072,218	9
100万人～200万人未満	14	968,580	4	786,604	15
200万人～500万人未満	7	1,730,883	2	428,500	7
500万人以上	6	21,373,786	1	471,000	6
合 計	35	4,638,864	11	1,160,299	37

表30 問5-4 2019年度の盲ろう者向け通訳・介助員養成事業執行額

	養成事業		現任研修		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
100万人未満	8	1,475,714	2	219,849	9
100万人～200万人未満	14	794,342	6	129,009	15
200万人～500万人未満	7	1,629,923	3	219,595	7
500万人以上	6	2,258,174	1	91,871	6
合 計	35	1,368,143	12	163,701	37

2019年度に実施した養成事業について尋ねたところ、表31の通り都道府県全体では養成講座受講者の平均は19.1人、現任研修受講者の平均は49.0人、後者の方が2倍以上多かった。人口区分別にみると人口規模が大きくなるほど受講者数が大きくなる傾向が見られた。

表31 問5-5 2019年度に実施した盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

	養成講座受講者数		現任研修受講者数	
	n	平均(人)	n	平均(人)
100万人未満	8	10.1	5	37.2
100万人～200万人未満	15	11.5	9	47.7
200万人～500万人未満	7	34.1	6	58.2
500万人以上	6	32.3	4	53.0
全 体	36	19.1	24	49.0

盲ろう者向け派遣事業は表32の通り全ての都道府県で実施されていた。

表32 問5-6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
100万人未満	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0
200万人～500万人未満	7 100.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
500万人以上	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
合 計	37 100.0	0 0.0	0 0.0	37 100.0

2020年3月現在の「盲ろう者向け通訳・介助員」の登録状況は表33の通り。登録者数に対して実働人数の割合は半数程度で、人口区分別の違いは明確でない。

表33 問5-11 2020年3月現在の「盲ろう者向け通訳・介助員」登録者

	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均(人)	n	平均(人)	b/a
100万人未満	9	97.1	7	50.0	51.5%
100万人～200万人未満	15	102.3	12	53.8	52.9%
200万人～500万人未満	7	140.7	5	70.4	49.6%
500万人以上	6	253.8	6	119.2	46.9%
全 体	37	132.9	30	68.7	51.9%

表 34 問 5-17 盲ろう者向け通訳・介助員派遣交通費

	全額支給	支給制限あり		報酬(賃金) に含む	盲ろう者が 負担する	車の 場合	その他	回答者数
		n	平均 (円)					
100 万人未満	6 66.7	3 33.3	2,250	0 0.0	2 22.2	3 33.3	3 33.3	9 100.0
100 万人～200 万人未満	8 53.3	4 26.7	2,000	1 6.7	2 13.3	2 13.3	5 33.3	15 100.0
200 万人～500 万人未満	4 57.1	2 28.6	2,000	0 0.0	2 28.6	1 14.3	0 0.0	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	2 33.3	2,250	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 66.7	6 100.0
回答なし	0 0.0	0 0.0	2,100	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	18 48.6	11 29.7	2,250	1 2.7	6 16.2	6 16.2	12 32.4	37 100.0

表 35 問 5-17 盲ろう者向け通訳・介助員派遣交通費 (車)

	定 額	公共交通機関を料金 として換算する	回答なし	合 計
100 万人未満	3 33.3	0 0.0	6 66.7	9 100.0
100 万人～200 万人未満	1 6.7	1 6.7	13 86.6	15 100.0
200 万人～500 万人未満	1 14.3	0 0.0	6 85.7	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	0 0.0	6 100.0	6 100.0
回答なし	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	5 13.5	1 2.7	31 83.8	37 100.0

盲ろう者向け意思疎通支援事業への新型コロナウイルス感染症による影響を尋ねたところ、表 36 の通り 97.3% で「影響があった」と回答した。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 36 問 5-20 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	合 計
100 万人未満	1 11.1	8 88.9	9 100.0
100 万人～200 万人未満	0 0.0	15 100.0	15 100.0
200 万人～500 万人未満	0 0.0	7 100.0	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	6 100.0	6 100.0
合 計	1 2.7	36 97.3	37 100.0

新型コロナウイルス感染症への対応としては、表37の通り「通訳・介助員の養成講座・研修会を延期または中止」が最も多く77.8%、ついで「通訳・介助員にマスクやフェイスシールド配布」が41.7%、「新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った」が36.1%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表37 問5-20 新型コロナウイルス感染症への対応

	養成講座はオンラインを使って実施した	通訳・介助員の派遣を制限または中止した	通訳・介助員にマスクやフェイスシールドを配布した	盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	通訳・介助員の養成講座・研修会を延期または中止した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った	その他	回答なし	回答者数
100万人未満	0 0.0	1 12.5	3 37.5	3 37.5	6 75.0	4 50.0	3 37.5	0 0.0	8 100.0
100万人～200万人未満	0 0.0	4 26.7	3 20.0	1 6.7	11 73.3	4 26.7	3 20.0	2 13.3	15 100.0
200万人～500万人未満	2 28.6	1 14.3	6 85.7	4 57.1	7 100.0	4 57.1	1 14.3	0 0.0	7 100.0
500万人以上	0 0.0	2 33.3	3 50.0	3 50.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	2 5.6	8 22.2	15 41.7	11 30.6	28 77.8	13 36.1	8 22.2	2 5.6	36 100.0

盲ろう者向け意思疎通支援事業へのIT活用状況を尋ねたところ、表38の通り94.6%において「活用がない」と回答し、「活用している」と回答したのはわずか1県であった。

表38 問5-21 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
100万人未満	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0
200万人～500万人未満	6 85.7	0 0.0	1 14.3	7 100.0
500万人以上	5 83.3	1 16.7	0 0.0	6 100.0
合 計	35 94.6	1 2.7	1 2.7	37 100.0

【考察3】 盲ろう者向け意思疎通支援に関する考察

1. 盲ろう者向け通訳・介助員の養成や派遣は都道府県地域生活支援事業において必須事業となっている。2020年度の養成事業の実施状況を見ると、表28の通り94.6%の実施であった。養成事業を「実施していない」と回答した県からは「十分な数の通訳・介助者が確保できている」との記述があり、「次年度実施の検討」を含めると養成事業はほぼ100%の実施率である。また、派遣事業は表32を見ると100%の実施となっていた。
2. 登録者の状況では、表33を見ると登録者の稼働率が51.9%と約半分であることから、同じ登録者の派遣が多いと推察された。
3. 利用者の負担について見てみると、表34で「派遣交通費を盲ろう者が負担する」との回答が16.2%であった。その他の記述に「交通費2000円以上は盲ろう者が負担」とあり、盲ろう者が交通費の全額、又は一部を負担している状況がある。意思疎通支援事業における交通費の利用者負担の取扱いについては統一した基準が必要である。

6) 失語症者向け意思疎通支援事業

失語症者向け意思疎通支援者養成事業の実施状況を尋ねたところ、表39の通り「実施している」都道府県は全体の70.3%であった。人口区分別には、人口規模が大きい県ほど実施している割合が高くなる傾向がみられた。

表39 問6-1 失語症者向け意思疎通支援者養成事業2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
100万人未満	4 44.5	2 22.2	3 33.3	0 0.0	9 100.0
100万人～200万人未満	10 66.6	1 6.7	3 20.0	1 6.7	15 100.0
200万人～500万人未満	6 85.7	0 0.0	1 14.3	0 0.0	7 100.0
500万人以上	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
合 計	26 70.3	3 8.1	7 18.9	1 2.7	37 100.0

表40 問6-2 失語症者向け意思疎通支援者養成事業委託先

身体障害者協会	社会福祉協議会	社会福祉事業団	NPO	言語聴覚士協会	失語症関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	24 92.3	0 0.0	0 0.0	2 7.7	0 0.0	26 100.0

表 41 問 6-3 2019 年度の失語症者向け意思疎通支援者養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
100 万人未満	2	847,000	2	847,976	9
100 万人～200 万人未満	4	548,538	1	2,200,000	15
200 万人～500 万人未満	6	880,340	1	325,000	7
500 万人以上	5	5,300,079	2	619,953	6
合 計	17	2,098,270	6	910,143	37

表 42 問 6-4 2019 年度の失語症者向け意思疎通支援者養成事業執行額

	執行額		回答者数
	n	平均 (円)	
100 万人未満	2	1,694,976	9
100 万人～200 万人未満	5	873,130	15
200 万人～500 万人未満	6	795,511	7
500 万人以上	4	6,913,490	6
合 計	35	2,363,684	37

失語症者向け派遣事業の実施状況を尋ねたところ、「実施していない（来年度の検討もしていない）」が最も多く 51.4%、ついで「実施していないが来年度の実施を検討している」が 24.3%、「実施している」のは 10.8% であった。200 万人～500 万人未満の県において「実施している」割合が相対的に高い傾向がうかがわれる。

表 43 問 6-6 2020 年度の失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
100 万人未満	0 0.0	5 55.6	3 33.3	1 11.1	9 100.0
100 万人～200 万人未満	0 0.0	9 60.0	2 13.3	4 26.7	15 100.0
200 万人～500 万人未満	3 42.9	4 57.1	0 0.0	0 0.0	7 100.0
500 万人以上	1 16.7	1 16.7	4 66.6	0 0.0	6 100.0
合 計	4 10.8	19 51.4	9 24.3	5 13.5	37 100.0

表 44 問 6-7 失語者向け意思疎通支援者派遣事業委託先

身体障害者協会	社会福祉協議会	社会福祉事業団	NPO	言語聴覚士協会	失語症関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0

新型コロナウイルス感染症による失語症者向け意思疎通支援事業への影響を尋ねたところ、表45の通り43.2%で「影響があった」と回答し、「影響がない」と回答したのはわずかであった。人口区分別の差は明確ではない。

表45 問6-16 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
100 万人未満	1 11.1	1 11.1	7 77.8	9 100.0
100 万人～200 万人未満	1 6.7	5 33.3	9 60.0	15 100.0
200 万人～500 万人未満	0 0.0	5 71.4	2 28.6	7 100.0
500 万人以上	0 0.0	5 83.3	1 16.7	6 100.0
合 計	2 5.4	16 43.2	19 51.4	37 100.0

新型コロナウイルス感染症による「影響があった」と回答した16県に対応内容を尋ねたところ、表46の通り「意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した」が最も多く93.8%を占めた。nの数が小さいため、人口規模別の差は明確ではない。

表46 問6-16 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	意思疎通支援者の派遣を取りやめた	派遣件数が減少した	意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した	失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した	その他	回答者数
100 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
100 万人～200 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	5 100.0
200 万人～500 万人未満	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	4 80.0	1 20.0	5 100.0
500 万人以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0	0 0.0	5 100.0
合 計	1 6.3	1 6.3	1 6.3	0 0.0	15 93.8	1 6.3	16 100.0

ITを活用した意思疎通支援事業を尋ねたところ、表47の通り活用がないと回答した都道府県が過半数の51.4%を占めた。人口区分別の差は明確ではない。

表47 問6-17 ITを活用した失語症者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
100万人未満	4 44.4	0 0.0	5 55.6	9 100.0
100万人～200万人未満	5 33.3	1 6.7	9 60.0	15 100.0
200万人～500万人未満	6 85.7	0 0.0	1 14.3	7 100.0
500万人以上	4 66.6	1 16.7	1 16.7	6 100.0
合 計	19 51.4	2 5.4	16 43.2	37 100.0

【考察4】 失語症者向け意思疎通支援に関する考察

地域生活支援事業では、2018年度から失語症者向け意思疎通支援者の養成が都道府県の必須事業となっている。2020年度の養成事業について、表39を見ると「実施している」が70.3%、「実施していないが、来年度の実施を検討している」が18.9%で、あわせて90%が実施または実施を予定していた。また、表40を見ると養成事業委託先の92.3%が言語聴覚士協会となっている。次に、失語症者向け意思疎通支援者の派遣は2019年度から都道府県の必須事業となっている。2020年度の派遣事業について、表43を見ると、「実施していない（来年度の検討もしていない）」が51.4%と半数以上であった。派遣を実施していない理由を見ると、「派遣は原則市町村で行うものと考えている」が多く、「派遣事業に必要な研修修了者と研修指導者の数、体制が不十分であるため」「養成研修が未実施であるため」「失語症者の実態・ニーズ把握ができていないため」と記述されていた。また、表44を見ると事業の委託先は全て言語聴覚士協会であった。このような養成や派遣の実態とヒアリング調査の結果から、①都道府県の担当者や、事業の委託を受けている県言語聴覚士協会担当者による情報交流や意見交換する場の確保、②事業委託先の言語聴覚士は病院勤務が多く、多忙であることから、派遣業務を安定的に行える事業体制の整備、等が失語症者向け意思疎通支援事業の喫緊の課題と言える。

【都道府県における意思疎通支援に関する総合考察】**1. 予算の確保について**

都道府県は知識、技能向上のための研修や養成を担うこととなっている。2019年度の養成事業の1県当たりの平均執行額は、表5の通り手話通訳者養成事業（奉仕員養成、現任研修含む）が3,958,693円、要約筆記者養成事業（現任研修含む）が1,942,520円、表19の通り点訳・音訳奉仕員養成事業が989,632円、代筆・代読奉仕員養成事業が509,266円、表30の通り盲ろう通訳・介助者養成事業が1,368,143円、表42の通り失語症者向け養成事業が2,363,684円で、どの事業も十分な予算が確保されておらず、特に任意事業である点訳・音訳奉仕員養成と代筆・代読奉仕員養成事業が低額な予算となっていた。予算が不足する原因について、都道府県からは「地域生活支援事業等補助金の国庫補助額が2分の1を割り込み、財源が不足している」との意見が6県から出されている。都道府県が専門性の高い人材を育成するためには補助率通りの予算の確保が必要である。

2. 広域派遣について

都道府県は、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等、広域的対応が必要な事業を行うとされ、聴覚障害者を対象とした手話通訳者や要約筆記者の広域派遣では、聴覚障害者情報提供施設が連絡調整を担っている都道府県が多い。また、盲ろう者通訳・介助者の派遣は、ヒアリング調査から大阪府のように政令指定都市、中核市が大阪府に予算を一元化し、大阪府の盲ろう者等社会参加支援センターが派遣を担っていた。このように広域派遣や人材養成を行う体制の整備が重要であり、都道府県の必須事業である失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣においても、実施体制の整備を促進する必要がある。

3. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響について

都道府県で新型コロナウイルス感染症の影響があったのは、聴覚障害者を対象とした事業で100%、視覚障害者を対象とした事業で86.5%、盲ろう者を対象とした事業で97.3%、失語症者を対象とした事業で43.2%であった。影響の内容としては、聴覚障害者の事業では、「知事の会見に手話通訳者を配置した」が89.2%と高かった。また、聴覚障害者、視覚障害者、盲ろう者、失語症者とも、「養成講座・研修会の延期または中止」が75%～93%と高い割合で、人材育成に関する事業への影響が大きかった。「意思疎通支援者の派遣を制限または中止した」は6%～22%と少なく、マスクやフェイスシールドを配布するなど、さまざまな対策を講じて事業の継続が図られていた。障害別では、視覚障害の事業で自宅における点訳・音訳作業の増加、盲ろう者の事業では当事者からの相談対応や給付金に関する情報提供、等の回答があった。新たなコロナ対策としては、聴覚障害者に対する遠隔手話サービス・遠隔要約筆記サービス、視覚障害者に対するオンラインによる代読サービスを開始した県が、各1県ずつあった。

このような意思疎通支援事業にITを活用しているのは、聴覚障害者で86.5%、視覚障害者で16.2%、盲ろう者で2.7%、失語症者で5.4%と聴覚障害者以外は活用が少なく、引き続き調査研究が必要である。

4. ALS 患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への意思疎通支援事業について

表 48 を見ると「一つも実施していない」都道府県は 83.3% であり、「実施している」と回答した都道府県は 8.1% と極めて少ない。「実施している」の内容を尋ねたところ、①高次脳機能障害のある人への支援、②コーディネーターの配置など相談支援、③高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業として支援拠点機関（コーディネーター）の設置や支援従事者研修、④精神障害関係従事者養成研修事業として精神科病院からの地域移行・定着支援を促進する人材の養成、⑤重度心身障害児（者）在宅支援充実強化事業として施策推進を行う検討組織の運営、看護従事者等の養成、などが記述されていた。実施している都道府県が少ないことから、記述されていた実施内容を全国のモデルとして、更に調査研究を続ける必要がある。

表 48 問 7 ALS 患者等への派遣事業

これらの意思疎通支援事業は 一つも実施していない	これらの意思疎通支援事業の うち一つ以上実施している	回答なし	合 計
31 83.8	3 8.1	3 8.1	37 100.0

(2) 政令指定都市・中核市・特別区向けアンケート調査結果

1) 基礎項目

表 49 の通り回答のあった政令指定都市・中核市・特別区は 94 市区で、人口区分別には、30 万人～50 万人未満が 40.4% で最も多く、ついで 30 万人未満 26.6%、50 万人～100 万人未満が 23.4% であった。

表 49 都市区分×人口区分

	30 万人未満	30 万人～50 万人未満	50 万人～100 万人未満	100 万人以上	合 計
政令指定都市			6 40.0	9 60.0	15 100.0
中核市	17 29.3	33 56.9	8 13.8		58 100.0
特別区	8 38.1	5 23.8	8 38.1		21 100.0
合 計	25 26.6	38 40.4	22 23.4	9 9.6	94 100.0

2) 障害者数

94 市区の障害者数の平均は表 50 のとおりであった。

表 50

(人)

	平 均	最小値	最大値
(1) 視覚障害	1,264	92	6,438
(2) 聴覚・平衡機能障害	1,644	93	8,919
(3) 音声・言語・そしゃく機能障害	235	29	1,031
(4) 肢体不自由	9,954	713	48,233
(5) 内部障害	6,397	503	35,111
(6) 療育手帳所持者	4,474	148	32,281
(7) 精神保健福祉手帳所持者	5,309	291	39,232
合 計	29,237	1,869	171,245

3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業

2020 年度、手話通訳者（手話奉仕員）・要約筆記者養成事業は、表 51 の通り政令指定都市全体の 93.3% において実施されており、実施していないところも次年度の実施を検討していることが分かった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 51 （政令指定都市）問 3-1 手話通訳・要約筆記養成事業の 2020 年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度 の検討もしていない）	実施していないが、来年 度の実施を検討している	合 計
50 万人～100 万人未満	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100 万人以上	8 88.9	0 0.0	1 11.1	9 100.0
合 計	14 93.3	0 0.0	1 6.7	15 100.0

表52の通り手話通訳者（手話奉仕員）・要約筆記者養成事業は、中核市全体の82.8%において実施されており、実施していないところも次年度の実施を検討していることが分かった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表52 （中核市）問3-1 手話通訳・要約筆記者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
30万人未満	14 82.4	0 0.0	3 17.6	17 100.0
30万人～50万人未満	29 87.9	0 0.0	4 12.1	33 100.0
50万人～100万人未満	5 62.5	0 0.0	3 37.5	8 100.0
合 計	48 82.8	0 0.0	10 17.2	58 100.0

表53の通り手話通訳者（手話奉仕員）・要約筆記者養成事業は、特別区全体の80.9%において実施されており、実施していないところも次年度の実施を検討していることが分かった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表53 （特別区）問3-1 手話通訳・要約筆記者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	7 87.5	0 0.0	1 12.5	0 0.0	8 100.0
30万人～50万人未満	3 60.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	5 100.0
50万人～100万人未満	7 87.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	17 80.9	0 0.0	3 14.3	1 4.8	21 100.0

表54 （政令指定都市・中核市・特別区）問3-3 2019年度の手話通訳・要約筆記者養成事業財源

	地域生活支援事業 意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
30万人未満	19	3,424,404	11	1,811,557	25
30万人～50万人未満	33	4,836,088	7	1,317,834	38
50万人～100万人未満	19	7,168,917	5	3,292,615	22
100万人以上	8	59,730,606	3	11,185,000	9
合 計	79	10,616,568	26	3,045,001	94

表 55 (政令指定都市・中核市・特別区) 問 3-4 2019 年度の手話通訳・要約筆記養成事業執行額

	手話通訳		要約筆記		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
30 万人未満	24	2,537,660	11	781,263	25
30 万人～50 万人未満	36	2,779,278	25	1,489,736	38
50 万人～100 万人未満	20	4,225,368	14	1,436,366	22
100 万人以上	8	11,970,569	8	2,734,269	9
合 計	88	3,877,611	58	1,514,148	94

政令指定都市において 2019 年度に実施した手話通訳養成事業について尋ねたところ、表 56 の通り手話通訳者養成講座が 100.0% で最も多く、ついで手話奉仕員養成講座 93.3% であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 56 (政令指定都市) 問 3-5 2019 年度に実施した手話通訳養成事業

	手話通訳士 養成講座	手話通訳者 養成講座	手話奉仕員 養成講座	手話通訳士 現任研修	手話通訳者 現任研修	手話奉仕員 現任研修	手話通訳者 登録試験	その他	回答者数
50 万人～ 100 万人未満	1 16.7	6 100.0	5 83.3	1 16.7	2 33.3	0 0.0	3 50.0	1 16.7	6 100.0
100 万人以上	0 0.0	9 100.0	9 100.0	0 0.0	4 44.4	2 22.2	5 55.6	0 0.0	9 100.0
合 計	1 6.7	15 100.0	14 93.3	1 6.7	6 40.0	2 13.3	8 53.3	1 6.7	15 100.0

中核市において 2019 年度に実施した手話通訳養成事業について尋ねたところ、表 57 の通り手話奉仕員養成講座が 93.1% で最も多く、ついで手話通訳者養成講座で 69.0% であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 57 (中核市) 問 3-5 2019 年度に実施した手話通訳養成事業

	手話通訳士 養成講座	手話通訳者 養成講座	手話奉仕員 養成講座	手話通訳士 現任研修	手話通訳者 現任研修	手話奉仕員 現任研修	手話通訳者 登録試験	その他	回答者数
30 万人未満	0 0.0	8 47.1	17 100.0	0 0.0	5 29.4	2 11.8	6 35.3	2 11.8	17 100.0
30 万人～ 50 万人未満	1 3.0	25 75.8	30 90.9	1 3.0	10 30.3	2 6.1	7 21.2	11 33.3	33 100.0
50 万人～ 100 万人未満	0 0.0	7 87.5	7 87.5	0 0.0	4 50.0	1 12.5	3 37.5	0 0.0	8 100.0
合 計	1 1.7	40 69.0	54 93.1	1 1.7	19 32.8	5 8.6	16 27.6	13 22.4	58 100.0

特別区において2019年度に実施した手話通訳養成事業としては、表58の通り手話通訳者登録試験が61.9%で最も多く、手話通訳者養成講座と手話奉仕員養成講座が57.1%と同率で続いた。人口区分別にはサンプル数が少ないため明確な差は認められない。

表58 (特別区) 問3-5 2019年度に実施した手話通訳養成事業

	手話通訳士 養成講座	手話通訳者 養成講座	手話奉仕員 養成講座	手話通訳士 現任研修	手話通訳者 現任研修	手話奉仕員 現任研修	手話通訳者 登録試験	その他	回答なし	回答者数
30万人未満	0 0.0	3 37.5	6 75.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	3 37.5	1 12.5	0 0.0	8 100.0
30万人～ 50万人未満	0 0.0	5 100.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50万人～ 100万人未満	0 0.0	4 50.0	5 62.5	0 0.0	5 62.5	1 12.5	6 75.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	0 0.0	12 57.1	12 57.1	0 0.0	9 42.9	1 4.8	13 61.9	1 4.8	1 4.8	21 100.0

政令指定都市において2019年度に実施した要約筆記養成事業について尋ねたところ、表59の通り要約筆記者養成講座が100.0%で最も多く、ついで要約筆記者現任研修が46.7%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表59 (政令指定都市) 問3-5 2019年度に実施した要約筆記養成事業

	要約筆記者 養成講座	要約筆記奉仕員 現任研修	要約筆記者 現任研修	その他	回答者数
50万人～100万人未満	6 100.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7	6 100.0
100万人以上	9 100.0	2 22.2	5 55.6	1 11.1	9 100.0
合 計	15 100.0	2 13.3	7 46.7	2 13.3	15 100.0

中核市において2019年度に実施した要約筆記養成事業について尋ねたところ、表60の通り要約筆記者養成講座が72.4%で最も多く、ついで要約筆記者現任研修が24.1%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表60 (中核市) 問3-5 2019年度に実施した要約筆記養成事業

	要約筆記者 養成講座	要約筆記奉仕員 現任研修	要約筆記者 現任研修	その他	回答なし	回答者数
30万人未満	8 47.1	3 17.6	3 17.6	2 11.8	7 41.2	17 100.0
30万人～50万人未満	26 78.8	0 0.0	9 27.3	3 9.1	6 18.2	33 100.0
50万人～100万人未満	8 100.0	1 12.5	2 25.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
合 計	42 72.4	4 6.9	14 24.1	5 8.6	13 22.4	58 100.0

特別区において2019年度に実施した要約筆記養成事業について尋ねたところ、表61の通り回答なしが大多数を占め明確な結果が見られなかった。人口区分別にはサンプル数が少ないこともあって明確な差は認められない。

表61 (特別区) 問3-5 2019年度に実施した要約筆記養成事業

	要約筆記者 養成講座	要約筆記奉仕員 現任研修	要約筆記者 現任研修	その他	回答なし	回答者数
30万人未満	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 87.5	8 100.0
30万人～50万人未満	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	4 80.0	5 100.0
50万人～100万人未満	1 12.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	6 75.0	8 100.0
合 計	2 9.5	0 0.0	1 4.8	2 9.5	17 81.0	21 100.0

手話通訳の養成講座等受講者数について尋ねた結果を表62に示した。

手話通訳養成講座受講者数としては、全体では手話奉仕員が77.6人と最も多く、ついで手話通訳者40.2人であった。現任研修受講者数としては、手話通訳者が55.9人、手話奉仕員が47.9人であった。

手話通訳士は養成講座、現任研修共に人数の回答が十分に得られなかった。

表62 問3-5 2019年度に実施した手話通訳の養成講座等受講者数

	手話通訳士 養成講座		手話通訳者 養成講座		手話奉仕員 養成講座		手話通訳士 現任研修		手話通訳者 現任研修		手話奉仕員 現任研修		手話通訳者 登録試験の 受験者数	
	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)
政令指定都市	1	13.0	15	37.4	14	119.9	1	18.0	5	59.6	2	20.0	7	28.9
中核市	1	2.0	39	32.5	54	54.4	1	4.0	19	41.2	5	58.4	16	8.9
特別区	0	0	12	68.6	11	137.6	0	0	8	88.6	1	51.0	12	20.7
全 体	2	7.5	66	40.2	79	77.6	2	11.0	32	55.9	8	47.9	35	16.9

要約筆記の養成講座等受講者数について尋ねた結果を表63に示した。

表63 問3-5 2019年度に実施した要約筆記の養成講座等受講者数

	要約筆記者養成講座		要約筆記奉仕員養成講座		要約筆記者現任研修会	
	n	平均(人)	n	平均(人)	n	平均(人)
政令指定都市	15	13.2	1	27.0	6	36.3
中核市	41	7.9	4	17.0	13	21.0
特別区	2	20.5	0	0	1	4.0
全 体	58	9.7	5	19.0	20	24.8

表64の通り手話通訳・要約筆記派遣事業は政令指定都市の全てで実施されており、人口区分別の差はみられない。

表64 (政令指定都市) 問3-6 2020年度の手話通訳・要約筆記派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
50万人～100万人未満	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100万人以上	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
合 計	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0

表65の通り手話通訳・要約筆記派遣事業は中核市の96.6%で実施されており、残りの市も次年度の実施を検討していると回答した。人口区分別の差は明確ではない。

表65 (中核市) 問3-6 2020年度の手話通訳・要約筆記派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
30万人未満	17 100.0	0 0.0	0 0.0	17 100.0
30万人～50万人未満	32 97.0	0 0.0	1 3.0	33 100.0
50万人～100万人未満	7 87.5	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	56 96.6	0 0.0	2 3.4	58 100.0

表66の通り手話通訳・要約筆記派遣事業は特別区の95.2%で実施されていた。人口区分別の差は明確ではない。

表66 (特別区) 問3-6 2020年度の手話通訳・要約筆記派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	8 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
30万人～50万人未満	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50万人～100万人未満	7 87.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	20 95.2	0 0.0	0 0.0	1 4.8	21 100.0

表 67 (政令指定都市・中核市・特別区) 問 3-9 2019 年度の手話通訳・要約筆記派遣事業執行額

	手話通訳		要約筆記		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
30 万人未満	24	4,224,621	22	682,893	25
30 万人～50 万人未満	33	5,072,907	33	1,281,811	38
50 万人～100 万人未満	19	12,686,931	18	2,538,519	22
100 万人以上	7	22,737,437	7	4,813,830	9
合 計	83	8,060,368	80	1,708,920	94

手話通訳と要約筆記の登録者数、実働人数を尋ねたところ、全体では、表 68 の通り手話通訳の登録者数は平均で 61.3 人に対して、実働人数 35.9 人（稼働率 58.6%）、要約筆記の登録者数は平均 42.3 人に対して、実働人数は平均 25.9 人（稼働率 61.2%）であった。

特別区で手話通訳の稼働率が 50.8% とやや低いが、逆に要約筆記の稼働率は 84.0% と相対的に高かった。

政令指定都市、中核市、特別区それぞれの人口区分別にみるにはサンプル数が十分ではないため算出しなかった。

表 68 問 3-12 2020 年 3 月現在の手話通訳と要約筆記の登録者数、実働人数

	手話通訳					要約筆記				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均 (人)	n	平均 (人)		n	平均 (人)	n	平均 (人)	
政令指定都市	14	97.8	8	64.3	65.7%	15	46.5	9	33.2	71.4%
中核市	56	44.1	51	29.7	67.3%	53	33.4	47	20.8	62.3%
特別区	21	82.9	14	42.1	50.8%	10	83.1	4	69.8	84.0%
全 体	91	61.3	73	35.9	58.6%	78	42.3	60	25.9	61.2%

政令指定都市における設置（専任）手話通訳者の配置を尋ねたところ、表 69 の通り正規雇用の手話通訳者が「いる」と「いない」がほぼ同数であった。非常勤の手話通訳者については、「いる」が 66.7% を占め、「いない」を上回った。人口区分別には回答数が十分でないものの同様の傾向であった。

表 69 (政令指定都市) 問 3-22 設置（専任）手話通訳者の配置

	正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいる	正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいない	非常勤の設置（専任）手話通訳者がいる	非常勤の設置（専任）手話通訳者がいない	回答者数
50 万人～100 万人未満	2 33.3	3 50.0	5 83.3	0 0.0	6 100.0
100 万人以上	4 44.4	4 44.4	5 55.6	2 22.2	9 100.0
合 計	6 40.0	7 46.7	10 66.7	2 13.3	15 100.0

中核市においては、表70の通り正規雇用の手話通訳者が「いない」が「いる」を上回った。人口規模の小さい市のほうが正規雇用の配置割合が高い傾向がうかがわれる。

非常勤の手話通訳者については、「いる」が75.9%を占め、「いない」を上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表70 (中核市) 問3-22 設置(専任)手話通訳者の配置

	正規雇用の設置 (専任)手話通 訳者がいる	正規雇用の設置 (専任)手話通訳 者はいない	非常勤の設置 (専任)手話通 訳者がいる	非常勤の設置(専 任)手話通訳者は いない	回答なし	回答者数
30万人未満	9 52.9	5 29.4	12 70.6	3 17.6	0 0.0	17 100.0
30万人～ 50万人未満	8 24.2	16 48.5	26 78.8	5 15.2	1 3.0	33 100.0
50万人～ 100万人未満	0 0.0	4 50.0	6 75.0	2 25.0	0 0.0	8 100.0
合 計	17 29.3	25 43.1	44 75.9	10 17.2	1 1.7	58 100.0

特別区では、表71の通り正規雇用、非常勤ともに、手話通訳者が「いない」割合が、「いる」割合よりも上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表71 (特別区) 問3-22 設置(専任)手話通訳者の配置

	正規雇用の設置 (専任)手話通 訳者がいる	正規雇用の設置 (専任)手話通訳 者はいない	非常勤の設置 (専任)手話通 訳者がいる	非常勤の設置(専 任)手話通訳者は いない	回答なし	回答者数
30万人未満	0 0.0	5 62.5	2 25.0	5 62.5	1 12.5	8 100.0
30万人～ 50万人未満	0 0.0	4 80.0	3 60.0	2 40.0	0 0.0	5 100.0
50万人～ 100万人未満	1 12.5	4 50.0	1 12.5	6 75.0	1 12.5	8 100.0
合 計	1 4.8	13 61.9	6 28.6	13 61.9	2 9.5	21 100.0

設置(専任)要約筆記者の配置を尋ねたところ、表72の通り政令指定都市では正規雇用、非常勤ともに「いない」割合が7割を超え、「いる」割合を上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表72 (政令指定都市) 問3-22 設置(専任)要約筆記者の配置

	正規雇用の設置(専任) 要約筆記者がいる	正規雇用の設置(専任) 要約筆記者はいない	非常勤の設置(専任) 要約筆記者がいる	非常勤の設置(専任) 要約筆記者はいない	回答者数
50万人～ 100万人未満	0 0.0	5 83.3	1 16.7	5 83.3	6 100.0
100万人以上	1 11.1	6 66.7	2 22.2	6 66.7	9 100.0
合 計	1 6.7	11 73.3	3 20.0	11 73.3	15 100.0

表73の通り中核市では正規雇用、非常勤ともに「いない」割合が、「いる」割合を大きく上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表73 (中核市) 問3-22 設置(専任)要約筆記者の配置

	正規雇用の設置 (専任)要約筆 記者がいる	正規雇用の設置 (専任)要約筆 記者はいない	非常勤の設置 (専任)要約筆 記者がいる	非常勤の設置 (専任)要約筆 記者はいない	回答なし	回答者数
30万人未満	1 5.9	14 82.4	0 0.0	14 82.4	1 5.9	17 100.0
30万人～ 50万人未満	0 0.0	27 81.8	0 0.0	31 93.9	1 3.0	33 100.0
50万人～ 100万人未満	0 0.0	5 62.5	0 0.0	8 100.0	0 0.0	8 100.0
合 計	1 1.7	46 79.3	0 0.0	53 91.4	2 3.4	58 100.0

表74の通り政令指定都市では正規雇用、非常勤ともに配置しているところではなかった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表74 (特別区) 問3-22 設置(専任)要約筆記者の配置

	正規雇用の設置 (専任)要約筆 記者がいる	正規雇用の設置 (専任)要約筆 記者はいない	非常勤の設置 (専任)要約筆 記者がいる	非常勤の設置 (専任)要約筆 記者はいない	回答なし	回答者数
30万人未満	0 0.0	4 50.0	0 0.0	6 75.0	2 25.0	8 100.0
30万人～ 50万人未満	0 0.0	4 80.0	0 0.0	4 80.0	1 20.0	5 100.0
50万人～ 100万人未満	0 0.0	4 50.0	0 0.0	5 62.5	3 37.5	8 100.0
合 計	0 0.0	12 57.1	0 0.0	15 71.4	6 28.6	21 100.0

新型コロナウイルス感染症による事業影響について尋ねたところ、表75～77の通り政令指定都市、中核市の全てで影響があったと回答した。特別区においても影響がないと回答したのは1区のみで残りは全て影響があったと回答した。

表75 (政令指定都市) 問3-23 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	合 計
50万人～100万人未満	0 0.0	6 100.0	6 100.0
100万人以上	0 0.0	9 100.0	9 100.0
合 計	0 0.0	15 100.0	15 100.0

表 76 (中核市) 問 3-23 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	合 計
30 万人未満	0 0.0	17 100.0	17 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	33 100.0	33 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	8 100.0	8 100.0
合 計	0 0.0	58 100.0	58 100.0

表 77 (特別区) 問 3-23 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30 万人未満	1 12.5	7 87.5	0 0.0	8 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	5 100.0	0 0.0	5 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	7 87.5	1 12.5	8 100.0
合 計	1 4.8	19 90.4	1 4.8	21 100.0

新型コロナウイルス感染症による影響内容について尋ねたところ、表 78～80 の通り「手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止」が最も多く、ついで「手話通訳や要約筆記の派遣件数の減少」及び、「登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドの配布」が多かった。人口区分別にも同様の傾向であった。中核市や特別区においても同様の傾向であった。

表 78 (政令指定都市) 問 3-23 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した	設置手話通訳者は自宅でオンラインを使って手話通訳をした	登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた	手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した	登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した	新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った	その他	回答者数
50 万人～100 万人未満	4 66.7	6 100.0	1 16.7	0 0.0	5 83.3	3 50.0	2 33.3	3 50.0	6 100.0
100 万人以上	5 55.6	8 88.9	0 0.0	0 0.0	7 77.8	9 100.0	2 22.2	2 22.2	9 100.0
合 計	9 60.0	14 93.3	1 6.7	0 0.0	12 80.0	12 80.0	4 26.7	5 33.3	15 100.0

表 79 (中核市) 問 3-23 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した	設置手話通訳者は自宅でオンラインを使って手話通訳をした	登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた	手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した	登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した	新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った	その他	回答者数
30 万人未満	8 47.1	14 82.4	0 0.0	1 5.9	9 52.9	12 70.6	4 23.5	1 5.9	17 100.0
30 万人～ 50 万人未満	8 24.2	29 87.9	1 3.0	9 27.3	25 75.8	26 78.8	5 15.2	6 18.2	33 100.0
50 万人～ 100 万人未満	2 25.0	8 100.0	0 0.0	2 25.0	5 62.5	7 87.5	4 50.0	1 12.5	8 100.0
合 計	18 31.0	51 87.9	1 1.7	12 20.7	39 67.2	45 77.6	13 22.4	8 13.8	58 100.0

表 80 (特別区) 問 3-23 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した	設置手話通訳者は自宅でオンラインを使って手話通訳をした	登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた	手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した	登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した	新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った	その他	回答者数
30 万人未満	2 28.6	7 100.0	0 0.0	1 14.3	5 71.4	6 85.7	0 0.0	1 14.3	7 100.0
30 万人～ 50 万人未満	3 60.0	4 80.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0	5 100.0
50 万人～ 100 万人未満	1 14.3	6 85.7	0 0.0	1 14.3	6 85.7	5 71.4	0 0.0	1 14.3	7 100.0
合 計	6 31.6	17 89.5	0 0.0	3 15.8	14 73.7	15 78.9	1 5.3	2 10.5	19 100.0

IT を活用した意思疎通支援事業について尋ねたところ、表 81 の通り政令指定都市全体の 73.3% で活用していると回答した。人口区分別にも同様の傾向が見られた。

表 81 (政令指定都市) 問 3-24 IT を活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	合 計
50 万人～100 万人未満	1 16.7	5 83.3	6 100.0
100 万人以上	3 33.3	6 66.7	9 100.0
合 計	4 26.7	11 73.3	15 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業について尋ねたところ、表82の通り中核市全体の65.5%で活用していると回答した。人口区分別にみると30万人未満では活用の割合がやや低かった。

表82 (中核市) 問3-24 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	合 計
30万人未満	9 52.9	8 47.1	17 100.0
30万人～50万人未満	9 27.3	24 72.7	33 100.0
50万人～100万人未満	2 25.0	6 75.0	8 100.0
合 計	20 34.5	38 65.5	58 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業について尋ねたところ、表83の通り特別区全体の61.9%で活用していると回答した。人口区分別にも同様の傾向が見られた。

表83 (特別区) 問3-24 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
30万人未満	3 37.5	5 62.5	0 0.0	8 100.0
30万人～50万人未満	2 40.0	3 60.0	0 0.0	5 100.0
50万人～100万人未満	2 25.0	5 62.5	1 12.5	8 100.0
合 計	7 33.3	13 61.9	1 4.8	21 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容について尋ねたところ、表84の通り「タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている」の割合が政令指定都市全体の54.5%と最も高く、ついで「ホームページで手話動画による情報提供」が36.4%であった。100万人未満の政令指定都市では「タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている」の割合が低い傾向がうかがえる。

表84 (政令指定都市) 問3-24 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容

	タブレット端末を公共機関の窓口を設置し、遠隔手話サービスを行っている	医療機関等にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている	難聴者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている	ホームページで手話動画による情報提供を行っている	音声認識機器を公共機関の窓口を設置している	その他	回答者数
50万人～100万人未満	1 20.0	1 20.0	1 20.0	3 60.0	0 0.0	2 40.0	5 100.0
100万人以上	5 83.3	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	6 100.0
合 計	6 54.5	1 9.1	1 9.1	4 36.4	2 18.2	3 27.3	11 100.0

中核市では、表 85 の通り IT を活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容として、その他の割合が高かった。自由記述からは、遠隔手話通訳サービスを公共機関や医療機関に限らず、個人のスマートフォンを利用できるようにしたり、タブレットを貸し出したりする内容が見られた。

また、人口規模の小さい市で「タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている」割合がむしろ高い傾向が見られた。(サンプル数が十分ではないため、誤差の範囲かもしれない)。

表 85 (中核市) 問 3-24 IT を活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容

	タブレット端末を公共機関の窓口 に設置し、遠隔手話サービス を行っている	医療機関等に タブレットを 設置し、遠隔 手話サービス を行っている	難聴者のオン ライン会議に 遠隔要約筆記 サービスを行 っている	ホームページ で手話動画に よる情報提供 を行っている	音声認識機器 を公共機関の 窓口を設置し ている	その他	回答者 数
30 万人未満	6 75.0	2 25.0	0 0.0	3 37.5	0 0.0	2 25.0	8 100.0
30 万人～ 50 万人未満	9 37.5	0 0.0	1 4.2	8 33.3	2 8.3	13 54.2	24 100.0
50 万人～ 100 万人未満	2 33.3	0 0.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7	3 50.0	6 100.0
合 計	17 44.7	2 5.3	1 2.6	13 34.2	3 7.9	18 47.4	38 100.0

特別区における IT を活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容としては、表 86 の通り「タブレット端末を公共機関の窓口を設置し遠隔手話サービスを行っている」という割合が 53.8% と高かった。

表 86 (特別区) 問 3-24 IT を活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容

	タブレット端 末を公共機関 の窓口設置 し、遠隔手話 サービスを行 っている	医療機関等に タブレットを 設置し、遠隔 手話サービス を行っている	難聴者のオン ライン会議に 遠隔要約筆記 サービスを行 っている	ホームペー ジで手話動 画による情 報提供を行 っている	音声認識機 器を公共機 関の窓口 に設置してい る	その他	回答 なし	回答者 数
30 万人未満	3 60.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	5 100.0
30 万人～ 50 万人未満	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	3 100.0
50 万人～ 100 万人未満	3 60.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	5 100.0
合 計	7 53.8	0 0.0	1 7.7	0 0.0	1 7.7	4 30.8	1 7.7	13 100.0

【考察6】 聴覚障害者向け意思疎通支援に関する考察

1. 政令指定都市、中核市、特別区では、表56～表58の2019年度に実施した手話通訳事業の集計結果から、市区を合わせた平均が手話奉仕員養成事業で85.1%、手話通訳者養成事業で71.3%と実施率が高く、手話通訳者登録試験39.4%、手話通訳者現任研修36.2%と両事業は30%台であった。手話通訳事業の実施状況を都道府県と比較すると、都道府県は手話通訳者養成事業の実施率が97.3%、手話通訳者登録試験が78.4%、手話通訳者現任研修が78.4%と専門性の高い意思疎通支援者の養成に係る事業の実施率が高く、一方で手話奉仕員養成事業は8.1%と実施率が低かった。政令指定都市、中核市、特別区で手話奉仕員養成事業の実施率が高い理由の一つに市町村の必須事業となっていることが考えられた。
2. 要約筆記者養成事業については、表59と表60を見ると政令指定都市で100%、中核市で72.4%と高い実施率であるが、表61の特別区では実施が9.5%、無回答が81%であった。そのため特別区における状況が把握できなかった。
3. 運営委員会の設置は、政令指定都市、中核市、特別区を合わせて、「設置している」が30.9%、「設置していないが他の会議に含めている」が12.8%と、派遣事業を円滑に実施するための委員会の設置は半数に至っていない。新型コロナウイルスの影響や派遣に係る制限など、当事者、事業者、行政が緊密に意見交換しなければならない課題が多いことから、運営委員会の設置を促す必要がある。

表87 問3-11 運営委員会の設置状況

設置している	設置していないが、他の会議に含めている	設置していない	回答なし	合計
29 30.9	12 12.8	52 55.2	1 1.1	94 100.0

4. 政令指定都市、中核市、特別区を合わせて、手話通訳者の選定方法で「試験なし」が8.5%、要約筆記者の選定方法で「試験なし」が12.8%であった。研修会の修了や面接のみで手話通訳者や要約筆記者として認定するところもあり、知識や技能レベルの均質化を図るため認定試験の導入を一層進めていく必要がある。

表88 問3-13 登録手話通訳選定方法

試験あり	試験なし	その他	回答なし	回答者数
53 56.4	8 8.5	34 36.2	2 2.1	94 100.0

表89 問3-13 登録要約筆記選定方法

試験あり	試験なし	その他	回答なし	回答者数
38 40.4	12 12.8	33 35.1	13 13.8	94 100.0

5. 手話通訳、要約筆記の支払い対象時間は、「待ち合わせ時間などから、手話通訳、要約筆記終了後に内容を確認し別れるまで」が手話通訳で70.2%、要約筆記で67%であった。また、交通費の取り扱いは、「全額支給」が37.2%、「報酬に含む」が31.9%、「その他」が31.9%と、基準が異なっていた。「その他」は、一律支給、自家用車使用時の取扱い、域外の利用者負担等であるが、報酬や交通費については全国的に基準を決めて運用する必要がある。

表 90 問 3-18 手話通訳の報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	手話通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	回答者数
66 70.2	10 10.6	10 10.6	8 8.5	2 2.1	94 100.0

表 91 問 3-18 要約筆記の報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	手話通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	回答者数
63 67.0	10 10.6	10 10.6	6 6.4	7 7.4	94 100.0

4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業

政令指定都市における視覚障害者向け養成事業は、表 92 の通り「実施している」の割合が60.0%と高く、「実施していない」の割合を上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 92 (政令指定都市) 問 4-1 「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合計
50万人～100万人未満	4 66.7	2 33.3	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100万人以上	5 55.6	3 33.3	0 0.0	1 11.1	9 100.0
合計	9 60.0	5 33.3	0 0.0	1 6.7	15 100.0

中核市における視覚障害者向け養成事業は、表93の通り「実施していない（来年度の検討もしていない）」の割合が56.9%と高く、「実施している」の割合を上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表93 （中核市）問4-1 「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	6 35.3	10 58.8	1 5.9	0 0.0	17 100.0
30万人～ 50万人未満	12 36.4	19 57.5	2 6.1	0 0.0	33 100.0
50万人～ 100万人未満	3 37.5	4 50.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	21 36.2	33 56.9	3 5.2	1 1.7	58 100.0

特別区における視覚障害者向け養成事業は、表94の通り「実施していない（来年度の検討もしていない）」の割合が66.7%と高く、「実施している」の割合を上回った。人口区分別にも同様の傾向であった。

表94 （特別区）問4-1 「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	2 25.0	6 75.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
30万人～ 50万人未満	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50万人～ 100万人未満	2 25.0	4 50.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
合 計	5 23.8	14 66.7	0 0.0	2 9.5	21 100.0

表95 問4-3 2019年度の「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
30万人未満	5	202,751	6	246,409	25
30万人～50万人未満	10	941,291	4	2,344,318	38
50万人～100万人未満	6	731,172	4	501,865	22
100万人以上	3	397,667	1	513,000	9
合 計	24	666,946	15	891,745	94

表 96 問 4-4 2019 年度の「点訳・音訳」「代筆・代読」養成事業執行額

	点訳・音訳		代読・代筆		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
30 万人未満	10	222,692	1	111,842	25
30 万人～50 万人未満	9	458,198	1	140,000	38
50 万人～100 万人未満	8	832,849	0	0	22
100 万人以上	4	552,300	1	61,600	9
合 計	31	491,055	3	104,481	94

表 97 の通り政令指定都市において「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業を実施している割合は、13.3% と低かった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 97 (政令指定都市) 問 4-6 2020 年度「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない (来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
50 万人～ 100 万人未満	1 16.7	3 50.0	0 0.0	2 33.3	6 100.0
100 万人以上	1 11.1	8 88.9	0 0.0	0 0.0	9 100.0
合 計	2 13.3	11 73.4	0 0.0	2 13.3	15 100.0

表 98 の通り中核市において「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業を実施している割合は 1.7% と低かった。人口区分別の差はみられない。

表 98 (中核市) 問 4-6 2020 年度「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない (来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30 万人未満	0 0.0	13 76.5	0 0.0	4 23.5	17 100.0
30 万人～ 50 万人未満	1 3.0	23 69.7	0 0.0	9 27.3	33 100.0
50 万人～ 100 万人未満	0 0.0	5 62.5	0 0.0	3 37.5	8 100.0
合 計	1 1.7	41 70.7	0 0.0	16 27.6	58 100.0

表 99 の通り特別区における「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業を実施している割合は 23.8% と低い、政令指定都市や中核市に比べると相対的に高かった。人口区分別の差はみられない。

表 99 (特別区) 問 4-6 2020 年度「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30 万人未満	3 37.5	3 37.5	0 0.0	2 25.0	8 100.0
30 万人～ 50 万人未満	1 20.0	4 80.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50 万人～ 100 万人未満	1 12.5	6 75.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	5 23.8	13 61.9	0 0.0	3 14.3	21 100.0

「点訳・音訳」「代筆・代読」支援を行う登録者の状況は表 100 の通り。

表 100 問 4-10 2020 年 3 月現在の「点訳・音訳」「代筆・代読」支援を行う登録者

	点訳・音訳					代筆・代読				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均(人)	n	平均(人)	b/a	n	平均(人)	n	平均(人)	b/a
政令指定都市	0		0			1	194.0	1	194.0	100.0%
中核市	0		0			2	80.5	2	80.5	100.0%
特別区	2	357.5	2	357.5	100.0%	1	129.0	1	8.0	6.2%
全 体	2	357.5	2	357.5	100.0%	4	121.0	4	90.8	75.0%

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する新型コロナウイルス感染症による事業影響を尋ねたところ、表 101 の通り政令指定都市では「回答なし」の割合が過半数を超えて高かった。「影響があった」とする割合は 46.7%、「影響がない」と回答した市はなかった。

表 101 (政令指定都市) 問 4-19 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
50 万人～100 万人未満	0 0.0	3 50.0	3 50.0	6 100.0
100 万人以上	0 0.0	4 44.4	5 55.6	9 100.0
合 計	0 0.0	7 46.7	8 53.3	15 100.0

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する新型コロナウイルス感染症による事業影響を尋ねたところ、表102の通り中核市では「回答なし」の割合が8割を超えて高く、明確なことは言えないが、「影響があった」とする割合が「影響がなかった」割合より高い傾向がうかがえる。

表102 (中核市) 問4-19 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30 万人未満	2 11.8	3 17.6	12 70.6	17 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	4 12.1	29 87.9	33 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	0 0.0	8 100.0	8 100.0
合 計	2 3.4	7 12.1	49 84.5	58 100.0

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する新型コロナウイルス感染症による事業影響を尋ねたところ、表103の通り特別区では「回答なし」の割合が6割を超えて高く、明確なことは言えないが、「影響があった」とする割合が「影響がなかった」割合より高い傾向がうかがえる。

表103 (特別区) 問4-19 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30 万人未満	1 12.5	2 25.0	5 62.5	8 100.0
30 万人～50 万人未満	1 20.0	1 20.0	3 60.0	5 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	2 25.0	6 75.0	8 100.0
合 計	2 9.5	5 23.8	14 66.7	21 100.0

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する IT を活用した意思疎通支援事業を含めて尋ねたところ、表104の通り政令指定都市では「回答なし」の割合が高く、明確なことは言えないが、「活用している」割合と「活用していない」割合が拮抗している傾向がうかがえる。

表104 (政令指定都市) 問4-20 IT を活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
50 万人～100 万人未満	2 33.3	1 16.7	3 50.0	6 100.0
100 万人以上	3 33.3	2 22.2	4 44.5	9 100.0
合 計	5 33.3	3 20.0	7 46.7	15 100.0

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する IT を活用した意思疎通支援事業を含めて尋ねたところ、表 105 の通り中核市では「回答なし」の割合が 8 割を超えて高く、明確なことは言えない。

表 105 (中核市) 問 4-20 IT を活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
30 万人未満	4 23.5	0 0.0	13 76.5	17 100.0
30 万人～50 万人未満	3 9.1	1 3.0	29 87.9	33 100.0
50 万人～100 万人未満	1 12.5	0 0.0	7 87.5	8 100.0
合 計	8 13.8	1 1.7	49 84.5	58 100.0

視覚障害者向け意思疎通支援事業に関する IT を活用した意思疎通支援事業を含めて尋ねたところ、表 106 の通り特別区では「回答なし」の割合が高く、明確なことは言えないが、「活用していない」割合の方が高い傾向がうかがえる。

表 106 (特別区) 問 4-20 IT を活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
30 万人未満	6 75.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
30 万人～50 万人未満	2 40.0	0 0.0	3 60.0	5 100.0
50 万人～100 万人未満	3 37.5	0 0.0	5 62.5	8 100.0
合 計	11 52.4	0 0.0	10 47.6	21 100.0

【考察 7】 視覚障害者向け意思疎通支援に関する考察

1. 視覚障害者向け養成事業の実施について「実施していない（来年度の検討もしていない）」が、表 92 で政令指定都市が 33.3%、表 93 で中核市が 56.9%、表 94 で特別区が 66.7% と、政令指定都市を除いて高い割合である。自由記述では、「特に要望がなく検討していない」「代筆・代読養成は、対象者を把握していない」「同行援護で対応していてニーズに対応できている」といった意見が見られ、行政が事業の必要性を認識していないことが推測された。
2. 視覚障害者向け派遣事業の実施について「実施していない（来年度の検討もしていない）」が、表 97 で政令指定都市が 73.4%、表 98 で中核市が 70.7%、表 99 で特別区が 61.9% といずれも高い割合である。特に、代筆・代読については実施していない理由を自由記述で見ると、「居宅介護（家事援助）の一部として支援を認めている」「点字図書館に持ち込まれた書類について代読、代筆、対面音訳を行っている」「派遣ではなく来館により実施している」といった意見が見られ、来所による対応や他の事業による対応となっていた。代読・代筆がほかの支援に付随して行われている状況が見られた。

5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の実施状況を尋ねたところ、表107の通りすべての政令指定都市で実施済みであった。

表107 (政令指定都市) 問5-1 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
50万人～100万人未満	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100万人以上	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
合 計	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0

中核市においては、表108の通り全体の56.9%が実施済みであった。人口区分別にみると、50万人以上の市で実施している割合が相対的に小さいが、nの数が小さいために明確な傾向とはいえない。

表108 (中核市) 問5-1 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	10 58.8	6 35.3	1 5.9	0 0.0	17 100.0
30万人～50万人未満	20 60.6	11 33.3	2 6.1	0 0.0	33 100.0
50万人～100万人未満	3 37.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	8 100.0
合 計	33 56.9	19 32.8	5 8.6	1 1.7	58 100.0

特別区においては、表109の通り「実施していない(来年度の検討もしていない)」が最も多く90.5%を数えた。nの数が小さいため人口区分別の差は明確ではない。

表109 (特別区) 問5-1 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない(来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	0 0.0	8 100.0	0 0.0	0 0.0	8 100.0
30万人～ 50万人未満	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50万人～ 100万人未満	0 0.0	6 75.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
合 計	0 0.0	19 90.5	0 0.0	2 9.5	21 100.0

表 110 問 5-3 (政令指定都市・中核市・特別区) 2019 年度の盲ろう者向け通訳・介助員養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均 (円)	n	平均 (円)	
30 万人未満	8	1,169,132	1	1,227,092	25
30 万人～50 万人未満	21	3,272,509	4	464,870	38
50 万人～100 万人未満	12	3,859,146	4	4,250,006	22
100 万人以上	8	42,547,789	2	5,517,000	9
合 計	49	9,485,057	11	2,829,145	94

表 111 問 5-4 (政令指定都市・中核市・特別区) 2019 年度の盲ろう者向け通訳・介助員養成事業執行額

	派遣事業		回答者数
	n	平均 (円)	
30 万人未満	8	1,680,474	25
30 万人～50 万人未満	21	6,164,990	38
50 万人～100 万人未満	13	4,750,817	22
100 万人以上	8	7,939,513	9
合 計	50	5,363,706	94

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況を尋ねたところ、表 112 の通り政令指定都市ではすべてが実施済みであった。

表 112 (政令指定都市) 問 5-6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない (来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	合 計
50 万人～100 万人未満	6 100.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100 万人以上	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
合 計	15 100.0	0 0.0	0 0.0	15 100.0

表 113 の通り中核市では「実施している」のは 67.2% で、「実施していない (来年度の検討もしていない)」は 19.0% であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 113 (中核市) 問 5-6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況

	実施している	実施していない (来年度の検討もしていない)	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30 万人未満	10 58.8	5 29.4	1 5.9	1 5.9	17 100.0
30 万人～ 50 万人未満	22 66.6	6 18.2	0 0.0	5 15.2	33 100.0
50 万人～ 100 万人未満	7 87.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	8 100.0
合 計	39 67.2	11 19.0	1 1.7	7 12.1	58 100.0

表 114 の通り特別区においては、「実施していない（来年度の検討もしていない）」が 66.7% で多かった。

表 114 （特別区）問 5-6 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の 2020 年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30 万人未満	0 0.0	6 75.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
30 万人～ 50 万人未満	0 0.0	2 40.0	0 0.0	3 60.0	5 100.0
50 万人～ 100 万人未満	0 0.0	6 75.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
合 計	0 0.0	14 66.7	0 0.0	7 33.3	21 100.0

2020 年 3 月現在の「盲ろう者向け通訳・介助員」の登録者の状況は表 115 の通りであった。

表 115 問 5-11 2020 年 3 月現在の「盲ろう者向け通訳・介助員」の登録者

	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均（人）	n	平均（人）	b/a
政令指定都市	11	109.0	7	53.7	49.3%
中核市	33	85.6	20	52.0	60.7%
特別区	0		0		
全体	44	91.5	27	52.4	57.3%

盲ろう者向け意思疎通支援事業の新型コロナウイルス感染症による影響を尋ねたところ、表 116 の通り政令指定都市の 73.3% で「影響があった」と回答した。「影響なし」とする市はなかった。人口区分別にも同様であった。

表 116 （政令指定都市）問 5-20 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
50 万人～100 万人未満	0 0.0	5 83.3	1 16.7	6 100.0
100 万人以上	0 0.0	6 66.7	3 33.3	9 100.0
合 計	0 0.0	11 73.3	4 26.7	15 100.0

表117の通り中核市においては、「影響があった」とする割合は48.3%であった。「回答なし」の割合が高く、人口区分別の差は明確ではない。

表117 (中核市) 問5-20 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30万人未満	1 5.9	8 47.0	8 47.1	17 100.0
30万人～50万人未満	2 6.1	15 45.5	16 48.4	33 100.0
50万人～100万人未満	1 12.5	5 62.5	2 25.0	8 100.0
合 計	4 6.9	28 48.3	26 44.8	58 100.0

表118の通り特別区においては全てに回答がなかった。

表118 (特別区) 問5-20 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30万人未満	0 0.0	0 0.0	8 100.0	8 100.0
30万人～50万人未満	0 0.0	0 0.0	5 100.0	5 100.0
50万人～100万人未満	0 0.0	0 0.0	8 100.0	8 100.0
合 計	0 0.0	0 0.0	21 100.0	21 100.0

新型コロナウイルス感染症による事業対応を尋ねたところ、表119の通り政令指定都市では「通訳・介助員にマスクやフェイスシールドを配布した」が最も多く72.7%、ついで「通訳・介助員の養成講座・研修会を延期または中止した」が63.6%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表119 (政令指定都市) 問5-20 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	養成講座はオンラインを使って実施した	通訳・介助者の派遣を制限または中止した	通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した	盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った	その他	回答者数
50万人～100万人未満	0 0.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	3 60.0	2 40.0	1 20.0	5 100.0
100万人以上	0 0.0	0 0.0	6 100.0	0 0.0	4 66.7	2 33.3	1 16.7	6 100.0
合 計	0 0.0	2 18.2	8 72.7	1 9.1	7 63.6	4 36.4	2 18.2	11 100.0

表120の通り中核市においては、「通訳・介助員の養成講座・研修会を延期または中止した」が最も多く57.1%、ついで「通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した」が50.0%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表120 (中核市) 問5-20 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	養成講座はオンラインを使って実施した	通訳・介助者の派遣を制限または中止した	通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した	盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った	その他	回答者数
30万人未満	0 0.0	1 12.5	4 50.0	2 25.0	3 37.5	2 25.0	5 62.5	8 100.0
30万人～50万人未満	1 6.7	2 13.3	6 40.0	6 40.0	10 66.7	4 26.7	3 20.0	15 100.0
50万人～100万人未満	0 0.0	2 40.0	4 80.0	3 60.0	3 60.0	3 60.0	1 20.0	5 100.0
合 計	1 3.6	5 17.9	14 50.0	11 39.3	16 57.1	9 32.1	9 32.1	28 100.0

表121の通り特別区からは回答が得られなかった。

表121 (特別区) 問5-20 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	養成講座はオンラインを使って実施した	通訳・介助者の派遣を制限または中止した	通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した	盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した	新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った	その他	回答者数
30万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
30万人～50万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
50万人～100万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業を尋ねたところ、表122の通り政令指定都市においては「ITの活用はない」とする割合が66.6%で最も多かった。人口間分別の差は明確ではない。

表122 (政令指定都市) 問5-21 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
50万人～100万人未満	4 66.6	1 16.7	1 16.7	6 100.0
100万人以上	6 66.7	0 0.0	3 33.3	9 100.0
合 計	10 66.6	1 6.7	4 26.7	15 100.0

表123の通り中核市において、「ITの活用はない」の割合は51.8%であった。人口区分別に見ると、人口規模が大きくなるほど、「ITの活用はない」の割合が高くなる傾向がうかがわれるが、nの数が十分大きくなく、「回答なし」の比率が高いため、明確ではない。

表123 (中核市) 問5-21 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
30万人未満	7 41.2	1 5.9	9 52.9	17 100.0
30万人～50万人未満	18 54.5	0 0.0	15 45.5	33 100.0
50万人～100万人未満	5 62.5	1 12.5	2 25.0	8 100.0
合 計	30 51.8	2 3.4	26 44.8	58 100.0

表124の通り特別区においては、「回答なし」の割合が76.2%と高くはっきりしたことは言えないが、ITの活用が進んでいないことがうかがわれる。

表124 (特別区) 問5-21 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
30万人未満	4 50.0	0 0.0	4 50.0	8 100.0
30万人～50万人未満	0 0.0	0 0.0	5 100.0	5 100.0
50万人～100万人未満	1 12.5	0 0.0	7 87.5	8 100.0
合 計	5 23.8	0 0.0	16 76.2	21 100.0

【考察8】 盲ろう者向け意思疎通支援に関する考察

1. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業は、表107を見ると政令指定都市で100%、表108の中核市で56.9%、表109の特別市で0%であり、特別区では「実施していない（来年度の検討もしていない）」が90.5%と、実施が極めて低い。こうした状況は養成事業だけでなく派遣事業も同様の傾向である。政令指定都市、中核市における盲ろう者向け通訳・介助員養成事業や派遣事業の実施率を上げるためには、大阪府、神奈川県、埼玉県、岡山県、山形県で県と市が共同で事業を実施しているように、地域の実情に応じて事業を弾力的に行うことが重要だと考えられた。
2. 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣申請方法を見ると、表125の通り「来館による」「電話による」「ファックスによる」「メールによる」が36%～41%と、幅広い方法で申請が行われている。派遣の制限では、表126の通り「派遣回数や支援時間に制限がある」が24.5%と多く、予算の確保や派遣体制の整備が課題として挙げられる。

表125 問5-13 盲ろう者向け通訳・介助員派遣申請連絡方法

来館による	電話による	FAXによる	メールによる	Webサイトによる	その他	回答なし	回答者数
34 36.2	34 36.2	39 41.5	36 38.3	1 1.1	13 13.8	49 52.1	94 100.0

表126 問5-14 盲ろう者向け通訳・介助員派遣制限

派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や支援時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
7 7.4	7 7.4	23 24.5	1 1.1	1 1.1	62 66.0	94 100.0

6) 失語症者向け意思疎通支援事業

失語症者向け意思疎通支援者養成事業実施状況を政令指定都市に尋ねたところ、表127の通り「実施している」が53.3%と過半数を占めた。人口区分別にも同様の傾向であった。

表127 (政令指定都市) 問6-1 失語症者向け意思疎通支援者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合計
50万人～100万人未満	3 50.0	3 50.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0
100万人以上	5 55.6	1 11.1	2 22.2	1 11.1	9 100.0
合計	8 53.3	4 26.7	2 13.3	1 6.7	15 100.0

表128の通り中核市においては、「実施していない（来年度の検討もしていない）」の割合が高く51.7%と過半数であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表128 （中核市）問6-1 失語症者向け意思疎通支援者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	5 29.4	9 53.0	3 17.6	0 0.0	17 100.0
30万人～50万人未満	9 27.3	17 51.4	5 15.2	2 6.1	33 100.0
50万人～100万人未満	1 12.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	8 100.0
合 計	15 25.9	30 51.7	10 17.2	3 5.2	58 100.0

表129の通り特別区においては、「実施していない（来年度の検討もしていない）」の割合がさらに高く、85.7%を占めた。

表129 （特別区）問6-1 失語症者向け意思疎通支援者養成事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
30万人未満	0 0.0	7 87.5	1 12.5	0 0.0	8 100.0
30万人～50万人未満	0 0.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0
50万人～100万人未満	0 0.0	6 75.0	0 0.0	2 25.0	8 100.0
合 計	0 0.0	18 85.7	1 4.8	2 9.5	21 100.0

表130 問6-3 （政令指定都市・中核市・特別区）2019年度の失語症者向け意思疎通支援者養成事業財源

	地域生活支援事業・意思疎通支援事業		その他		回答者数
	n	平均（円）	n	平均（円）	
30万人未満	1	130,000	0	0	25
30万人～50万人未満	6	3,660,530	0	0	38
50万人～100万人未満	2	9,261,558	1	2,200,000	22
100万人以上	3	585,349	0	0	9
合 計	12	3,531,029	1	2,200,000	94

表 131 問 6-4 (政令指定都市・中核市・特別区) 2019 年度の失語症者向け意思疎通支援者養成事業執行額

	執行額		回答者数
	n	平均 (円)	
30 万人未満	1	113,269	25
30 万人～50 万人未満	6	247,844	38
50 万人～100 万人未満	3	1,130,096	22
100 万人以上	3	585,348	9
合 計	13	518,974	94

2020 年 3 月現在の「失語症者向け意思疎通支援者」の登録者については表 132 の通りであった。

表 132 問 6-8 2020 年 3 月現在の「失語症者向け意思疎通支援者」の登録者

	登録者数		実働人数	
	n	平均 (人)	n	平均 (人)
政令指定都市	1	16.0	0	
中核市	0		0	
特別区	0		0	
全 体	1	16.0	0	

新型コロナウイルス感染症による失語症者向け意思疎通支援事業への影響を尋ねたところ、表 133～135 の通り政令指定都市、中核市、特別区ともに「回答なし」の割合が大半を占めて、明確な回答が得られなかった。

表 133 (政令指定都市) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
50 万人～100 万人未満	0 0.0	1 16.7	5 83.3	6 100.0
100 万人以上	1 11.1	3 33.3	5 55.6	9 100.0
合 計	1 6.7	4 26.7	10 66.6	15 100.0

表 134 (中核市) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30 万人未満	1 5.9	1 5.9	15 88.2	17 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	3 9.1	30 90.9	33 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	0 0.0	8 100.0	8 100.0
合 計	1 1.7	4 6.9	53 91.4	58 100.0

表 135 (特別区) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
30 万人未満	0 0.0	1 12.5	7 87.5	8 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	0 0.0	5 100.0	5 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	1 12.5	7 87.5	8 100.0
合 計	0 0.0	2 9.5	19 90.5	21 100.0

失語症者向け意思疎通支援事業の新型コロナウイルス感染症への対応を尋ねたところ、表 136～138 の通り政令指定都市、中核市、特別区ともに「回答なし」の割合が大半を占めて、明確な回答が得られなかった。

表 136 (政令指定都市) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	意思疎通支援者の派遣を取りやめた	派遣件数が減少した	意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した	失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した	その他	回答者数
50 万人～100 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
100 万人以上	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	3 100.0
合 計	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	4 100.0

表 137 (中核市) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	意思疎通支援者の派遣を取りやめた	派遣件数が減少した	意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した	失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した	その他	回答者数
30 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0	3 100.0
50 万人～100 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	4 100.0

表 138 (特別区) 問 6-16 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	意思疎通支援者の派遣 を取りやめた	派遣件数 が減少した	意思疎通支援者 にマスクやフェ イスシールドを 配布した	失語症者から新 型コロナウィル ス感染症に関す る相談が増えた	意思疎通支援者 の養成講座・研 修会を延期また は中止した	その他	回答者数
30 万人未満	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
30 万人～ 50 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
50 万人～ 100 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0
合 計	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0

IT を活用した失語症者向け意思疎通支援事業を尋ねたところ、表 139～141 の通り政令指定都市、中核市、特別区ともに「回答なし」の割合が大半を占めて、明確な回答が得られなかった。

表 139 (政令指定都市) 問 6-17 IT を活用した失語症者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
50 万人～100 万人未満	1 16.7	1 16.7	4 66.6	6 100.0
100 万人以上	4 44.4	0 0.0	5 55.6	9 100.0
合 計	5 33.3	1 6.7	9 60.0	15 100.0

表 140 (中核市) 問 6-17 IT を活用した失語症者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
30 万人未満	3 17.6	0 0.0	14 82.4	17 100.0
30 万人～50 万人未満	1 3.0	1 3.0	31 94.0	33 100.0
50 万人～100 万人未満	1 12.5	0 0.0	7 87.5	8 100.0
合 計	5 8.6	1 1.7	52 89.7	58 100.0

表 141 (特別区) 問 6-17 IT を活用した失語症者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
30 万人未満	5 62.5	0 0.0	3 37.5	8 100.0
30 万人～50 万人未満	0 0.0	0 0.0	5 100.0	5 100.0
50 万人～100 万人未満	2 25.0	0 0.0	6 75.0	8 100.0
合 計	7 33.3	0 0.0	14 66.7	21 100.0

【考察9】 失語症者向け意思疎通支援に関する考察

1. 失語症者向け意思疎通支援者養成事業は政令指定都市、中核市、特別区を合わせて、「実施している」が24.5%、「実施していないが、来年度の実施を検討している」が13.8%で、約40%の市区で実施、又は実施が予定されている。
2. 失語症者向け支援者派遣事業は、表142の通り政令指定都市、中核市、特別区を合わせて、「実施している」が5.3%、「実施していない（来年度の検討もしていない）」が53.2%、「実施していないが、来年度の実施を検討している」が6.4%、「回答なし」が35.1%である。自由記述では「ニーズの把握ができていない」「県と協定を結び実施の予定」「県との連携が取れておらずどのような事業設計をすればよいか見当がつかない」等の意見が見られたことから、実施率を上げるには県と連携して弾力的に行うことが重要だと考えられた。

表142 問6-6 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の2020年度実施状況

実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施を検討している	回答なし	合計
5 5.3	50 53.2	6 6.4	33 35.1	94 100.0

【政令指定都市・中核市・特別区における意思疎通支援に関する総合考察】

1. 派遣の制限

政令指定都市、中核市、特別区を合わせた派遣の制限を見てみると、表143の通り手話通訳で最も多いのは「回答なし」で51.1%、次いで「派遣範囲は居住する区・市内に限る」が20.2%、表144の通り要約筆記で最も多いのは「回答なし」で51.1%、次いで「派遣範囲は居住する区・市内に限る」が22.3%であった。表145の通り点訳・音訳で最も多いのは「回答なし」が91.5%、次いで「支援範囲は居住する区・市内に限る」は6.4%、表146の通り代筆・代読で最も多いのは「回答なし」で88.3%、次いで「支援範囲は居住する区・市内に限る」6.4%であった。表126の通り盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で最も多いのは「回答なし」が66.0%、次いで「派遣回数や支援時間に制限がある」が24.5%であった。表147の通り失語症者向け意思疎通支援者派遣事業では「回答なし」が94.7%、次いで「派遣回数や支援時間に制限がある」が4.3%であった。このような「派遣範囲は居住する区・市内に限る」「派遣回数や支援時間に制限がある」といった制限内容を解消するため、広域派遣体制の整備や派遣予算の確保が課題として挙げられる。

表143 問3-16 手話通訳者の派遣制限

派遣範囲は居住する区・市内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や派遣時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
19 20.2	13 13.8	16 17.0	4 4.3	4 4.3	48 51.1	94 100.0

表144 問3-16 要約筆記者の派遣制限

派遣範囲は居住する区・市内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や派遣時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
21 22.3	12 12.8	16 17.0	5 5.3	3 3.2	48 51.1	94 100.0

表 145 問 4-14 点訳・音訳の支援制限

支援範囲は居住する区・市内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
6 6.4	1 1.1	2 2.1	0 0.0	0 0.0	86 91.5	94 100.0

表 146 問 4-14 代筆・代読の支援制限

支援範囲は居住する区・市内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
7 7.4	1 1.1	6 6.4	0 0.0	1 1.1	83 88.3	94 100.0

表 126 問 5-14 盲ろう者向け通訳・介助員派遣制限（再掲）

派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や支援時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
7 7.4	7 7.4	23 24.5	1 1.1	1 1.1	62 66.0	94 100.0

表 147 問 6-10 失語症者向け意思疎通支援者派遣制限

派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や支援時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	4 4.3	0 0.0	0 0.0	89 94.7	94 100.0

2. 意思疎通支援者の報酬について

政令指定都市、中核市、特別区を合わせた報酬の対象時間を見ると、表 90 の通り手話通訳で最も多いのは「待ち合わせ時間などから、終了後に内容を確認して別れるまで」が 70.2%、表 91 の通り要約筆記で最も多いのは「待ち合わせ時間などから、終了後に内容を確認して別れるまで」が 67.0%、表 148 の通り盲ろう者向け通訳・介助員で最も多いのは「回答なし」が 54.3%、次いで「待ち合わせ時間などから、終了後に内容を確認して別れるまで」が 36.2%であった。失語症者向け派遣事業では「回答なし」が 94.7%、次いで「待ち合わせ時間などから、終了後に内容を確認して別れるまで」が 4.3%であった。

交通費の取り扱いを見ると、手話通訳者・要約筆記者で最も多いのは「全額支給」が 37.2%、次いで「報酬に含む」が 31.9%であった。表 151 の通り点訳・音訳奉仕員や代筆・代読奉仕員で最も多いのは「回答なし」が 88.3%、次いで「その他」が 5.3%であった。「その他」の記述内容は、「各事業所の規定による」「サービス提供事業者負担」「ボランティア団体による」「活動者が全額負担」と、実施主体や支援者に委ねられていた。表 152 の通り盲ろう者通訳・介助者で最も多いのが「回答なし」で 53.2%、次いで「その他」 19.1%であった。「その他」の記述内容は、「制限は把握していない」「車での支給は 10 キロまで 1000 円」「通訳活動中の交通費は盲ろう者負担」「支援センター長が必要と認めた場合は全額負担」など、車の利用や活動中の交通費についてであった。表 153 の通り失語症者向け意思疎通支援者では「回答なし」が 94.7%であった。以上のことから意思疎通支援者への報酬の範囲や交通費の取り扱いの基準が統一されていないことが明らかとなった。

表 90 問 3-18 手話通訳者の報酬支払い対象時間（再掲）

待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	手話通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	回答者数
66 70.2	10 10.6	10 10.6	8 8.5	2 2.1	94 100.0

表 91 問 3-18 要約筆記者の報酬支払い対象時間（再掲）

待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	手話通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	回答者数
63 67.0	10 10.6	10 10.6	6 6.4	7 7.4	94 100.0

表 148 問 5-16 盲ろう者向け通訳・介助員の報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	通訳をしている間だけ	その他	回答なし	回答者数
34 36.2	2 2.1	4 4.3	3 3.2	51 54.3	94 100.0

表 149 問 6-12 失語症者向け報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	通訳をしている間だけ	その他	回答なし	回答者数
4 4.3	0 0.0	1 1.1	0 0.0	89 94.7	94 100.0

表 150 問 3-19 手話通訳者・要約筆記者派遣時の交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	聴覚障害者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
35 37.2	7 7.4	30 31.9	3 3.2	8 8.5	30 31.9	1 1.1	94 100.0

表 151 問 4-16 「点訳・音訳」「代筆・代読」の交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	聴覚障害者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	4 4.3	1 1.1	0 0.0	5 5.3	83 88.3	94 100.0

表 152 問 5-17 盲ろう者向け通訳・介助員派遣交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	盲ろう者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
13 13.8	17 18.1	3 3.2	5 5.3	3 3.2	18 19.1	50 53.2	94 100.0

表 153 問 6-13 失語症者向け意思疎通支援者派遣交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	失語症者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
0 0.0	3 3.2	0 0.0	2 2.1	0 0.0	2 2.1	89 94.7	94 100.0

3. 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響について

政令指定都市・中核市・特別区を合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響があったのは、聴覚障害者を対象とした事業で97.8%、視覚障害者を対象とした事業で20.2%、盲ろう者を対象とした事業で41.5%、失語症者を対象とした事業が10.6%で、視覚障害、盲ろう者、失語症者を対象とした事業では「回答なし」が50%以上であった。影響の内容としては、聴覚障害、失語症者は「養成講座・研修会の延期または中止」が約90.0%、盲ろう者は59.0%と高い割合で、人材育成に関する事業への影響が大きかった。「意思疎通支援者の派遣を制限または中止した」のは聴覚障害者を対象とした事業で16.3%、盲ろう者を対象とした事業で17.9%、失語症者を対象とした事業で10.0%と少なく、マスクやフェイスシールドを配布するなど、さまざまな対策を講じて事業の継続が図られていた。また、聴覚障害者に対して「手話や字幕を付けた動画による新型コロナの啓発」が19.6%であった。

意思疎通支援事業にITを活用しているのは、聴覚障害者を対象とした事業で65.6%、視覚障害者を対象とした事業で4.3%、盲ろう者を対象とした事業で3.2%、失語症者を対象とした事業で2.1%と聴覚障害者を対象とした事業以外は活用が少ない。聴覚障害者を対象とした事業のIT活用としては「タブレット端末を公共機関の窓口に設置し、遠隔手話サービスを行っている」が48.4%と約半数であった。

4. ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人への意思疎通支援事業の実施について

政令指定都市、中核市、特別区を合わせた結果では、「一つも実施していない」は70.2%であり、「一つ以上実施している」は17.0%と極めて少ないことがわかった。「実施している」と回答したところに内容を尋ねると、「重度障害者入院時コミュニケーション支援」が16市と最も多く、「知的障害者が会議等に参加する時のコミュニケーション支援」が1市であった。

表 154 問 7 ALS 患者等への派遣事業

これらの意思疎通支援事業 は1つも実施していない	これらの意思疎通支援事業 を1つ以上実施している	回答なし	合 計
66 70.2	16 17.0	12 12.8	94 100.0

(3) 市町村向けアンケート調査結果

1) 基礎項目

回答のあった市町村の人口規模についてみると、8万人未満が最も多く80.9%、ついで8万人～15万人未満が12.0%であった。最小は153人、最大は52万5062人、平均は5万2452人であった。

表 155 人口区分

8万人未満	8万人～15万人未満	15万人～30万人未満	30万人以上	合 計
717 80.9	106 12.0	56 6.3	7 0.8	886 100.0

2) 障害者数

886市町村の障害者数の平均は以下のとおりであった。

表 156

	平 均	最小値	最大値
(1) 視覚障害	125.5	1	1,133
(2) 聴覚・平衡機能障害	178.7	2	1,358
(3) 音声・言語・そしゃく機能障害	24.9	1	231
(4) 肢体不自由	1,071.2	1	7,986
(5) 内部障害	653.9	2	5,316
(6) 療育手帳所持者	465.8	1	3,355
(7) 精神保健福祉手帳所持者	427.4	1	4,763
合 計	2,938.0	2	23,746

3) 聴覚障害者向け意思疎通支援事業

2020年度、手話通訳と要約筆記の派遣事業は全市町村の92.4%が実施していた。人口区分別に見ると、8万人未満の市町村において実施していない割合が9.0%あった。

表 157 問 3-1 手話通訳・要約筆記派遣事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが来年度の実施を検討している	回答なし	合 計
8万人未満	651 90.9	59 8.2	6 0.8	1 0.1	717 100.0
8万人～15万人未満	105 99.1	0 0.0	1 0.9	0 0.0	106 100.0
15万人～30万人未満	56 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	56 100.0
30万人以上	7 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	819 92.4	59 6.7	7 0.8	1 0.1	886 100.0

2020年3月現在の登録手話通訳者、登録要約筆記者の平均人数は以下のとおりであった。人口規模別にみても、登録者数や実働人数には大差がないことがわかる。ただし、稼働率でみると、15万人～30万人未満において手話通訳で7割、要約筆記で9割と高くなっている。

※回答結果をみると、登録者数よりも実人数が多い自治体はいくつか見られた。これは実働人数ではなく延べ人数を記載したものと判断し、集計結果からは削除した。ただし、登録者数の記載がなく、実働人数の記載のみがあったものはそのまま集計した。

表 158 問 3-7 2020年3月現在の登録手話通訳者、登録要約筆記者

	手話通訳					要約筆記				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均 (人)	n	平均 (人)	b/a	n	平均 (人)	n	平均 (人)	b/a
8万人未満	466	50.8	370	25.2	49.6%	341	33.4	224	19.6	58.7%
8万人～15万人未満	100	37.1	86	20.2	54.4%	82	28.9	69	19.0	65.7%
15万人～30万人未満	56	30.3	52	21.0	69.3%	50	25.9	43	23.3	90.0%
30万人以上	7	48.3	6	22.3	46.2%	6	60.5	4	12.8	21.2%
全 体	629	46.7	514	23.9	51.2%	479	32.2	340	19.9	61.8%

設置（専任）手話通訳の配置状況を尋ねたところ、市町村全体では正規雇用の割合は10.3%、非常勤の割合は35.8%であった。人口区分別に見ると、8万人未満では設置（専任）手話通訳者は正規で9.1%、非常勤で26.6%と多くの自治体で設置（専任）手話通訳者が配置されていない。

8万人以上30万人未満の市町村では非常勤設置の配置割合が7割を超えて高かった。人口が増えると正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいる割合が高くなるが、30万人以上で実施していない自治体があることを考えると、実質的には増えているとは言えないだろう。

表 159 問 3-17 設置（専任）手話通訳者の配置

	正規雇用の設置 （専任）手話通 訳者がいる	正規雇用の設置 （専任）手話通 訳者はいない	非常勤の設置（専 任）手話通訳者が いる	非常勤の設置（専 任）手話通訳者は いない	回答なし	回答者数
8万人未満	65 9.1	401 55.9	191 26.6	331 46.2	126 17.6	717 100.0
8万人～15万人未満	12 11.3	56 52.8	79 74.5	15 14.2	3 2.8	106 100.0
15万人～30万人未満	12 21.4	26 46.4	44 78.6	5 8.9	1 1.8	56 100.0
30万人以上	2 28.6	4 57.1	3 42.9	3 42.9	0 0.0	7 100.0
合 計	91 10.3	487 55.0	317 35.8	354 40.0	130 14.7	886 100.0

設置（専任）要約筆記者の配置状況を尋ねたところ、市町村全体では正規雇用の割合は1.2%、非常勤の割合は2.5%と少なかった。人口区分別にも同様の傾向である。

表 160 問 3-17 設置（専任）要約筆記者の配置

	正規雇用の設置 （専任）要約筆 記者がいる	正規雇用の設置 （専任）要約筆 記者はいない	非常勤の設置（専 任）要約筆記者が いる	非常勤の設置（専 任）要約筆記者は いない	回答なし	回答者数
8万人未満	10 1.4	449 62.6	18 2.5	471 65.7	189 26.4	717 100.0
8万人～ 15万人未満	1 0.9	76 71.7	1 0.9	88 83.0	13 12.3	106 100.0
15万人～ 30万人未満	0 0.0	47 83.9	3 5.4	46 82.1	3 5.4	56 100.0
30万人以上	0 0.0	5 71.4	0 0.0	6 85.7	0 0.0	7 100.0
合 計	11 1.2	577 65.1	22 2.5	611 69.0	205 23.1	886 100.0

手話通訳者派遣事業の実施主体について尋ねたところ、市町村全体では直営が37.9%、委託が66.3%であった。ただし、人口区分別に見ると、8万人未満と30万人以上では委託、8万人から30万人未満では直営がそれぞれ多くなっている。

表 161 （市町村）問 3-2 2020 年度手話通訳者派遣事業実施主体

	直 営	委 託	回答なし	回答者数
8万人未満	209 32.1	467 71.7	1 0.2	651 100.0
8万人～15万人未満	63 60.0	46 43.8	0 0.0	105 100.0
15万人～30万人未満	34 60.7	25 44.6	0 0.0	56 100.0
30万人以上	4 57.1	5 71.4	0 0.0	7 100.0
合 計	310 37.9	543 66.3	1 0.1	819 100.0

手話通訳者派遣事業の委託先を尋ねたところ、市町村全体では聴覚障害者団体が46.0%、その他の団体が23.9%、社会福祉協議会が15.5%と続いた。

人口規模別でみると、8万人以上になると、社会福祉協議会の割合が3割以上と多くなっていき、15万人以上だとその他の団体が少なくなる傾向がある。

なお、その他には、社会福祉法人、公益財団法人、共同事業体、合同会社、市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会、手話通訳派遣センターなどが含まれていた。

表 162 (市町村) 問 3-2 2020 年度手話通訳者派遣事業の委託先

	身体障害者協会	社会福祉協議会	社会福祉事業団	NPO	聴覚障害者関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	回答者数
8万人未満	39 8.4	53 11.3	34 7.3	7 1.5	225 48.2	0 0.0	115 24.6	13 2.8	467 100.0
8万人～15万人未満	3 6.5	16 34.8	1 2.2	2 4.3	15 32.6	0 0.0	12 26.1	0 0.0	46 100.0
15万人～30万人未満	1 4.0	13 52.0	3 12.0	0 0.0	8 32.0	0 0.0	2 8.0	0 0.0	25 100.0
30万人以上	0 0.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	5 100.0
合 計	43 7.9	84 15.5	39 7.2	9 1.7	250 46.0	0 0.0	130 23.9	13 2.4	543 100.0

要約筆記者派遣事業の実施主体について尋ねたところ、市町村全体では、直営が29.4%、委託が59.7%であった。

人口規模別に見ると、8万人以上になると直営の割合が4割から5割程度と高くなっている。

表 163 (市町村) 問 3-2 2020 年度要約筆記者派遣事業の実施主体

	直 営	委 託	回答なし	回答者数
8万人未満	169 26.0	393 60.4	100 15.4	651 100.0
8万人～15万人未満	41 39.0	62 59.0	2 1.9	105 100.0
15万人～30万人未満	28 50.0	29 51.8	0 0.0	56 100.0
30万人以上	3 42.9	5 71.4	0 0.0	7 100.0
合 計	241 29.4	489 59.7	102 12.5	819 100.0

要約筆記者派遣事業の委託先を尋ねたところ、市町村全体では、その他の団体が34.6%、難聴者関係団体が31.5%、社会福祉協議会が11.5%と続いた。

人口規模別にみると、8万人以上～30万人未満で、その他の団体が4割から5割と高くなり、難聴者関係団体が17%程度と少なくなっている。

その他には、聴覚障害者関係団体、要約筆記サークル、視聴覚障がい者情報センター、社会福祉法人、合同会社などが記載されていた。

表 164 (市町村) 問 3-2 2020 年度要約筆記者派遣事業の委託先

	身体障害者協会	社会福祉協議会	社会福祉事業団	NPO	難聴者関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	回答者数
8万人未満	37 9.4	39 9.9	38 9.7	12 3.1	136 34.6	0 0.0	123 31.3	12 3.1	393 100.0
8万人～15万人未満	5 8.1	11 17.7	2 3.2	0 0.0	11 17.7	0 0.0	33 53.2	1 1.6	62 100.0
15万人～30万人未満	3 10.3	5 17.2	3 10.3	1 3.4	5 17.2	0 0.0	12 41.4	0 0.0	29 100.0
30万人以上	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	5 100.0
合 計	45 9.2	56 11.5	44 9.0	13 2.7	154 31.5	0 0.0	169 34.6	14 2.9	489 100.0

運営委員会の設置状況を尋ねたところ、市町村全体では、設置しているが11.9%、設置していないが、他の会議に含めているが7.7%、設置していないが73.2%であった。その他の会議には、登録手話通訳者連絡会、手話通訳者会議、市登録手話通訳者派遣事務説明会、障害者福祉会館運営委員会、視覚・聴覚障害者センター運営委員会、障がい者計画推進懇話会等があげられた。また、人口規模別にみると、人口が多いほど設置している自治体は多くなる傾向にある。

表 165 (市町村) 問 3-6 運営委員会の設置状況

	設置している	設置していないが、他の会議に含めている	設置していない	回答なし	合 計
8万人未満	55 7.7	54 7.5	546 76.2	62 8.6	717 100.0
8万人～15万人未満	27 25.5	3 2.8	74 69.8	2 1.9	106 100.0
15万人～30万人未満	20 35.7	11 19.6	25 44.7	0 0.0	56 100.0
30万人以上	3 42.9	0 0.0	4 57.1	0 0.0	7 100.0
合 計	105 11.9	68 7.7	649 73.2	64 7.2	886 100.0

手話通訳者の選定方法について尋ねたところ、市町村全体では試験ありが24.6%、試験なしが25.4%、その他が29.0%であった。

その他には、手話通訳士資格取得者、統一試験合格者、県の試験に合格した者、養成講座を修了した者、聴覚障害者団体の推薦、聴覚障害者団体が面接をした者等が挙げられた。

人口規模別にみると、人口が増える程、試験ありの割合が増加する傾向が見られる。

表 166 (市町村) 問 3-8 手話通訳者の選定方法

	試験あり	試験なし	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	153 21.3	183 25.5	196 27.3	193 26.9	717 100.0
8万人～15万人未満	34 32.1	31 29.2	37 34.9	4 3.8	106 100.0
15万人～30万人未満	27 48.2	10 17.9	22 39.3	1 1.8	56 100.0
30万人以上	4 57.1	1 14.3	2 28.6	0 0.0	7 100.0
合 計	218 24.6	225 25.4	257 29.0	198 22.3	886 100.0

要約筆記者の選定方法を尋ねたところ、市町村全体で試験ありが17.2%、試験なしが26.0%、その他が26.1%、回答なしが31.6%であった。その他については、県の登録試験合格者、養成講座修了者（およびその後に面接や意思確認をした者）、首長が登録試験合格者と同等と認める者、当事者団体から推薦を受けた者、委託先事業者による面接を受けた者等が挙げられた。

人口規模別にみると、人口が多くなる程、試験ありの割合が増加する傾向がみられる。

表 167 (市町村) 問 3-8 要約筆記者の選定方法

	試験あり	試験なし	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	115 16.0	175 24.4	170 23.7	262 36.5	717 100.0
8万人～15万人未満	20 18.9	37 34.9	36 34.0	14 13.2	106 100.0
15万人～30万人未満	14 25.0	17 30.4	23 41.1	3 5.4	56 100.0
30万人以上	3 42.9	1 14.3	2 28.6	1 14.3	7 100.0
合 計	152 17.2	230 26.0	231 26.1	280 31.6	886 100.0

派遣申請の事前登録の要件の有無について尋ねたところ、事前登録が必要が31.0%、不要が55.9%であった。

表 168 (市町村) 問 3-9 派遣申請の要件

	事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
8 万人未満	230 32.1	375 52.3	112 15.6	717 100.0
8 万人～15 万人未満	28 26.4	74 69.8	4 3.8	106 100.0
15 万人～30 万人未満	17 30.4	39 69.6	0 0.0	56 100.0
30 万人以上	0 0.0	7 100.0	0 0.0	7 100.0
合 計	275 31.0	495 55.9	116 13.1	886 100.0

派遣申請の連絡方法について尋ねたところ、来館が84.1%、電話が45.0%、FAX が82.1%、メールが57.2%と続いた。なお、その他には、郵送がほとんどで、LINE や Skype、緊急時は省略可（ただし、事後に申請書を提出）、通訳者からの代理申請、委託団体で対応可能な方法、などの記載があった。

一方、8 万人以上になると、メールや電話リレーサービス、テレビ電話、WEB サイト等多様な方法が、わずかではあるが、認められつつあることが見て取れる。

表 169 (市町村) 問 3-10 派遣申請の連絡方法

	来館 による	電話 による	FAX による	メール による	電話リレー サービスによる	テレビ電話 による	WEB サイト による	その他	回答 なし	回答者 数
8 万人未満	581 81.0	304 42.4	561 78.2	367 51.2	70 9.8	37 5.2	14 2.0	57 7.9	67 9.3	717 100.0
8 万人～ 15 万人未満	102 96.2	58 54.7	103 97.2	86 81.1	34 32.1	9 8.5	10 9.4	10 9.4	0 0.0	106 100.0
15 万人～ 30 万人未満	55 98.2	33 58.9	56 100.0	48 85.7	18 32.1	7 12.5	7 12.5	9 16.1	0 0.0	56 100.0
30 万人以上	7 100.0	4 57.1	7 100.0	6 85.7	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	745 84.1	399 45.0	727 82.1	507 57.2	124 14.0	53 6.0	31 3.5	76 8.6	67 7.6	886 100.0

手話通訳の派遣制限について尋ねたところ、市町村全体では、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が14.6%、「派遣範囲は都道府県内に限る」が30.7%、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が16.4%、「派遣対象者の年齢に制限がある」が0.7%、「利用者負担がある」が3.2%であった。

表 170 (市町村) 問 3-11 手話通訳の派遣制限

	派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や派遣時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
8万人未満	98 13.7	230 32.1	121 16.9	3 0.4	19 2.6	335 46.7	717 100.0
8万人～ 15万人未満	20 18.9	28 26.4	19 17.9	2 1.9	6 5.7	45 42.5	106 100.0
15万人～ 30万人未満	9 16.1	11 19.6	4 7.1	1 1.8	2 3.6	32 57.1	56 100.0
30万人以上	2 28.6	3 42.9	1 14.3	0 0.0	1 14.3	3 42.9	7 100.0
合 計	129 14.6	272 30.7	145 16.4	6 0.7	28 3.2	415 46.8	886 100.0

要約筆記の派遣制限について尋ねたところ、市町村全体では、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が11.7%、「派遣範囲は都道府県内に限る」が26.6%、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が13.1%、「派遣対象者の年齢に制限がある」が0.7%、「利用者負担がある」が2.0%であった。

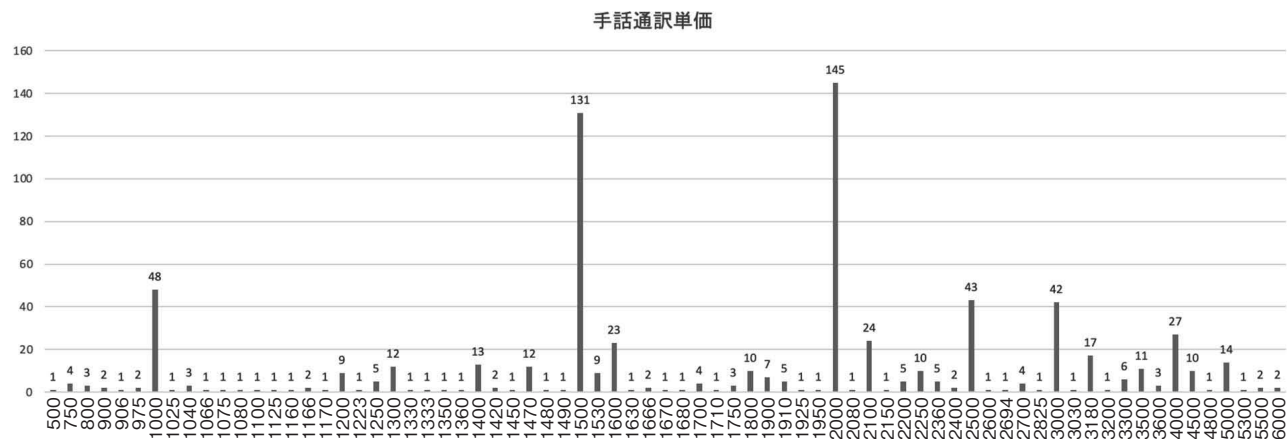
表 171 (市町村) 問 3-11 要約筆記の派遣制限

	派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や派遣時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
8万人未満	75 10.5	197 27.5	93 13.0	3 0.4	12 1.7	402 56.1	717 100.0
8万人～ 15万人未満	19 17.9	27 25.5	18 17.0	2 1.9	3 2.8	50 47.2	106 100.0
15万人～ 30万人未満	8 14.3	9 16.1	4 7.1	1 1.8	2 3.6	34 60.7	56 100.0
30万人以上	2 28.6	3 42.9	1 14.3	0 0.0	1 14.3	3 42.9	7 100.0
合 計	104 11.7	236 26.6	116 13.1	6 0.7	18 2.0	489 55.2	886 100.0

登録手話通訳者の2019年度の報酬（賃金）の1時間当たりの単価について尋ねたところ、平均は2097.3円であった。最も多い単価は2000円が145自治体、1500円が131自治体、1000円が48自治体と続いた。なお、1000円以下の自治体が13で、500円の自治体も1あった。一方で、3500円以上の自治体も71あり、さらに5000円以上の自治体も19あった。

ただし、この金額には次にみるような支払い対象時間については考慮していない。

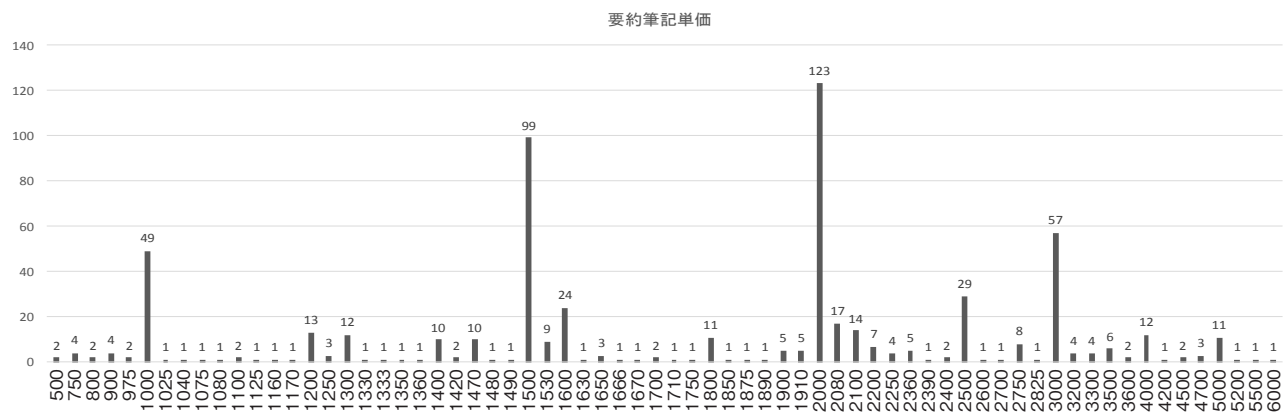
（市町村） 問3-12 登録手話通訳者の2019年度の報酬単価（時間当たり）（回答716自治体）



登録要約筆記者の2019年度の報酬（賃金）の1時間当たりの単価について尋ねたところ、平均は2019.2円であった。最も多い単価は2000円が123自治体、1500円が99自治体、3000円が57自治体と続いた。なお、1000円以下の自治体が14で、500円の自治体も2あった。一方で、3500円以上の自治体も40あり、5000円以上も14あった。

ただし、この金額も次にみるような支払い対象時間については考慮していない。

（市町村） 問3-12 登録要約筆記者の2019年度の報酬単価（時間当たり）（回答：612自治体）



登録手話通訳者の報酬に土日割増の有無について尋ねたところ、割増が有るのは4.0%、無いのは74.8%であった。

表 172 (市町村) 問 3-12 手話通訳の土日割増報酬

	有	無	回答なし	合 計
8 万人未満	25 3.5	514 71.7	178 24.8	717 100.0
8 万人～15 万人未満	7 6.6	92 86.8	7 6.6	106 100.0
15 万人～30 万人未満	3 5.4	50 89.2	3 5.4	56 100.0
30 万人以上	0 0.0	7 100.0	0 0.0	7 100.0
合 計	35 4.0	663 74.8	188 21.2	886 100.0

手話通訳士・手話通訳者の資格の違いにより報酬の違いがあるか尋ねたところ、有るが5.4%、無いが73.0%であった。

表 173 (市町村) 問 3-12 手話通訳士・者の報酬相違

	有	無	回答なし	合 計
8 万人未満	37 5.2	497 69.3	183 25.5	717 100.0
8 万人～15 万人未満	10 9.4	90 84.9	6 5.7	106 100.0
15 万人～30 万人未満	0 0.0	54 96.4	2 3.6	56 100.0
30 万人以上	1 14.3	6 85.7	0 0.0	7 100.0
合 計	48 5.4	647 73.0	191 21.6	886 100.0

登録要約筆記者の報酬に土日割増の有無について尋ねたところ、割増が有るのは2.5%、無いのは64.8%、回答なしが32.7%であった。

表 174 (市町村) 問 3-12 要約筆記の土日割増報酬

	有	無	回答なし	合 計
8 万人未満	15 2.1	440 61.4	262 36.5	717 100.0
8 万人～15 万人未満	5 4.7	80 75.5	21 19.8	106 100.0
15 万人～30 万人未満	2 3.6	48 85.7	6 10.7	56 100.0
30 万人以上	0 0.0	6 85.7	1 14.3	7 100.0
合 計	22 2.5	574 64.8	290 32.7	886 100.0

手話通訳者への報酬支払い対象時間を尋ねたところ、「待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで」が57.9%、「家を出てから、自宅に帰るまで」が11.9%、「手話通訳をしている時間だけ」が11.6%、「その他」が7.0%、「回答なし」が13.3%であった。

人口規模別にみると、8万人以上になると、「待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで」の割合が2、3割高かった。

表 175 (市町村) 問 3-13 手話通訳の報酬支払い対象時間

	待ち合わせ時間などから、手話通訳 終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、 自宅に帰るまで	手話通訳をして いる時間だけ	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	387 54.0	84 11.7	91 12.7	50 7.0	115 16.0	717 100.0
8万人～ 15万人未満	75 70.8	14 13.2	9 8.5	8 7.5	2 1.9	106 100.0
15万人～ 30万人未満	46 82.1	6 10.7	2 3.6	4 7.1	1 1.8	56 100.0
30万人以上	5 71.4	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	513 57.9	105 11.9	103 11.6	62 7.0	118 13.3	886 100.0

要約筆記者への報酬支払い対象時間を尋ねたところ、「待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで」が49.5%、「家を出てから、自宅に帰るまで」が9.9%、「手話通訳をしている時間だけ」が10.2%、「その他」が6.3%、「回答なし」が25.6%であった。

人口規模別にみると、8万人以上になると、「待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで」の割合が2、3割高かった。

表 176 (市町村) 問 3-13 要約筆記の報酬支払い対象時間

	待ち合わせ時間などから、要約筆記 終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、 自宅に帰るまで	要約筆記をして いる時間だけ	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	324 45.2	70 9.8	79 11.0	41 5.7	211 29.4	717 100.0
8万人～ 15万人未満	66 62.3	12 11.3	7 6.6	10 9.4	14 13.2	106 100.0
15万人～ 30万人未満	44 78.6	5 8.9	3 5.4	5 8.9	2 3.6	56 100.0
30万人以上	5 71.4	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	439 49.5	88 9.9	90 10.2	56 6.3	227 25.6	886 100.0

派遣時の交通費について尋ねると、全額支給が37.8%、支給制限ありが3.8%、報酬（賃金）に含むが16.4%、聴覚障害者が負担するが4.3%、車が11.6%（うち、定額が57、公共交通機関利用として算定が32として回答があった）、その他が28.2%、回答なしが12.6%であった。

表 177 （市町村）問 3-14 派遣時の交通費

	全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	聴覚障害者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	264 36.8	28 3.9	112 15.6	26 3.6	71 9.9	193 26.9	109 15.2	717 100.0
8万人～ 15万人未満	41 38.7	5 4.7	24 22.6	8 7.5	18 17.0	33 31.1	2 1.9	106 100.0
15万人～ 30万人未満	26 46.4	1 1.8	8 14.3	3 5.4	14 25.0	22 39.3	1 1.8	56 100.0
30万人以上	4 57.1	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	2 28.6	0 0.0	7 100.0
合 計	335 37.8	34 3.8	145 16.4	38 4.3	103 11.6	250 28.2	112 12.6	886 100.0

手話通訳の派遣コーディネーターを誰が担当しているのかを尋ねたところ（複数回答可）、市町村全体では、委託団体の手話通訳者が34.2%、設置手話通訳者が28.4%、市町行政の担当者（手話通訳の資格がない者）が19.3%、委託団体の担当者（手話通訳の資格がない者）が15.2%と続いた。

人口規模別にみると、設置手話通訳者が8万人未満では約2割であるが、8万人以上だと5割を超えていた。

表 178 （市町村）問 3-15 手話通訳の派遣コーディネーター

	設置手話通訳者	市町行政の担当者（手話通訳の資格がある者）	市町行政の担当者（手話通訳の資格がない者）	委託団体の手話通訳者	委託団体の担当者（手話通訳の資格がない者）	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	156 21.8	16 2.2	149 20.8	254 35.4	123 17.2	40 5.6	91 12.7	717 100.0
8万人～ 15万人未満	60 56.6	10 9.4	12 11.3	30 28.3	7 6.6	8 7.5	1 0.9	106 100.0
15万人～ 30万人未満	32 57.1	4 7.1	9 16.1	16 28.6	3 5.4	1 1.8	1 1.8	56 100.0
30万人以上	4 57.1	0 0.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	252 28.4	30 3.4	171 19.3	303 34.2	135 15.2	49 5.5	93 10.5	886 100.0

要約筆記の派遣コーディネーターを誰が担当しているのかを尋ねたところ（複数回答可）、市町村全体では、委託団体の要約筆記者が23.8%、設置手話通訳者が19.2%、委託団体の担当者（要約筆記の資格がない者）が18.1%、市町行政の担当者が17.0%と続いた。

人口規模別にみると、設置手話通訳者が8万人未満では約2割であるが、8万人以上だと5割を超えていた。

表179 （市町村）問3-15 要約筆記の派遣コーディネーター

	設置要約 筆記者	設置手話 通訳者	市町行政 の担当者	委託団体の 要約筆記者	委託団体の担当者（要 約筆記の資格がない者）	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	23 3.2	99 13.8	123 17.2	175 24.4	139 19.4	43 6.0	198 27.6	717 100.0
8万人～ 15万人未満	0 0.0	42 39.6	15 14.2	25 23.6	11 10.4	11 10.4	8 7.5	106 100.0
15万人～ 30万人未満	0 0.0	28 50.0	10 17.9	10 17.9	8 14.3	5 8.9	2 3.6	56 100.0
30万人以上	0 0.0	1 14.3	3 42.9	1 14.3	2 28.6	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	23 2.6	170 19.2	151 17.0	211 23.8	160 18.1	59 6.7	208 23.5	886 100.0

手話通訳者の保険加入状況について尋ねたところ（複数回答可）、全社協在宅福祉サービス総合補償が31.9%、労働災害補償保険が7.2%、予算化の予定はない20.2%、感染症特例もカバーしている10.8%、その他が22.3%であった。

表180 （市町村）問3-16 手話通訳者の保険加入状況

	労働災害 補償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例もカ バーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の予 定はない	その他	回答 なし	回答者数
8万人未満	42 5.9	199 27.8	59 8.2	0 0.0	170 23.7	146 20.4	165 23.0	717 100.0
8万人～ 15万人未満	8 7.5	52 49.1	20 18.9	1 0.9	9 8.5	33 31.1	7 6.6	106 100.0
15万人～ 30万人未満	12 21.4	30 53.6	16 28.6	0 0.0	0 0.0	15 26.8	1 1.8	56 100.0
30万人以上	2 28.6	2 28.6	1 14.3	0 0.0	0 0.0	4 57.1	0 0.0	7 100.0
合 計	64 7.2	283 31.9	96 10.8	1 0.1	179 20.2	198 22.3	173 19.5	886 100.0

要約筆記者の保険加入状況について尋ねたところ（複数回答可）、全社協在宅福祉サービス総合補償が24.5%、労働災害補償保険が4.2%、予算化の予定はない19.1%、感染症特例もカバーしている8.9%、その他が22.1%であった。

表 181 （市町村）問 3-16 要約筆記者の保険加入状況

	労働災害 補償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例もカ バーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の予 定はない	その他	回答 なし	回答者数
8万人未満	23 3.2	154 21.5	51 7.1	0 0.0	155 21.6	134 18.7	256 35.7	717 100.0
8万人～ 15万人未満	4 3.8	39 36.8	13 12.3	0 0.0	12 11.3	38 35.8	16 15.1	106 100.0
15万人～ 30万人未満	9 16.1	23 41.1	15 26.8	0 0.0	1 1.8	21 37.5	2 3.6	56 100.0
30万人以上	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	3 42.9	1 14.3	7 100.0
合 計	37 4.2	217 24.5	79 8.9	0 0.0	169 19.1	196 22.1	275 31.0	886 100.0

聴覚障害者向け意思疎通支援事業への新型コロナウイルス感染症による事業影響を尋ねたところ、市町村全体の63.7%で影響があったと回答した。人口区分別にみると、人口規模が大きい市ほど影響があったことがうかがえる。

表 182 問 3-18 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
8万人未満	250 34.9	403 56.2	64 8.9	717 100.0
8万人～15万人未満	7 6.6	99 93.4	0 0.0	106 100.0
15万人～30万人未満	1 1.8	55 98.2	0 0.0	56 100.0
30万人以上	0 0.0	7 100.0	0 0.0	7 100.0
合 計	258 29.1	564 63.7	64 7.2	886 100.0

聴覚障害者向け意思疎通支援事業への新型コロナウイルス感染症による影響内容について尋ねたところ、市町村全体では「手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止」が最も多く69.9%、ついで、「登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールド配布」56.0%、「手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した」50.7%、「登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた」19.0%の順であった。人口区分別でも同様の傾向であった。

表 183 問 3-18 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した	設置手話通訳者はオンラインを使って手話通訳をした	登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた	手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した	登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布	新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	47 11.7	269 66.7	20 5.0	73 18.1	180 44.7	185 45.9	23 5.7	50 12.4	4 1.0	403 100.0
8万人～15万人未満	23 23.2	75 75.8	12 12.1	19 19.2	60 60.6	76 76.8	19 19.2	11 11.1	0 0.0	99 100.0
15万人～30万人未満	15 27.3	44 80.0	3 5.5	14 25.5	39 70.9	48 87.3	10 18.2	8 14.5	0 0.0	55 100.0
30万人以上	2 28.6	6 85.7	2 28.6	1 14.3	7 100.0	7 100.0	2 28.6	1 14.3	0 0.0	7 100.0
合 計	87 15.4	394 69.9	37 6.6	107 19.0	286 50.7	316 56.0	54 9.6	70 12.4	4 0.7	564 100.0

ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業について尋ねたところ、ITを活用している市町村は全体の22.2%であった。人口区分別に見ると、人口規模の大きい市町ほどIT活用の割合が高くなる傾向がうかがえる。

表 184 問 3-19 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
8万人未満	530 73.9	124 17.3	63 8.8	717 100.0
8万人～15万人未満	66 62.3	40 37.7	0 0.0	106 100.0
15万人～30万人未満	27 48.2	29 51.8	0 0.0	56 100.0
30万人以上	3 42.9	4 57.1	0 0.0	7 100.0
合 計	626 70.7	197 22.2	63 7.1	886 100.0

ITを活用している自治体に活用内容を尋ねたところ、タブレット端末を公共機関の窓口を設置しての遠隔手話サービスが最も多く35.0%、次いでホームページで手話動画による情報提供が22.3%であった。その他の割合も高かったが、内容としては、音声認識アプリの活用、電話リレーサービス、聴覚障害者とのやり取りにTV電話やLINEアプリの活用などがあった。

人口規模別の違いは明確ではなかった。

表 185 問 3-19 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業内容

	タブレット端末を公共機関の窓口を設置し、遠隔手話サービスを行っている	医療機関にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている	難聴者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている	ホームページで手話動画による情報提供を行っている	音声認識機器を公共機関の窓口を設置している	その他	回答なし	回答者数
8万人未満	41 33.1	8 6.5	1 0.8	17 13.7	10 8.1	63 50.8	4 3.2	124 100.0
8万人～15万人未満	17 42.5	4 10.0	1 2.5	15 37.5	6 15.0	12 30.0	0 0.0	40 100.0
15万人～30万人未満	8 27.6	3 10.3	1 3.4	11 37.9	5 17.2	14 48.3	0 0.0	29 100.0
30万人以上	3 75.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	4 100.0
合 計	69 35.0	15 7.6	3 1.5	44 22.3	21 10.7	90 45.7	4 2.0	197 100.0

【考察 10】 聴覚障害者向け意思疎通支援に関する考察

1. 事業実施および委員会設置について

1) 事業実施状況

手話通訳・要約筆記派遣事業の実施状況をみると、92.4%の市町村で実施されていた。特に8万人以上の自治体では99%の実施率となっていた。一方、8万人未満では90.9%と若干低くなっていた。そのため、人口規模の少ない自治体での実施率の向上を図る必要があることがわかる。厚生労働省も指摘しているように、単独で困難な場合には、近隣自治体や都道府県との協力関係を構築して、意思疎通支援の未実施自治体を解消していく必要があるだろう。

2) 実施主体

また、手話通訳者派遣事業の実施主体をみると、直営が37.9%、委託が66.3%となっていたが、人口規模が8万人以下と30万人以上で委託の割合が高くなっており、人口が少ない、または多いことで、現自治体の現状では行政直営で運営が難しくなっていることが考えられる。また、その委託先は、聴覚障害者関係団体が46.0%を占め、その他の団体が23.9%、社会福祉協議会15.5%と続いた。一方、要約筆記者派遣事業の実施主体をみると、直営が29.4%、委託が59.7%であった。その委託先はその他の団体が34.6%、難聴者関係団体が31.5%、社会福祉協議会が11.5%であった。なお、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業について、NPOへの委託は合わせて22自治体であった。その他も踏まえると、意思疎通支援事業の供給主体の多元化が徐々に進行していることが見て取れる。

3) 委員会設置

さらに、それらの運営において、委員会を設置している自治体は11.9%、他の会議に含めて検討している自治体は7.7%であり、73.2%が設置していないということであった。したがって、ほとんどの自治体では、事業の実施状況、実施課題、利用者のニーズ、派遣調整、財政措置等について関係者と検討が行われず、事業運営を改善していく機会が失われていると考えられる。

2. 設置職員の配置やコーディネーター

1) 設置職員の配置

設置手話通訳者の配置についてみると、正規雇用の設置手話通訳者がいる自治体は10.3%、非常勤の設置手話通訳者がいる自治体は35.8%であった。こうしてみると、過半数以上の自治体で設置手話通訳者がいないことがわかる。人口規模別にみると、15万人～30万人未満の自治体で正規も非常勤も設置手話通訳者がいる割合が高くなっている。一方、設置要約筆記者については、正規雇用の設置要約筆記者がいる自治体は1.2%、非常勤でも2.5%でしかなかった。したがって、ほとんどの自治体で設置要約筆記者がいないことがわかる。しかし、こうした専任職員がいないと、意思疎通支援事業の事業改善に専念できる職員がいないということになり、事業実施はもとよりその改善も難しいのではないかと考えられる。ただし、後の白山市のヒアリング調査にみられるように、設置（専任）手話通訳者としてではなく、一般行政職員として手話通訳ができる職員を複数正規雇用している自治体も数は少ないがあることに留意が必要である。

設置（専任）手話通訳者と言っても、身分や業務内容は自治体によりまちまちであるが、手話通訳業務のみを行うのではなく、手話通訳の専門性を理解した上で、手話通訳派遣や養成、コーディネート等の業務に関わり、手話通訳関連施策への関与ができる者が、特に住民サービスに密接な市町村の職員が求められている。

2) 派遣コーディネーター

また、派遣コーディネーターについて、手話通訳については、委託団体の手話通訳者が34.2%、設置手話通訳者が28.4%、行政の担当者（手話通訳の資格がない）が19.3%、委託団体の担当者（手話通訳の資格がない者）が15.2%と続いた。要約筆記については、委託団体の要約筆記者が23.8%、設置手話通訳者が19.2%、委託団体の担当者（要約筆記の資格がない者）が18.1%、行政の担当者が17.0%と続いた。こうしてみると、派遣コーディネーターが手話通訳や要約筆記の資格がない者が大きな割合を占めていることがわかる。したがって、手話通訳や要約筆記の現場での実態や抱えている問題、派遣された手話通訳者や要約筆記者の経験や技術、利用者との相性（特に利用者が高齢者やその他の重複障害の場合、その手話が読み取れるかなど）等が理解されず、意思疎通支援事業の効果や利用促進につながっていないおそれがある。

3. 申請や派遣の要件や手続き

1) 派遣申請の要件

派遣申請の要件をみると、31.0%の自治体で事前登録が必要となっている。しかし、過半数（55.9%）の自治体では不要としており、その必要性には疑問がある。逆に事前登録をしていなければ、利用できないという制約にしかならず、利用の範囲を狭める規定となっていると言える。申請の要件はその自治体の住民であるということだけでも十分である。場合によっては、聞こえ

る人（例えば、学校の先生）が聴覚障害者（の保護者）と子どものことで話をする必要があるので、聞こえる人も派遣申請できるようにしないと、本当の意味での情報保障・コミュニケーション支援にならないのではないかと。

2) 派遣申請の連絡方法

また、派遣申請の連絡方法については、来館が84.1%、FAXが82.1%、メールが57.2%、電話が45.0%、電話リレーサービスが14.0%、テレビ電話が6.0%、WEBサイトが3.5%であった。メールや電話リレーサービス、テレビ電話、WEBサイトなど、ITを活用した申請が徐々に進んで来ているようである。ただし、どれも100%の方法はなく、来館による申請が認められていない自治体が16%、FAXは55%、電話は55%、メールは43%あるということであった。

厚生労働省は「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」（令和2年2月17日付事務連絡）」を発出し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、合理的配慮の対応が求められていることから、FAX番号やメールアドレスの周知を求めている。利用者の状況によって（例えば、利用者が使うことができる機器等によって）、対応できる申請方法がとれる体制を作ることが必要である（例えば、日本語を書くことが難しい聴覚障害者はテレビ電話の方が申請等はしやすいかもしれない。この場合でも書面には受付職員が記入すれば済むことである）。もちろん、こうした合理的配慮はコロナ禍のみのことではない。しかし、そのコロナ禍においてもITを通じた申請方法における合理的配慮も進んでいないとみることができる。

3) 派遣制限

さらに、手話通訳の派遣制限については、「派遣範囲は都道府県内に限る」が30.7%、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が16.4%、「派遣範囲は居住する市町村内に限る」が14.6%、「利用者負担がある」が3.2%、「派遣対象者の年齢に制限がある」が0.7%であった。要約筆記者の派遣制限については、「派遣範囲は都道府県内に限る」が26.6%、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が13.1%、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が11.7%、「利用者負担がある」が2.0%、「派遣対象者の年齢に制限がある」が0.7%であった。

派遣範囲については、地域生活支援事業では、市町村や都道府県を超えた派遣調整は都道府県事業として位置づけられており、市町村の仕事ではないということかもしれない。しかし、逆にそのような制限をしていない自治体も多くあるようである。市の境界になっている道路の向いにある病院に通うこともあるだろう。派遣範囲の限定によって派遣依頼が滞っていないか、また利用者や実施団体の事務負担が増大していないか検証する必要があるだろう。

また、派遣回数や時間に制限を設けていることは病院等に行く機会の多い高齢聴覚障害者等の情報保障が適切に行われているか疑問がある。また、利用者負担がある自治体が、手話通訳者派遣で28、要約筆記者派遣で18あった。よく言われるように、病院での手話通訳や要約筆記は、医師が診察や診療をするために利用者から状況を聞いたり、インフォームド・ Consentのためにも必要なのであり、必ずしも利用者だけのためではない。こうした手話通訳や要約筆記は公道のようなものであり、利用する皆が便益を受けるものである。そうであるからこそ、自立支援給付ではなく、地域生活支援事業に組み込まれたと言える。そのため、厚生労働省の示す実施要領でも、「意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。」とされている（「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」平成25年通知）。このような

派遣回数や時間の制限、利用者負担は早急な見直しが求められる。

4. 手話通訳者・要約筆記者の登録および選定

1) 登録者数、選定方法などについて

登録手話通訳者や登録要約筆記者の平均人数を（8万人以下から30万人以上の）どの人口規模別にみても30人から50人あたりになっている。本来であれば、人口が増えれば、登録者数や実働人数、稼働率をもっと増えてもいいはずである。おそらく、登録者数は人口比例するというよりも、各自治体もしくは委託先で、広報・宣伝、養成、派遣コーディネーターとつながりの持っている範囲で行われているからではないかと考えられる。つまり、人口規模が大きくなったとしても担当職員が増えていないことを反映しているのではないかと考えられる。しかし、人口が増えればその分意思疎通支援事業を利用したい人、利用する必要がある人は増えると考えられるので、人口規模の大きい自治体の方が制度は整備されているように思われるが、実際にはそれほど充実したものになっていない可能性がある。聴覚障害者の人口一人当たりの手話通訳者数や派遣回数等の数字を検証する必要がある。

2) 登録者の選定方法

手話通訳者の選定方法をみると、試験ありが24.6%、試験なしが25.4%、その他が29.0%であった。その他には、手話通訳士資格取得者、統一試験合格者、県の試験に合格した者、養成講座を修了した者、聴覚障害者団体の推薦、聴覚障害者団体が面接をした者等が挙げられた。要約筆記者については、試験ありが17.2%、試験なしが26.0%、その他が26.1%であった。その他については、県の登録試験合格者、養成講座修了者（およびその後面接や意思確認をした者）、首長が登録試験合格者と同等と認める者、当事者団体から推薦を受けた者、委託先事業者による面接を受けた者等が挙げられた。こうしてみると、必ずしも市町村で試験を行う必要はなく、厚生労働大臣認定の手話通訳士資格や、社会福祉法人全国手話研修センターが実施している統一試験（手話通訳者全国統一試験）、要約筆記者認定協会が実施している統一試験（全国統一要約筆記者認定試験）に合格していれば、一定の手話通訳や要約筆記等の力量が担保されと考えられる。なお、全国統一要約筆記者認定試験では、統一試験を採用している自治体（都道府県）に対し、合格者の名簿配布を行っている。

一方で、試験なしに聴覚障害者団体の推薦や面接が求められることは、行政サービスの公平性や公正性、手続きの適切性に疑問がある。もしそれが必要な場合は、行政サービスであり、公的資金が使われるのであるから、どのような基準で推薦されたり、面接されているのか説明を公開していく必要があるだろう。

5. 報酬、交通費、保険

1) 報酬（賃金）について

登録者への報酬（賃金）は自治体によって大きな差があった。一番報酬の低い自治体は1時間あたり500円であるが、最も高い自治体は6000円で、平均は2000円程度であった。単価が多い金額としては、やはり1000円、1500円、2000円、2500円ごとなど、500円ごとに山がでてきているが、その山の間にも多くの自治体が単価を設定している。おそらく、これは最低賃金が10円等ずつでも引き上げられたりすることが影響しているのかもしれない。しかしながら、同じ仕事

をしていて、これほど単価の異なる仕事は他にはないのではないだろう。介護やコンビニのバイトでも一定の幅の単価のなかで設定されていると思われる。時間当たり 500 円では最低賃金も保障されていない。この単価で支払われる対象時間も自治体により異なるので、その差はいっそう広がる可能性がある。こうした差をどう考えるのかも制度的に検討していく必要があるだろう。なお、2014 年の「訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために」（基発第 0827001）では、ホームヘルパーが報告作成をしなければならない場合、それも労働時間に含めることとされている。手話通訳・要約筆記でもそれは同様にすべきである。

また、手話通訳士を持っていても、士の資格のない手話通訳者と同じ単価である自治体が 73% であり、士資格を持つ人の報酬に差を設けているのは 5.4% の自治体でしかなかった。このことは、手話通訳士資格を取得するインセンティブを減少させていると考えられる。しかし、手話通訳士資格を取得するインセンティブがないと手話通訳技術の向上意欲も失われるだろうし、選挙や公共放送等で手話通訳等ができる人材が育たず、ひいては情報・コミュニケーション保障を疎外し、選挙権の侵害にもつながるかもしれない。

さらに、派遣時の交通費について、全額支給をしている自治体は 37.8% であるが、報酬に含むが 16.4%、聴覚障害者が負担するが 4.3%（38 自治体）あった。報酬が高ければ、含まれていてもいいかもしれないが、そうでなければ遠方の利用者の派遣が敬遠される可能性が高くなる。また、聴覚障害者が負担する自治体も思いの外かなりあるが、先の自己負担の問題と同様、利用者の派遣利用を手控えさせる問題をはらんでいる。

そして、保険加入についてであるが、手話通訳については、労働災害保障保険が 7.2%、全社協在宅福祉サービス総合補償保険が 31.9%、要約筆記については、労働災害補償保険が 4.2%、全社協在宅福祉サービス総合補償保険が 24.5% であった。もちろん、直営で公務員が実施している場合はこれらの保険の対象ではないだろう。しかし、多くの自治体で委託が行われ、また、直営で実施していても登録者が公務員の位置づけとなるとは限らない。したがって、多くの自治体は適切に保険が適用されない可能性がある。この場合の事故や損害があったときの金銭的な負担がどのようなものか。手話通訳者・要約筆者としても安心して手話通訳や要約筆記ができる環境にないと考えられる。それは結果的に本事業の利用者を守ることができていないといえるのではないだろうか。

6. 新型コロナウイルス感染症の影響および IT を活用した事業

新型コロナウイルス感染症の影響をみると、影響があったという自治体は 63.7%、影響はなかったという自治体は 29.1% であった。人口規模が小さい自治体程、影響がないと答えた傾向になっているので、人口が少ない地域は地方や農山村地域の多い自治体で、密集したり、人の行き来をすることが少なく、影響がなかったのだろうと考えられる。一方で影響の内容をみると、養成講座や研修会を延期または中止した自治体が 69.9%（394 自治体）、派遣件数が減少した自治体が 50.7%（286 自治体）あり、派遣を取りやめた自治体が 19.0%（107 自治体）もあった。派遣を取りやめた自治体では、コロナ禍で不測の事態にあって情報保障・コミュニケーション支援のない状態を強いられた聴覚障害を持つ人々等にとって非常に苦しい立場に置かれた人も多いと考えられる。

IT を活用した意思疎通支援事業を行った自治体は 22.2%（197 自治体）あり、タブレット端末を公共機関の窓口を設置した遠隔手話サービスが 35.0%、ホームページで手話動画による情報提供を

行っているが22.3%（44自治体）などがあった。現在のように、一人一台スマートフォンや携帯電話を持っていることがほとんどである時代にあつて、ITを利用した情報保障も推進されるべきであろうし、自然にそうなると思われる。ただし、ITによって養成も派遣も近隣の市や都道府県に任せたらいいと安易に考える自治体も出てくるおそれがある。

厚生労働省も遠隔手話サービスについて「本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合に限り対象とするものと考えており、現在設置や派遣されている手話通訳者の代替として遠隔手話サービスを導入することを想定しているものではない」と指摘している（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室『障害保健福祉関係主管課長会議資料』2020年3月7日、P11）。それぞれの自治体の通常の手話通訳・要約筆記事業が後退することがないように、逆に、手話通訳・要約筆記事業の利便性が向上する形で進められるようにしていく必要がある。

4) 視覚障害者向け意思疎通支援事業

視覚障害者向け意思疎通支援者派遣事業については、2020年度に全市町村の5.4%（48自治体）しか実施しておらず、92.0%は次年度の検討もしていないという結果だった。人口区分別にも同様であった。

表 186 問 4-1 視覚障害者向け意思疎通支援者派遣事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施の検討をしている	回答なし	合 計
8万人未満	31 4.3	667 93.0	9 1.3	10 1.4	717 100.0
8万人～ 15万人未満	13 12.3	89 83.9	2 1.9	2 1.9	106 100.0
15万人～ 30万人未満	3 5.4	53 94.6	0 0.0	0 0.0	56 100.0
30万人以上	1 14.3	6 85.7	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	48 5.4	815 92.0	11 1.2	12 1.4	886 100.0

「点訳・音訳」や「代筆・代読」の支援を行う登録者の状況は以下のとおり。ただし、実施している自治体が非常に少なく、登録数等の回答が少ないため平均値は参考値である。

表 187 問 4-6 2020年3月現在の「点訳・音訳」「代筆・代読」支援を行う登録者

	点訳・音訳					代筆・代読				
	登録者数 a		実働人数 b		稼働率	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均(人)	n	平均(人)	b/a	n	平均(人)	n	平均(人)	b/a
8万人未満	12	11.7	12	11.7	100.0%	2	4.0	3	2.7	67.5%
8万人～15万人未満	6	28.3	6	24.5	86.6%	1	20.0	1	19.0	95.0%
15万人～30万人未満	1	42.0	1	42.0	100.0%	2	22.0	2	3.0	13.6%
30万人以上	1	104.0	1	104.0	100.0%	0		0		
全 体	20	22.8	20	21.7	95.2%	5	14.4	6	5.5	38.2%

以下、実施している自治体の概要を述べるが、回答件数が少ないため、箇条書きにて回答自治体数を中心にいくつか調査結果を記しておきたい。

【点訳・音訳事業】

- 実施主体は、直営が3、委託が40、回答なしが5であった。
- 委託先は、社会福祉協議会が16、視覚障害者関係団体とその他の団体がそれぞれ11、社会福祉事業団が2、身体障害者協会、NPOがそれぞれ1、株式会社0であった。その他にはボランティア団体などがあった。
- 支援制限は、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が25、「派遣範囲は都道府県内に限る」が5、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が3であった。
- 報酬時間単価の平均は、1496.7円（6自治体平均）であった。
- コーディネーターは、市町村の担当者が8、委託団体の担当者が20、その他が4であった。その他には、設置手話通訳者が挙げられた。
- 保険加入については、労働災害補償保険が1、全社協在宅福祉サービス総合補償が5、予算化の予定はないが21、その他が9であった。その他には、民間の保険、ボランティア保険、「登録者がいないため、予算化していないが、登録があった時点で予算化をしていく予定である」等の記載があった。

【代筆・代読事業】

- 実施主体としては、直営が3、委託が18であった。
- 委託先については、社会福祉協議会が7、その他の団体が6、視覚障害者関係団体3、株式会社が2、社会福祉事業団、身体障害者協会、NPOがそれぞれ1であった。その他には、ボランティア団体等があった。
- 支援制限は、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が15、「派遣範囲は都道府県内に限る」が5、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が3、「利用者負担がある」が1であった。
- 報酬時間単価の平均は、1846円（10自治体平均）であった。
- コーディネーターは、行政の担当者が10、委託団体の担当者が10、その他が6であった。その他には、相談支援専門員、ボランティアサークルの担当者が挙げられた。
- 保険加入については、労働災害補償保険が1、全社協在宅福祉サービス総合補償が3、予算化の予定はないが17、その他が10、感染症特例もカバーしているが1であった。その他には、民間の保険、ボランティア保険、委託先が支払う、「登録者がいないため、予算化していないが登録があった時点で予算化をしていく予定である」等の記載があった。

【点訳・音訳、代筆・代読全体として】

- 利用にあたって事前登録が必要な自治体は19、不要が18であった。
- 申請方法は来館が30、電話が28、FAXが19、メールが12、WEBサイトが2、その他が8であった。
- 交通費の支給は、全額支給が6、報酬（賃金）に含むが6、視覚障害者が負担するが5、その他が7と続いた。その他には、交通費の支給は「なし」等があった。これは報酬に含むと考えるかは議論の余地があるので、ここでは分けて記載した。

視覚障害者向け意思疎通支援事業の新型コロナウイルス感染症による事業影響を尋ねたところ、影響があったが11あり、影響はないが41であった。人口区分別の傾向は明確ではなかった。

表 188 問 4-14 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
8万人未満	37 5.2	3 0.4	677 94.4	717 100.0
8万人～15万人未満	1 0.9	5 4.7	100 94.4	106 100.0
15万人～30万人未満	3 5.4	2 3.6	51 91.0	56 100.0
30万人以上	0 0.0	1 14.3	6 85.7	7 100.0
合 計	41 4.6	11 1.2	834 94.2	886 100.0

影響があると回答した11市町村の中で、影響内容を尋ねたところ、「点訳・音訳者や代筆・代読者の養成講座・研修会を延期中止」が4、「登録者の活動を休止した」が2、「支援件数が減少した」が2などがあげられた。回答のあった自治体の数が十分でなく人口区分別の差は明確ではない。

表 189 問 4-14 新型コロナウイルス感染症による影響内容

	登録者はオンラインを使って点訳・音訳をした	登録者の活動を休止した	「点訳・音訳による支援」や「代筆・代読支援」の支援件数が減少した	登録者にマスクやフェイスシールドを配布した	視覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた	点訳・音訳者や代筆・代読者の養成講座・研修会を延期中止した	その他	回答者数
8万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	3 100.0
8万人～15万人未満	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	5 100.0
15万人～30万人未満	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0
30万人以上	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
合 計	0 0.0	2 18.2	2 18.2	2 18.2	0 0.0	4 36.4	5 45.5	11 100.0

視覚障害者向けのITを活用した意思疎通支援事業を尋ねたが、活用しているが2、活用はないが69であった。

表 190 問 4-15 ITを活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
8万人未満	58 8.1	1 0.1	658 91.8	717 100.0
8万人～15万人未満	8 7.5	0 0.0	98 92.5	106 100.0
15万人～30万人未満	2 3.6	1 1.8	53 94.6	56 100.0
30万人以上	1 14.3	0 0.0	6 85.7	7 100.0
合 計	69 7.8	2 0.2	815 92.0	886 100.0

5) 盲ろう者向け意思疎通支援事業

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の2020年度実施状況を尋ねたところ、市町村全体では97.2%が「実施していない（来年度の検討もしていない）」と回答した。実施しているのは886市町村のうち9自治体、1.0%であった。次年度の実施を検討しているのは0.6%であった。

人口区分別にも同様の傾向であった。

表 191 問 5-1 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の2020年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施の検討をしている	回答なし	合 計
8万人未満	5 0.7	699 97.5	3 0.4	10 1.4	717 100.0
8万人～15万人未満	3 2.8	101 95.4	1 0.9	1 0.9	106 100.0
15万人～30万人未満	1 1.8	54 96.4	1 1.8	0 0.0	56 100.0
30万人以上	0 0.0	7 100.0	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	9 1.0	861 97.2	5 0.6	11 1.2	886 100.0

「盲ろう者向け通訳・介助員」の登録者等については、回答数が十分でなく明確ではない。

表 192 問 5-6 2020 年 3 月現在の「盲ろう者向け通訳・介助員」の登録者

	登録者数 a		実働人数 b		稼働率
	n	平均 (人)	n	平均 (人)	b/a
8 万人未満	1	14.0	1	5.0	35.7%
8 万人～15 万人未満	2	198.5	1	238.0	119.9%
15 万人～30 万人未満	1	12.0	0		0.0%
30 万人以上	0		1	8.0	
全 体	4	105.8	3	83.7	79.1%

※8～15 万人では、大きな数字として登録者数 238 人と 159 人があった。159 人と書いた自治体の実働人数が記載なかったので、稼働率が高くなってしまっている。

以下、実施している自治体の概要を述べる。

- 実施主体は、直営が 2、都道府県と共同が 2、委託が 6 であった。
- 委託先は、盲ろう者関係団体が 2、聴覚障害者関係団体が 2、社会福祉事業団 1、NPO が 1 であった。
- 派遣申請要件は、事前登録が必要が 4、不要が 8 であった。
- 申請方法は来館が 13、電話、FAX、メールがそれぞれ 9、WEB サイトが 1、その他が 2 であった。
- 支援制限は、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が 5、「派遣範囲は都道府県内に限る」が 4、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が 1 であった。
- 報酬時間単価の平均は、1659.4 円（7 自治体平均）であった。
- 報酬対象時間は、「待ち合わせから支援終了後の内容確認後に分かれるまで」が 6、「家を出てから自宅に帰るまで」が 3、「通訳をしている間だけ」が 1、その他が 2 であった。その他には、特に定めていない、市に準ずると記載があった。
- 交通費の支給は、全額支給が 6、その他が 4 であった。
- コーディネーターは、委託団体の担当者が 5、行政の担当者、設置手話通訳者、その他がそれぞれ 3 であった。その他には、県聴覚障害者協会の担当者、「実績はないが、委託団体の担当者になると考えています」とあった。
- 保険加入については、全社協在宅福祉サービス総合補償が 1、予算化の予定はないが 9、その他が 5、感染症特例もカバーしているが 1 であった。その他には、民間の保険、ボランティア保険、「2020 年度から市会計年度任用職員公務災害補償」「登録者がいないため、予算化してないが、登録があった時点で予算化をしていく予定である」等の記載があった。

盲ろう者向け意思疎通支援事業における新型コロナウイルス感染症による影響を尋ねたが、影響があったが3、影響はないが18であった。

表 193 問 5-15 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
8 万人未満	14 2.0	1 0.1	702 97.9	717 100.0
8 万人～15 万人未満	1 0.9	2 1.9	103 97.2	106 100.0
15 万人～30 万人未満	2 3.6	0 0.0	54 96.4	56 100.0
30 万人以上	1 14.3	0 0.0	6 85.7	7 100.0
合 計	18 2.0	3 0.3	865 97.7	886 100.0

影響があったとする3市町村のコロナウイルス感染症への対応についても、回答数が十分でないため明確なことは言えない。ただし、派遣を取りやめたが1、派遣件数が減少したが2、あることは注意しておきたい。

表 194 問 5-15 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	盲ろう者は 自宅でオン ラインを 使って通 訳・介助を 受けた	登録者の 派遣を取 りやめた	盲ろう者向 け通訳・介 助者の派遣 件数が減少 した	盲ろう者向 け通訳・介 助者にマス クやフェイ スシールド を配布した	盲ろう者か ら新型コロナ ウイルス感 染症に関 する相談が 増えた	盲ろう者向 け通訳・介 助者の養成 講座・研修 会を延期ま たは中止し た	その他	回答者数
8 万人未満	0 0.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
8 万人～ 15 万人未満	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
15 万人～ 30 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
30 万人以上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
合 計	0 0.0	1 33.3	2 66.7	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

IT を活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業について尋ねたが、IT を活用しているは0であった。IT を活用している事例がほとんどないことがうかがえる。

表 195 問 5-16 IT を活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業

	IT の活用はない	IT を活用している	回答なし	合 計
8 万人未満	27 3.8	0 0.0	690 96.2	717 100.0
8 万人～15 万人未満	3 2.8	0 0.0	103 97.2	106 100.0
15 万人～30 万人未満	2 3.6	0 0.0	54 96.4	56 100.0
30 万人以上	1 14.3	0 0.0	6 85.7	7 100.0
合 計	33 3.7	0 0.0	853 96.3	886 100.0

6) 失語症者向け意思疎通支援事業

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施状況を尋ねたところ、実施しているが0.9%、「実施していない（来年度の検討もしていない）」が93.6%を占めた。来年度に実施を検討しているが0.5%であった。人口区分別にも同様の傾向であった。

表 196 問 6-1 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の 2020 年度実施状況

	実施している	実施していない（来年度の検討もしていない）	実施していないが、来年度の実施の検討をしている	回答なし	合 計
8 万人未満	4 0.6	672 93.7	2 0.3	39 5.4	717 100.0
8 万人～ 15 万人未満	3 2.8	96 90.6	2 1.9	5 4.7	106 100.0
15 万人～ 30 万人未満	0 0.0	56 100.0	0 0.0	0 0.0	56 100.0
30 万人以上	1 14.3	6 85.7	0 0.0	0 0.0	7 100.0
合 計	8 0.9	830 93.6	4 0.5	44 5.0	886 100.0

2020年3月現在の「失語症者向け意思疎通支援者」の登録者の状況を尋ねたが、十分な回答数がなく明確なことは分からない。ほとんど実績がないことがうかがわれる。

表 197 問 6-6 2020年3月現在の「失語症者向け意思疎通支援者」の登録者

	登録者数		実働人数	
	n	平均 (人)	n	平均 (人)
8万人未満	1	12.0	0	
8万人～15万人未満	2	22.5	2	18.0
15万人～30万人未満	0		0	
30万人以上	1	25.0	1	24.0
全 体	4	20.5	3	20.0

以下、実施している自治体の概要を述べる。

- 実施主体は、直営が5、委託が4であった。
- 委託先は、社会福祉事業団2、言語聴覚士協会が1、身体障害者協会が1であった。
- 派遣申請の要件は、事前登録が必要が4、不要が7であった。
- 派遣制限は、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が4、「派遣範囲は都道府県内に限る」が2、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が2であった。
- 報酬時間単価の平均は、1343.4円（7自治体平均）であった。
- 報酬対象時間は、「待ち合わせから支援終了後の内容確認後に分かれるまで」が7、「家を出てから自宅に帰るまで」が2、「通訳をしている間だけ」が1、その他が2であった。その他には、特に定めていない、事例がないのでわからない、とあった。
- 交通費の支給は、全額支給が4、報酬（賃金）に含むが4、その他が3であった。
- コーディネーターは、配置しているが4、配置していないが15であった。誰が配置されているのかは、言語聴覚士協会の会員が2、病院の言語聴覚士が1、その他が3であった（複数回答可）。その他には、設置通訳者が記載されていた。
- 保険加入については、労働災害補償保険が2、全社協在宅福祉サービス総合補償が1、予算化の予定はないが10、その他が5であった。その他には、民間保険、事例がないのでわからない、未加入のため来年度以降の加入を検討中、「登録者がいないため、予算化してないが、登録があった時点で予算化をしていく予定である」等の記載があった。

失語症者向け意思疎通支援事業における新型コロナウイルス感染症による影響を尋ねたところ、影響があったが5、影響がなかったが21であった。

表 198 問 6-14 新型コロナウイルス感染症による事業影響

	影響はない	影響があった	回答なし	合 計
8 万人未満	20 2.8	2 0.3	695 96.9	717 100.0
8 万人～15 万人未満	0 0.0	2 1.9	104 98.1	106 100.0
15 万人～30 万人未満	1 1.8	0 0.0	55 98.2	56 100.0
30 万人以上	0 0.0	1 14.3	6 85.7	7 100.0
合 計	21 2.4	5 0.6	860 97.0	886 100.0

新型コロナウイルス感染症による対応状況については、「派遣件数が減少した」が1などがあった。その他には、「利用登録はあるが、新型コロナウイルスで外出自粛のため、利用したくても利用できないなど、実働につながっていない。」とあった。

表 199 問 6-14 新型コロナウイルス感染症による事業対応

	意思疎通 支援者の 派遣を取りやめた	派遣件数 が減少した	意思疎通支援者 にマスクやフェ イスシールドを 配布した	失語症者から新 型コロナウイル ス感染症に関す る相談が増えた	意思疎通支援者 の養成講座・研 修会を延期また は中止した	その他	回答 なし	回答者 数
8 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0
8 万人～ 15 万人未満	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
15 万人～ 30 万人未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
30 万人以上	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
合 計	0 0.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0	1 20.0	5 100.0

ITを活用した失語症者向け意思疎通支援事業を尋ねたところ、ITを活用しているが1、活用はないが38であった。

表 200 問 6-15 ITを活用した失語症者向け意思疎通支援事業

	ITの活用はない	ITを活用している	回答なし	合 計
8万人未満	32 4.5	1 0.1	684 95.4	717 100.0
8万人～15万人未満	4 3.8	0 0.0	102 96.2	106 100.0
15万人～30万人未満	1 1.8	0 0.0	55 98.2	56 100.0
30万人以上	1 14.3	0 0.0	6 85.7	7 100.0
合 計	38 4.3	1 0.1	847 95.6	886 100.0

7) ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援者派遣事業

ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援者派遣事業について実施しているかを尋ねたところ、「これらの意思疎通支援事業は1つも実施していない」は90.3%、「これらの意思疎通支援事業を1つ以上実施している」が4.3%（38団体）、回答なしが5.4%であった。

表 201 (市町村) 問 7 ALS患者等への意思疎通支援者派遣事業

	これらの意思疎通支援事業 は1つも実施していない	これらの意思疎通支援事業 を1つ以上実施している	回答なし	合 計
8万人未満	655 91.3	22 3.1	40 5.6	717 100.0
8万人～15万人未満	92 86.8	8 7.5	6 5.7	106 100.0
15万人～30万人未満	47 83.9	7 12.5	2 3.6	56 100.0
30万人以上	6 85.7	1 14.3	0 0.0	7 100.0
合 計	800 90.3	38 4.3	48 5.4	886 100.0

具体的にどのような意思疎通支援事業を実施しているのかを自由記述で尋ねたところ以下のような34の記載があった。

34の記載のうち22が「入院時コミュニケーション支援事業」で最も多かった。

そのうち、入院時コミュニケーション支援事業の対象となる障害名を書いている事業（対象の障害を限定している事業）では、重度障害者が5、ALSが4、知的障害者が2、肢体不自由が1、医療的ケア児が1であった。具体的には、次のような記載があった。

「【重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業】重度の障害者で、意思疎通が困難なものが医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者を派遣し、円滑に医療行為

が受けられるよう支援する（障害支援区分6等要件あり）。」

対象者のみが記載されていたものとして、「知的障害と精神障害」、「知的障害のある人」、「難病患者」がそれぞれ1であった。

その他、「地域生活支援事業の一環で、日常生活用具給付事業を実施している。」「聴覚障害に限らず、言語機能、音声機能等の障がい者であって、社会生活の円滑な意思疎通を困難な者に手話通訳・要約筆記を派遣している。」「補装具の意思伝達装置をはじめ、障がいのある人にとって、意思疎通支援の福祉サービスが必要な場合に、相談員より申請してもらい、支給を行っている。」「要綱により、利用者の状態を鑑みて、判断することとしている。」などの記載があった。

【考察11】 視覚障害者向け、盲ろう者向け、失語症者向け、ALS患者等向けの意思疎通支援事業に関する考察

1. 事業の実施について

1) 実施状況

視覚障害者向け意思疎通支援事業を実施している自治体は48、来年度の実施を検討している自治体は11であった。盲ろう者向け意思疎通支援事業を実施している自治体は9、来年度の実施を検討している自治体は5であった。失語症者向け意思疎通支援事業を実施している自治体は8、来年度の実施を検討している自治体は4であった。ALS患者、難病患者、高次脳機能障害者、知的障害者、精神障害者等向け意思疎通支援事業の中から1つ以上を実施している自治体は38自治体でほとんどが「入院時コミュニケーション支援事業」であった。これは、2016年の厚生労働省通知「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」が少しずつ浸透してきていると思われる。しかし、聴覚障害者向け以外の意思疎通支援事業の実施率はまだまだほんの一握りの自治体でしか行われていないといえる。なお、この実施率については人口規模による差を見出すことは難しかった。

以上のように、聴覚障害者向け意思疎通支援事業以外の意思疎通支援事業を実施している自治体は非常に少ない。後の設問の自治体の要望等も参考に考えてみると、その理由は、第一に、人口が少ないため対象者が少ない・いない、またはニーズが把握できないこと。第二に、それらに対応する支援者、担当職員がいない、養成も困難であること。第三に、それらのために都道府県事業に任せていること（もしくは必要性が見いだせないこと）。第四に、実施の仕方の情報やマニュアル、モデルケースを知らないために進められないこと、などが挙げられる。人口規模の大きい自治体から整備をすすめると同時に、都道府県による補完・補足を進めて行く必要がある。これらに対応する支援のあり方をさらに検討していく必要があるだろう。

2) 実施主体

視覚障害者向けについては、点訳・音訳事業の実施主体は、直営が3、委託が40であった。その委託先は、社会福祉協議会が16、視覚障害者関係団体とその他の団体がそれぞれ11、社会福祉事業団、身体障害者協会、NPOがそれぞれ1、株式会社0であった。その他にはボランティア団体などがあった。

また、代筆・代読事業の実施主体としては、直営が3、委託が18であった。その委託先については、社会福祉協議会が7、その他の団体が6、視覚障害者関係団体3、株式会社が2、社会福祉事業団、身体障害者協会、NPOがそれぞれ1であった。その他にはボランティア団体などがあ

た。

盲ろう者向けについては、実施主体は、直営が2、都道府県と共同が2、委託が6であった。委託先は、盲ろう者関係団体が2、聴覚障害者関係団体が2、社会福祉事業団1、NPOが1であった。

失語症者向けについては、実施主体は、直営が5、委託が4であった。委託先は、社会福祉事業団2、言語聴覚士協会が1、身体障害者協会が1であった。

以上にみるように、直営か委託かをみると委託が多いが、直営の自治体も一定数あることがわかる。また、これまでの経緯から、視覚障害者向けではボランティア団体にまかせているところもあった。さらに、委託先として、NPOや株式会社が含まれており、供給主体の多元化が進んでいる。

2. 申請や派遣の要件

1) 派遣申請の要件

派遣申請の要件については、視覚障害者向けでは、利用にあたって事前登録が必要な自治体は19、不要が18であった。盲ろう者向けでは必要が4、不要が8であった。失語症者向けでは必要が4、不要が7であった。視覚障害者向けでは要・不要が拮抗しているが、盲ろう者、失語症者では不要の方が多かった。不要の自治体も多いことから、利用にあたって事前の打ち合わせが必要であると思われるが、事前登録は必ずしも必要だとは言えない。

2) 派遣申請の連絡方法

派遣申請の連絡方法としては、視覚障害者向けでは、申請方法は来館が30、電話が28、FAXが19、メールが12、WEBサイトが2、その他8であった。盲ろう者向けでは、来館が13、電話、FAX、メールがそれぞれ9、WEBサイトが1、その他が2であった。

申請の方法については、派遣や支援にあたって必要な情報が得られれば良いのであって、あとは、その人のおかれている状況や障害等の特徴を踏まえ、できるだけ多様な手段でもって適切な合理的な配慮がされる必要があると考える。特に、スマートフォンの普及やコロナ禍にあって、メールやWEBサイト等の申請の対応がなされることが利用促進にもつながると考えられる。

3) 派遣の制限

派遣の制限については、視覚障害者向けの点訳・音訳事業では、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が25、「派遣範囲は都道府県内に限る」が5、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が3であった。代筆・代読事業では、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が15、「派遣範囲は都道府県内に限る」が5、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が3、「利用者負担がある」が1であった。

盲ろう者向けでは、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が5、「派遣範囲は都道府県内に限る」が4、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が1であった。

失語症者向けでは、「派遣範囲は居住する市町内に限る」が4、「派遣範囲は都道府県内に限る」が2、「派遣回数や派遣時間に制限がある」が2であった。

以上のように、共通する派遣制限の主なものとしては、派遣範囲を居住市町内や都道府県内に限るということと派遣回数や時間を制限するものであった。特に視覚障害者向けの代筆・代読事業では利用者負担も設定されている自治体もあった。先にみたように、代筆・代読事業では、株式会社の参入もあり、営利化がなされやすいのかもしれない。ただし、意思疎通支援事業は、障害を持つ人が障害を持たない人と対等平等に人間として生きていくために不可欠な情報・コミュ

ニケーション支援を整備するためのものであり、利用者負担はなじまない。

3. 報酬（賃金）と保険

1) 報酬（賃金）

支援者に対する1時間当たりの報酬（賃金）単価の平均は、視覚障害者向けの点訳・音訳事業では1496.7円（6自治体平均）、代筆・代読事業で1846円（10自治体平均）、盲ろう者向けでは1659.4円（7自治体平均）、失語症者向けでは1343.4円（7自治体平均）であった。事業の実施（および回答）が少ないため、一概には言えないが、それぞれの事業においても、概ね1500円が目安になっているように思われる。

焦点はこの金額の妥当性である。支援業務をパート・アルバイトとして考え、最低賃金以上あるのでもいいのではないかとと思われるかもしれない。しかし、長期間の養成講座や研修を経て、またはときには試験を経て支援員になる努力が考慮されていない。また、コンビニやスーパーのパートであれば、朝9時から17時まで働き一定の収入が確保できるかもしれない。しかし、意思疎通支援は、毎日派遣されることは少なく、また長時間の支援をするわけでもないため、仕事にするには、1500円で十分とは言い切れない。さらに、自治体によっては、支援をしている時間だけを対象にしているところもあり、事前の打ち合わせや報告書の執筆時間等が考慮されていない可能性もある。そのことも踏まえると、かならずしも十分とは言えない金額と言える。

2) 保険

保険加入については、視覚障害者向けの点訳・音訳事業では、労働災害補償保険が1、全社協在宅福祉サービス総合補償が5、予算化の予定はないが21、その他が9であった。代筆・代読事業の保険加入については、労働災害補償保険が1、全社協在宅福祉サービス総合補償が3、予算化の予定はないが17、その他が10、感染症特例もカバーしているが1であった。盲ろう者向けでは、全社協在宅福祉サービス総合補償が1、予算化の予定はないが9、その他が5、感染症特例もカバーしているが1であった。失語症者向けでは、労働災害補償保険が2、全社協在宅福祉サービス総合補償が1、予算化の予定はないが10、その他が5であった。こうしてみると事業実施数に比して、保険に加入していないところが多く、事故が生じた際に、適切な補償がなされない可能性がある。障害を持つ人が安心してこの事業を利用できるように、また支援員が安心して支援できるように、補償の仕組みを整備していく必要がある。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響およびITを活用した事業

1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症による事業影響については、視覚障害者向けでは影響があったが11、影響はないが41であった。また、影響があると回答した11市町村の中で、影響内容を尋ねたところ、「点訳・音訳者や代筆・代読者の養成講座・研修会を延期、中止」が4、「登録者の活動を休止した」が2、「支援件数が減少した」が2などがあった。

盲ろう者向けで影響があったが3、影響はないが18であった。影響があったとする3自治体では、派遣を取りやめたが1、派遣件数が減少したが2あった。

失語症者向けでは、影響があったが5、影響がなかったが21であった。影響があった内容を見ると、「派遣件数が減少した」が1などがあった。その他には、「利用登録はあるが、新型コロナ

ウイルスで外出自粛のため、利用したくても利用できないなど、実働につながっていない。」とあった。

市町村レベルでは、人口の少ない自治体もあり、感染症の影響は少ないとしたところの方が多かった。しかし、影響があったところでは、派遣の取りやめや派遣件数の減少が指摘されていた。意思疎通が困難な人にとって、意思疎通支援事業の取りやめや利用の減少は、それはそのまま、その障害を持つ人々の意思疎通の困難が放置されることになる。特に、緊急事態宣言等が発令され、意思疎通支援事業以外でも民間を含む様々な施設や制度の変更や休止、時短、特別定額給付金の対応等、不測の事態に陥った人も少なからずいると考えられる。緊急時だからこそ、適切な情報保障・コミュニケーション支援が必要であることを認識しなければならない。

2) ITを活用した事業

ITを活用した事業については、視覚障害者向けでは活用しているが2であった。盲ろう者向けでは活用しているのは0であった。失語症者向けでは活用しているが1であった。つまり、ほとんどITは活用されていないことがわかった。一方、活用している自治体がどのように活用しているのかを明らかにして、その手法などを自治体間で共有できるようにする必要があるだろう。

【市町村における意思疎通支援に関する自由記述について】

聴覚障害、視覚障害、盲ろう者、失語症者等を対象とした意思疎通支援事業について 困っていること、希望などご自由にお書きください、と尋ねたところ、219自治体から回答があり、重複する内容を集計すると、以下のようにまとめられた（複数記載あり、%は219自治体の割合）。

ニーズ把握が困難、利用少ない・ない	人材不足（支援者、担当職員）	人材の高齢化	養成の困難	予算の確保が困難	都道府県・県委託事業者、近隣市町村との調整	制度情報不足（行政、市民、利用者）	その他
28	145	32	24	33	12	20	53
12.8%	66.2%	14.6%	11.0%	15.1%	5.5%	9.1%	24.2%

1. 人材不足

第一に、最も多い困りごとは人材不足であり、ほとんどは支援者の確保が困難であることであった。特に、人口の少ない自治体や平日日中の支援者の確保が困難としているところが多かった。同時に、制度が複雑化してきている意思疎通支援事業を担当する職員もいないという声もあった。

○「手話通訳、要約筆記のみならず、盲ろう者通訳や失語症者向けの支援など、支援の担い手には障害への理解だけでなく、知識や高い技術が必要とされるが、それらに見あう報酬単価が示されず、現場は常に人材不足に悩んでいる。比較的登録者数が多い手話通訳の場合でも絶対数が不足しているため、一部の通訳者に負担がかかりすぎているうえ、通訳者の高齢化が進んでいると感じる。意思疎通支援事業の支援者養成に関する取組等は、手話通訳、要約筆記以外はほとんど示されていないため、どのように養成すればよいのかもよくわからない。」

○「小規模自治体ということもあり、各障害の対象者や障害の度合いが重い方が少ない一方、専門的な知識・経験のある職員も不足しているため、現状では、聴覚障害者においては補装具の支給で対応、視覚障害者においては家族が同居しているということで、対応で困っていることは少ないが、将来的なことを考えれば専門的な研修を受けるなり、情報を提供してもらうなどして、職員の専門的知識の向上を図っていく必要があると考えている。」

- 「人材が不足している。市内在住の登録通訳者のうち活動可能な人が1名だけになっており、内容に応じて市外の登録通訳者の協力と設置通訳者で対応している。(設置通訳者の対応率は申請数の40%)」
- 「意思疎通支援事業は、それぞれの障害にあった支援方法を支援者が身に付けなければならない為、養成に時間がかかる。派遣だけでは生活ができないのでどうしても副業感がぬぐえず人材が集まらない」
- 「全国的に手話通訳者・要約筆記者が登録し派遣されているが、地方の市では通訳者・筆記者がなかなか増えない。(どちらも統一試験がむずかしく、何回か受けてあきらめる人が多い) 経験の長い奉仕員の方々に頼っているのが実情。」
- 「平日の日中において、派遣できる通訳者の調整が難しい時がある。手話通訳奉仕員から手話通訳者へのステップアップにおいて、地元で試験等を受けられないので、資格取得を諦めたり、また、資格取得を目指す場合でも個人の経済的負担が大きい。」

2. 人材の高齢化

第二に、人材の高齢化を指摘する自治体も多かった。人材不足や養成の問題とも関わってくるが、養成により新たに支援者になる人が少なく、また、今後高齢化により、支援者が減ってくるとみている自治体も多かった。さらに、近年の視覚障害や盲ろう者、失語症者等への支援ができる人がいないことも懸念されていた。

- 「聴覚障がい者対象の意思疎通支援者(手話・要約筆記)の高齢化が著しく後継者もないため、近い将来、派遣事業の継続が困難となる。人材確保のための財源や、広域的な取り組みへの仕組みづくりなど国の支援に期待しているところである。」

3. 支援者養成の困難

第三に、養成の困難については、養成講座に参加する人が少なくなっていること、養成をしても支援者になる人がすくないこと、養成講座の担当者がいないこと、盲ろう者等の高度な専門を必要とする養成が困難であることなどが指摘された。

- 「手話通訳派遣事業について記入する。市登録手話通訳者の養成について、学習の入り口は殆どの人が手話奉仕員養成講座であり、その後一部の人が手話通訳者養成を修了して、受講生から手話通訳者へと変わっていく。その過程で、どれだけ専門性が身につくのか、入り口が奉仕員養成でよいのかなど現状のあり方に疑問を持ちながらも現状と向かい合い、出来る事の中で改善策を模索している。専門性を持った手話通訳派遣事業としていくために養成や研修に予算や時間をかけても、事業の底上げになかなかつながらない。社会が変わっていく中で、利用者のニーズを踏まえた事業が提供していけるのか疑問も残る。担当している職員も非正規雇用である。」
- 「実情として、聴覚障がい、盲ろう者の意思疎通支援に係る学習会や研修会はあり、理解を深める機会があるが、その他の障害種別に関しては研修等の機会がなく、行政サイドの対応能力を深められない。研修の機会を設けていただいたらとてもありがたい。」

4. ニーズ把握の困難

第四に、ニーズ把握が困難であることや制度を作っても利用者がいない、少ないことが指摘され

ていた。特に、失語症等の新たな事業において、そのニーズを把握することが難しいこと、当事者団体の会員が減少し、要望等を行政に伝える力も低下してきていることなどの懸念が示された。そのために、中には、制度存続が困難だと考えている自治体もあった。

- 「手話通訳者、要約筆記者の高齢化の問題、技術の伸び悩み、現場対応力が弱いこと。専門的な内容に対応出来る通訳者が少ない。当事者の意識、通訳の必要性を感じていない方々もおられる。（手話通訳や要約筆記を使われる方は固定されている）IT 関連事業が進んでいくと、使いこなせない高齢者などが支援を受けられなくなる。遠隔手話サービスを利用するには、医療現場での理解や当事者の機械操作等不安材料が多すぎる。視覚障（がい）碍者、盲ろう者、失語症者等のニーズが見えてこない。」
- 「聴言障がい者福祉会の会員が少なく、市に対する要望などが把握できない。会としての存続を希望するが、連絡が取れなかったり役員を引き受けてもらえなかったり進みません。」
- 「過去5年にさかのぼって一度も実績がない。申請がないので現担当者も何をしていいのかわからない。利用がなさすぎることが困りごとになっている。」
- 「本町では平成24年度より手話通訳者の広域派遣体制を委託により整備しているが、これまで利用はなく、障がい者等からの依頼・要望・照会等ありません。」
- 「対象となる障害者がいない為、実施していないサービスについては、該当者が発生した場合、その都度対応することとしている。」
- 「対象者・担い手が地域に少数であり、事業として枠は設けているが、実績はほぼない状況。」

5. 予算確保の困難

第五に、予算の確保の困難が指摘されていた。そもそも厳しい自治体財政で予算が確保しにくいこと、それに加えて、国や県の補助率が本来であれば75%であるところが減らされており、実質45%程しか補助されず、自治体の持ち出しが多くなっていることが複数の自治体で指摘されている。そのために、国や県の補助が明確ではない地域生活支援事業をやめてほしいという意見もあった。

- 「地域生活支援事業について、対象経費は年々増加する中、国・県からの補助率は下がる一方であり、事業を行うほど自治体の負担が大きくなり、事業の拡大ができない状況にある。（本来75%あるはずの国・県合算補助率が実質45%しかない）限られた財源（税金）で実施している事業であるため、経費に対する補助金を確実に確保していただき、安定した事業実施に繋がるよう、関係機関への働きかけをお願いします。」
- 「地域生活支援事業では障害者の日常生活上の不可欠な事業を市町村の必須事業として位置づけているが、近年国庫補助金の交付額が補助率上限である50%を大きく下回る状況が続き、地方の負担は増大している。意思疎通支援事業の維持のためには、安定した財政支援が必要である。」
- 「派遣件数の増加に伴い、予算増をしているが、ここ数年は予算流用の措置もとりながら対応している状況である。手話通訳者の養成面においては、試験合格者数が例年少なく、手話講習会自体のあり方を見直すこと検討している。よりよい講習会のあり方等があれば、例示していただきたい。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、オンライン通訳やICTを活用した事業の活用についても検討する必要がある。」

6. 県や市町村との調整

第六に、県や県委託事業者、近隣市町村との調整について言及されていた。例えば、高度な専門性が必要な失語症や盲ろう者等の支援を市町村事業では難しく、都道府県事業にしてほしいこと。自治体での人材不足等により県派遣を依頼するが、申請に日数がかかったり、派遣の移動で時間がかかったりすることが指摘されていた。

- 「当市では主に手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者に対する意思疎通支援者派遣を行っているが、視覚障害、難病、盲ろう者等その他の意思疎通に支援が必要な障害がある人への支援については、各々の障害に応じた支援者の確保や養成ができていないため行っていない。（県ですでに事業化しており、もし利用希望する場合は県へ問い合わせてもらうこととなり、市町村レベルにおいて単独で事業化するのは現時点では課題が多く難しいと思われる。）手話通訳者派遣においては、申請内容によって市で派遣を認めるか、県などの広域対応として取り扱うべきか判断に迷うことがあるので、国・県において一定の基準（指針）を示して欲しい。（県の設置手話通訳者連絡会議でも同様の意見が頻繁に出ている。）」
- 「聴覚障害の意思疎通支援事業は地域生活支援事業で市町村で要綱がある為、派遣内容、手話通訳者の報償費等もバラつきがあります。支援が必要な人は、本人含め、手話を知らない相手側も対象になる為、地域生活支援事業の位置付けでいいのか視覚障害者の同行援護同様の介護給付にもなじめず、悩ましいところです。」

7. 制度情報の不足

第七に、制度情報の不足（行政、市民、利用者）があることが指摘されていた。例えば、制度を組み立てるべき担当職員が他自治体の事例や制度の準備のための情報がなく、運営が難しくなっていること、市民、特に企業等が主催する講演会等での情報保障や合理的配慮の理解がなく、意思疎通支援事業との関わりが課題になっていること、利用者も制度のことを十分理解しておらず、利用に結びついていないことなどが指摘された。

- 「人材・ノウハウが不足している。事業として行っている聴覚障害者を対象とした意思疎通支援事業についても、今後人材の確保、研修（養成）体制の拡充、IT 対応が必要になってくると思われるが、現状の実績が近隣市町と比べて、極めて少なく、予算確保の点から優先順位の高い事業にはなっていないのが実情である。」
- 「聴覚障がい者対象（手話）登録者の数がギリギリなので増員をはかりたい。（要約）PC の派遣ができていない。要約筆記の普及ができておらず、認知度が低いため、利用に結びついていない。」

8. その他

第八に、派遣の範囲の判断が難しいこと、県派遣利用時の料金が高いこと、コロナ対応の問題、利用する人が限られていること、閉庁時や土日、緊急時の対応が困難であること、利用者の高齢化、また、それにより IT 活用が困難であること、盲ろう者や失語症等の利用者への対応が困難であること、などが指摘された。

1) 派遣対象の範囲

- 「親が聴覚障害者で子が結婚式を行う場合、手話通訳者派遣の要件に当てはまるかどうか判断に迷った。（他市町からの問い合わせ）・動物病院にペットを連れていく場合、手話通訳者派遣

の要件に当てはまるかどうか迷った。(他市町からの問い合わせ)」

- 「派遣目的の制限について、最終的に派遣を認める権限や責任は自治体にあるものの、その基準となるべき指針があればありがたい。現状では個別具体的に判断していることから、場合によっては自治体間で大きな差異が生まれ兼ねない。」
- 「派遣依頼内容に対して、どこまで町の意味疎通支援事業として認めるべきかの見極めが困難であること。一般企業が開催する研修会等については、企業側が聴覚障がい者等に配慮して手話通訳者を用意すべきであると考えるが、町に依頼をするものとする企業が多くあるのが現状である。」
- 「福祉サービスの提供にも限界があるが、差別解消・合理的配慮を後ろ盾に難題な要求をされることがある。合理的配慮のラインが不明瞭であり、判断に困ることが多い。」

2) 利用者の高齢化等

- 「通訳現場において、聴覚障害の方の高齢化により手話の表現が読みづらくなっている。筆談に関しても文字の読み書きが難しくなっている方が多い傾向である。また、高齢の方が多いため電子機器の扱いに慣れておらず、タブレットを用いた遠隔手話サービスの導入や、電話リレーサービスの紹介が難しい。失語症対象とした意思疎通支援事業について、支援者が増え、手話通訳と同様の仕組みが取れば良いと考えている。」
- 「難聴者への窓口対応に苦慮している。本市では手話通訳者を1名常駐させているが、難聴者の大半は手話通訳を習得していないため、手話でのコミュニケーションが取れず、筆談や声量を調整し、都度対応しているという状況。全国の自治体ではどのような対応をしているのか、画期的な取組などあれば知りたい。」

3) その他

- 「緊急時に対象者が通訳者等に直接派遣の依頼を行い、事後報告による申請が行われるケースがある。派遣事業として認められる内容の派遣であれば問題ないが、市の要綱で派遣可能な条件に該当するか否かを検討する必要がある場合において、事後報告が行われる事例も発生している。そうした際のトラブルの処理が課題となっている。」
- 「意識疎通支援事業に関して聴覚障害しか対象にしておらず、他の障がいを対象とした意思疎通支援事業について進めるにあたっては、体制や人材が不足している。」

9. 自由記述から見てきた主な課題

以上のことから対応の方向性として以下の点が挙げられる。

1) 人材の確保・養成について

人材不足で悩んでいる自治体が多く、そのための養成と職としての確保が重要である。

養成としては、近隣市町村合同で養成事業を複数実施するなどして、昼間の参加のみならず、働く人のため夜の開催も確保するなどして、養成の機会を増やしていくことなども検討が必要である。また、若い人が多い専門学校や大学等でも養成を行うことも進めて行く必要があるだろう。

ただし、若い人が参加していくためには、意思疎通支援の支援者が職業として保障されなければ、そこで活躍しようという人もなかなか出てこない。そのためには登録のみならず、専任職員として常勤で勤務できる職を確保する必要があるだろう。手話通訳や要約筆記のみならず、視覚障害者、盲ろう者、失語症者、その他の意思疎通支援も対応できるような働きかけをすることで確保でき

ないか。もしくは、常勤の一般公務員としてこのような支援が専門的にできる人を雇用していくことを推進して行かなければならない。その場合は、意思疎通支援ができることが採用の一つの有利な条件になるように配慮されることが望まれる。

2) 利用者の必要（ニーズ）や利用促進について

よく言われることであるが、社会福祉はニーズがあるから利用につながるのみならず、そこに社会福祉サービスがあるから、具体的にどのような支援がどういう条件で、どのような時に、どのように利用でき、どのようなメリットがあるかを具体的に理解できるから利用がされることがある。特に、意思疎通支援は個人のプライバシーに関わることが多いので、このようなイメージがないまま利用はなかなか進まない。

したがって、自治体の積極的な利用促進のために、相談支援や、アウトリーチが必要である。このようなアウトリーチの方法や事例の蓄積をしていく必要がある。

3) 予算の確保について

市町村の意思疎通支援の予算確保、特に、国や都道府県の補助率の確保は全国の市町村が同じく抱えている課題であるので、全国的な会議や市町村長会等での議論を進めていく必要があるように思われる。また、それぞれの市町村についても、ニーズ調査や利用者調査、事例調査を積み重ね、意思疎通支援事業の必要性や意義を確認し、それを公表していくことが求められるだろう。

4) 県や市町村との調整について

特に人口規模の少ない自治体、また視覚障害者向けなど事業実施がほとんどない事業において、どう意思疎通支援事業を実施していくのかを考えるにあたって、県や市町村間の調整が不可欠であると思われる。県と市町村、また、市町村間の調整、さらには、広域連合等による実施について調査研究や事例の積み重ねをしていく必要があるだろう。

5) 派遣対象となる範囲等

どういう事案について派遣対象とし、または派遣対象としないのかは大きな問題であるが、本来は、障害者の生活上の必要性和障害者の自立と社会参加という本分をきちんと踏まえていれば、広い範囲で派遣が認められるべきである。冠婚葬祭、趣味やサークル等で拒否される自治体もあるようだが、これらは障害者の社会生活であり、社会参加であることは間違いない。自治体によっては広く対応しているところもある。そうした一つひとつの派遣対象の理由や考え方も共有していく必要があると思われる。例えば、派遣対象について非常に制限的な自治体があれば、「厚生労働省 平成24年度 障害者総合福祉推進事業 手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業報告書」を参考に、派遣対象の広がりを理解することができるのではないだろうか。

第2章 ヒアリング調査

(1) 先行ヒアリング

1. 調査の内容、対象自治体

すでに先駆的取り組みを行っている自治体にアンケート調査より先行してヒアリングを行った。(4か所)

自治体	調査内容
京都府綾部市 (綾部市聴覚言語障害者支援センター)	1) 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2) ITを活用した意思疎通支援の状況 3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4) 地域活動支援センターの設置による意思疎通支援事業への効果
滋賀県 (滋賀県立聴覚障害者センター)	1) 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2) ITを活用した意思疎通支援の状況 3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4) 意思疎通支援事業の地域間差
兵庫県明石市	1) 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2) ITを活用した意思疎通支援の状況 3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4) 自治体調査の実施にあたっての留意点
大阪府 (大阪ろうあ会館)	1) 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響 2) ITを活用した意思疎通支援の状況 3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ 4) 意思疎通支援事業の地域間差

2. 調査方法

委員が訪問して聞き取り調査を行った。

3. 調査結果

調査日：2020年10月8日(木)

訪問先：綾部市聴覚言語障害者支援センター

調査員：柴田

1) コロナ禍による意思疎通支援事業の影響

- ① 京都府北部5市2町の聴覚障害者団体とその関係団体とで「聴覚障害者の暮らしを考える北部ネットワーク」を構成して日常的に連携した活動を進めている。今回のコロナ禍でも「北部ネットワーク」で問題解決を図ってきた。
- ② 透明マスク作り、Zoomを活用した会議。地方に住む聴覚障害者にとってコロナ禍以前から、交通アクセス、高齢化といった課題があった。コロナ禍によってZoomの活用が進み課題解決の方向が出てきた。

Zoomの活用に向けて、高齢者、重複障害者が地域活動支援センター等の聴覚障害者専門施設に集まり活用支援を受けている。また、ろう者、難聴者にZoomを活用した遠隔手話通訳、遠隔要約筆記をどのように行うか手話通訳者、要約筆記者を中心に検討が行われた。

- ③ 社会福祉法人の職員による手話通訳派遣が行われたが、登録手話通訳者はボランティア保険のみの加入のため、罹患した場合の補償を考え派遣していない。コロナ禍により登録手話通訳者の雇用形態の問題が浮上した。

2) ITを活用した意思疎通支援事業の状況

- ① これまでテレビ電話で1対1の簡単な連絡や相談をしていたが、Zoomの活用によりろう者、難聴者といった聞こえに障害のある人と聞こえる人が一堂に会さなくても会議が可能になった。北部6か所の聴覚障害者施設にZoomアプリの入ったパソコンが設置され、近隣の聴覚障害者が施設に集って、ネットワーク型の会議をしている。
- ② 各障害者施設でITの活用に関する学習会を開催している。

3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ

- ① 意思疎通支援のサービス量が定められておらず、利用量の裁量が派遣コーディネーターに委ねられている。
- ② 若い登録手話通訳者の確保が課題。
- ③ 高齢の聴覚障害者が多いことから意思疎通支援だけでなく、介護、医療、交通アクセス等の暮らし全体を支える支援が必要になっている。
- ④ 高齢になって難聴になった人々の補聴器の使い方支援、要約筆記等のサービス活用支援、難聴者同士の交流等を進めていく必要がある。

4) 意思疎通支援の地域間差について

京都府北部の各自治体では1970年代から、各自治体を超えて広域で聴覚障害者の対策を図ってきた。各自治体の予算の差はあるがサービス提供体制の差は見られない。

調査日：2020年10月13日(火)

訪問先：滋賀県立聴覚障害者センター

調査員：柴田

1) コロナ禍による意思疎通支援事業の影響

〈聴覚障害者への派遣〉

滋賀県専任手話通訳者協議会

- ・滋賀県では、県庁、13市（全13市）、2町（全6町）に専任手話通訳者が配置されており、2か月に1回専任通訳者会議が開催されている。7月に開催された会議でコロナの影響についてアンケート調査を実施した。
- ・大津市は、市役所でクラスターが発生したため閉所処置がとられた。専任手話通訳者はテレワークで勤務し、自宅から通訳現場へ出向いた。医療機関へは、タブレットを使用し自宅で通訳を行った。
- ・A市では、オンライン研修を自宅で受ける聴覚障害者が、6時間を超える通訳依頼をしてきたが、PC環境、音響、通訳者の休憩体制、駐車場などが整わず、やむなく断った。
- ・市町村委託事業（聴覚障害者に対する手話通訳者の派遣は市町村事業であるが、市町で対応できない場合を想定し、滋賀県聴覚障害者福祉協会がすべての市町と委託契約を締結している。）
- ・3月6日全日本ろうあ連盟を含む3団体の見解にもとづき、登録手話通訳者を医療現場に派遣しないこととしたため、派遣依頼が激減した。

〈企業への派遣〉

滋賀県聴覚障害者福祉協会が手話通訳者の派遣を行っているが、現状は大幅に依頼が減少している。

- ・定例の朝礼、昼礼、退職会などは、7月まで中止。8月以降は、手話通訳者が別室で遠隔手話通訳を行うところが増えた。
- ・B社は、雇用している聴覚障害者にテレワークや時差出勤の説明をしたが理解されないため、手話通訳者の派遣を利用して説得に当たった。聴覚障害者がコロナ対策の理解ができていないことに、雇用主は驚いていた。

〈団体への派遣〉

滋賀県聴覚障害者福祉協会が手話通訳者の派遣を行っている。

- ・行事のキャンセルが相次ぎ、すでに配置が決まっていた手話通訳者をキャンセルする事態が発生した。また、団体が予定していた行事への手話通訳者の派遣もキャンセルされた。

2) ITを活用した意思疎通支援事業の状況

〈厚生労働省〉

遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業の実施について、滋賀県立聴覚障害者センターでは、10月末のシステム導入をめざして準備を進めている。滋賀県との委託契約、要綱改正等はクリアしている。

〈手話通訳者の派遣〉

- ・ZoomやGoogle Chromeを使ったオンライン会議に聴覚障害者が1名参加した。手話通訳者はZoom画面には入らず、聴覚障害者の対面で通訳した。後日配信・保存なし（意思疎通支援事業で対応した）
- ・オンラインパネルディスカッションの情報保障として、手話通訳者は別室で収録した。希望する聴覚障害者に同時配信された。後日配信・保存なし（意思疎通支援事業で対応した）
- ・企業研修では、講義をする講師と同室で手話通訳者を録音録画した。後日、社員へ配信（法人自主事業としてTV通訳の料金基準で運用した）
- ・2021年の成人式では1か所の会場で手話通訳する。手話通訳者の画像は数カ所の会場へ同時配信。（意思疎通支援事業で対応する）その後、YouTubeで後日配信する。（TV通訳扱い）

3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ

〈意思疎通支援事業では調整が困難〉

聴覚障害者が長期間の研修を受講する場合、合理的配慮として主催が手話通訳者を確保すべきで、市町では費用が持てないとされている。小規模な事業所では雇用する聴覚障害者への手話通訳者の確保ができない状況がある。

〈意思疎通支援事業では対応できない〉

政党活動に参加する聴覚障害者への手話通訳者派遣は意思疎通支援事業で対応できない。

4) 意思疎通支援事業の地域間差

手話通訳者が配置されている自治体とされていない自治体があること、配置されていても広域の自治体に1人の配置となっているところがある。

調査日：2020年10月21日(水)

訪問先：明石市

調査員：柴田

1) コロナ禍による意思疎通支援事業の影響

〈明石市における事業〉

- ① 直営の意思疎通支援事業（手話通訳、要約筆記の派遣）
- ② 兵庫盲ろう協会に委託の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（盲ろう者通訳の派遣）
- ③ 障害福祉サービス事業所に委託の重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（障害区分4以上の発語が難しい人を対象に、コミュニケーション支援員の派遣）

〈コロナ禍による影響〉

- ① 医療機関を受診する際の情報保障場面において感染予防の安全対策が確立されていない。
- ② 意思疎通支援事業を担う人たちの健康・安全管理が不十分。
具体的には、明石市職員は労災が適用されるが、登録手話通訳者等には労災が適用されない。登録手話通訳者等が加入している保険は、肺炎が派遣による発症か証明できず適用されない。そのため登録者に派遣可能か問い合わせ、了解した人だけ派遣している。登録者にはマスク、フェイスシールドを配布。
- ③ 聴覚障害者がコロナに関する不安や質問等を相談でき、情報提供を受ける窓口が不十分聴覚障害者との話し合いを通じて、熱が出た時、コロナに罹患した時等、不安な内容が明らかになることが多い。
- ④ 予定されていた行事等が中止や延期となり社会参加がしづらい。学習や遊びの機会がなくストレスが溜まっている。
- ⑤ 意思疎通支援事業の担い手の研修会の開催が困難。春には開催できず、夏はフェイスシールドを使用して開催。

〈ITを活用した意思疎通支援事業の状況〉

- ① タブレット端末を、市民センター、総合福祉センター、あかし総合窓口等に設置し、遠隔手話通訳を行う。

手話・コミュニケーション条例を2015年4月から施行。3か所に設置するも遠隔手話通訳の利用は月に数件と少なく、直接来館する人が多い。

- ② 障害福祉課への手話、文字による問い合わせ（テレビ電話）

日本財団から提供された20台のタブレットを市民に貸与。簡単な問い合わせ等には対応できるが、書類に書いてあることの説明等、込み入った内容には対応できない。

- ③ PCR検査を実施する医療機関にタブレットを設置し、遠隔手話通訳を行う。

3か所の医療機関とつないで相談等に活用。

- ④ 手話動画による情報提供（あかし手話チャンネル）

4月から月2回、1回5分の番組をホームページで提供している。現在のところ、聴覚障害者を対象としたIT活用だけである。

2) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ

- ① 閉庁時、緊急時の情報保障体制が確立していない。緊急の連絡は指令室に入り、火事や救急の時には手話通訳の職員に入る。職員は状況を聞いてコミュニケーションの対応についてアドバイ

スする。正規2人、非常勤2人の手話通訳職員は4人いるが24時間体制は難しい。登録者は緊急事態への対応で事故があった場合の保障がなく派遣できない。

- ② 手話通訳や要約筆記を利用していない人達の生活環境や困りごとが不明。手話通訳の精度を利用している人は聴覚障害による手帳所持者のうち6%程度で、残り94%のニーズが把握できていない。

3) 自治体調査にあたっての留意事項

- ① 手話言語の市区長会でもアンケートしており、手話通訳者の不足、手話通訳者の高齢化が課題となっている。
- ② 自治体に非正規で配置されている人が多く、地域の課題を把握するのが難しい状況がある。
- ③ 登録手話通訳者を派遣する場合に、事前打ち合わせ時間、手話通訳後の振り返りの時間を、手話通訳の報酬の対象としているかは大切な視点。
- ④ 失語症の人の支援者養成は言語聴覚士会が実施している。高次脳機能障害の人や重度障害者の実態は行政として把握できていない。日常生活用具のコミュニケーション用具の申請数でみることになるのではないかと。
- ⑤ 手話・コミュニケーション条例の効果は大きい。明石市では筆談ボード300個を商店街の組合に声をかけて配布した。意思疎通支援者会議も定期的に開催している。

調査日：2020年10月21日(水)

訪問先：大阪ろうあ会館

調査員：柴田

1) コロナ禍による意思疎通支援事業の影響

- ① 大阪ろうあ会館では委託による手話通訳派遣より、民間企業、団体からの依頼による手話通訳派遣の割合が極めて高い。そのため民間企業、団体からの依頼が激減し、事業収入が1/5程度に減収した。
- ② コロナの影響により、行事に係る通訳依頼がなくなり、次いで企業からの通訳依頼がなくなり、聴覚障害者が病院を受診する際の通訳派遣だけになった。
- ③ 登録手話通訳者から緊急事態宣言により手話通訳に行くのを辞退する人が増加。特に、内科病院での通訳を依頼すると、病気、高齢を理由に辞退する人が多かった。登録手話通訳者が加入している保険はコロナが対象外なので、登録者を派遣して罹患した場合の対応について派遣事業所として大変心配した。実際に、濃厚接触者とわかった聴覚障害者（後日陰性と判明）の手話通訳に従事した登録者もいた。
- ④ 大阪ろうあ会館は6月から新たな施設で事業を開始しており、そのための移転作業の時期と重なり慌ただしかった。

2) ITを活用した意思疎通支援事業の状況

- ① これまで企業に出向いて社内で手話通訳を行っていたのが、オンラインによる手話通訳に変更する企業が出てきた。在宅勤務となった聴覚障害者の場合、会社と聴覚障害者宅の2か所をZoomでつなぎ、手話通訳者は会社に出向いてZoom会議の通訳を行った。その場合、Zoomのシステム管理は全て会社が行い、手話通訳者は通訳だけを実施したが、平面の画面で手話を読み取るのに苦慮した。また、音声を拾えないときもあるなどZoomを使った手話通訳は課題が多い。

- ② ろうあ会館では、Zoom、Skype、エブリー、Teams といった IT アプリに対応しているが、どのように運用するかが課題である。
- 3) 意思疎通支援事業における潜在的なニーズ
- ① 教育や研修に係る手話通訳派遣について課題となっている。特に、介護福祉士等の資格取得に伴う手話通訳派遣はニーズが大きい反面、長期にわたって派遣が必要となることから費用負担をどのように解決するかが課題である。
- ② 手話通訳のニーズの問題から言うと、文化、芸術等の手話通訳もニーズがある。ダンスグループの練習や発表に係る通訳だが、現在はボランティアが対応している。
- ③ 福祉領域では対応できない、司法、民間企業等からの手話通訳依頼も増えている。
- 4) 意思疎通支援の地域間差について
- ① 手話通訳の登録者数、設置通訳者の身分、登録の方法、登録者の認定、派遣申し込み方法など、各自治体によって違いがある。また、手話通訳士が不足している市では、他の市に登録している手話通訳士の派遣を認めている自治体もある。

(2) 先駆事例ヒアリング

1. 調査の内容、対象自治体

アンケート調査結果を基に、先駆的な事業を行っている自治体へヒアリングを行った。(6 か所)

自治体名	事業内容
鹿児島県	要約筆記
神奈川県	失語症
大阪府	盲ろう者
千葉県我孫子市	代筆・代読
石川県白山市	手話通訳
埼玉県越谷市	

2. 調査方法

委員がオンライン上で聞き取り調査を行った。

3. 調査結果

調査日：2021 年 2 月 3 日(水)

調査対象：鹿児島県

調査員：柴田、宇田川、山岡

〈要約筆記者養成事業〉

・実施体制

厚労省から 2011 年に示された要約筆記者養成カリキュラムに従って、84 時間の養成が実施されている。受講者の募集は鹿児島県全体に対し、新聞、テレビ、ラジオ、県の広報誌を通じて行われている。養成修了後、全国統一要約筆記者認定試験に合格したものを登録者としている。試験合格率は約 2 割程度。県登録者は全員、要約筆記者であり、奉仕員は派遣されていない。

また、実務は鹿児島県身体障害者福祉協会に委託されており、聴覚障害者情報提供施設である鹿児島県視聴覚障害者情報センターで実施されている。基本的に要約筆記者派遣事業は市町村が実施しているが、全国大会や市町村をまたぐ派遣については、鹿児島県視聴覚障害者情報センターが連絡調整を行っている。

・事業開始の経緯

2012年から要約筆記者養成事業を実施。2016年から要約筆記者派遣を実施している。現在、鹿児島県に登録する28名の要約筆記者のうち、パソコン要約筆記者は7名である。

今後、パソコン要約筆記の派遣増加が見込まれるため、パソコン要約筆記者養成が急務と考え、今年度はパソコン要約筆記者養成のみを実施することとした。県内の講師との調整が付かず、パソコン要約筆記者養成を実施するのは困難であることから、県外の講師を検討した。当初は講師の来県を予定し、予算化を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により来県での養成講座開催は困難となった。来県してもらえぬ時期まで待つこと、中止なども考えたが、新型コロナウイルス感染の収束の時期が見えないため、全国要約筆記問題研究会（全要研）と協議を重ねることとなった。全要研は、新型コロナウイルス感染拡大の中、リモートでの研修を開始しており、双方が初の試みではあったが、当初の予算内で開催できると分かり、リモートでの養成講座に踏み切った。予算は地域生活支援事業の統合補助金内のみで実施した。

・財源

2016年から据え置きではあるが、要約筆記奉仕員時代よりは予算が増加していると思われる。現在のリモートによる要約筆記者養成事業は、地域生活支援事業の予算のみで実施されている。

・人材育成

現在、鹿児島県に登録するパソコン要約筆記者は7名である。今回のリモートによる要約筆記者養成講座では、奄美大島をはじめ県内各地からの受講が可能となった。

鹿児島市では、鹿児島県視聴覚障害者情報センターがある「ハートピアかごしま」に集合し、リモートで講師と会場を結んだ。リモート受講者は自宅から参加し、全員で18名が受講することとなった。

受講者の年齢層は40代以降。以前と大きな変化はないが、受講者が増加したこと、離島からも参加できることは人材確保の上で大きなメリットとなった。

また、受講者が欠席した場合は1週間に限り講義をYouTubeで限定公開した。欠席者への配慮も可能になり、継続しやすい状況ができた。

・設備や委託先

要約筆記に関する事業は、2002年4月から鹿児島県身体障害者福祉協会に委託されている。現在は指定管理者制度で行われている。委託先とは、事業の進捗状況等を管理し、予算要求につなげるなど必要な情報を共有することで進めている。

・利用状況

聴覚障害者情報提供施設の役割としてビデオライブラリーの運営があるが、貸し出しは減少している。当センターでは、ITを活用し、YouTube等で独自の発信を行ったり字幕制作等も実施している。また、ビデオ制作室の特性から、ウェブ研修などでは機器の扱いやZoom設定などをフォローしている。

要約筆記者派遣事業の実数として2018年度は25件。2019年度は14件と減少している。

・コロナ禍による影響・課題

派遣事業は、コロナ禍で大会、研修などが中止・延期になり、激減した。養成事業では、コロナ禍でありながら、リモートの方法を取り入れることで急務であるパソコン要約筆記者養成講座が開催できた。中止にせず開催ができたことと同時に、離島と複数の箇所を結んでの開催が可能であると実証できた。また、県外講師を依頼する場合は交通費が大きな負担となるが、リモートを利用することでコスト削減にもなった。

・課題（考察）

- ① 要約筆記者養成事業の実施率をみると、全国平均が78.1%（厚労省自立支援振興室資料・2017年度）であるが、鹿児島県の状況は50%弱となっている。この点については、県として啓発に努めていきたいと考えている。
- ② 要約筆記者養成事業については、難聴者講師が担当する講義2コマ。研修を受けた職員が情報保障を行っている。今後、地域の難聴者がどのように養成講座に関わっていくかは課題である。
- ③ 今回は、初めてリモートでの養成講座開催となった。試行錯誤で進めた感があったが、大きな問題はなかった。だが、養成講座には座学と実技がある。実技には複数名が同席して行うべき実習もある。今回は工夫して実施したが、今後のリモート研修を活用する上では、研修内容に応じてリモート研修の適否の検討や自宅受講者の習得度の把握のための方策が課題といえる。
- ④ 今年度は平日に開講した。来年度は土日に開講することも検討したい。

調査日：2021年2月4日(木)

調査対象：神奈川県

調査員：小中、園田

〈失語症者向け意思疎通支援養成派遣事業〉

・実施体制

- ① 養成：委託：神奈川県言語聴覚士会

養成条件：県内在住、在勤、在学している20歳以上で、講座修了後、県に登録、派遣事業に参加可能な人

- ② 派遣：委託：神奈川県言語聴覚士会

派遣条件：県内在住の失語症者。県士会に申し込み→県士会ワーキンググループ（WG）がマッチング作業→派遣（※2019年度はモデル事業として開始）

・事業開始の経緯

2017年に国の失語症支援者指導者養成研修を開始。県士会の言語聴覚士（ST）1名参加（2019年より2名ずつ）し、指導者研修のノウハウをもとに、神奈川県での養成講座を立ち上げた。2019年支援者養成派遣事業は、地域生活支援事業と位置付けられ、同年から本格的に実施された。

・財源

障害者地域生活支援事業（負担割合：国庫50%、地方自治体50%）

・人材育成

- ① 養成者：県士会からの人材委託

- ② 受講者：毎年4月末から、県HP、便りや窓口などで募集を開始する。6月から年度末までおよそ1年かけて、厚生労働省が定める失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム

必修科目を修了し、県に登録。

③ 派遣者：派遣元は県士会 WG：派遣者は養成講習会修了後、意思疎通支援者として県に登録。

・設備や委託先

委託先との連携：県と県士会は密接な関係にあるが、県士会 ST は概ね病院勤務コメディカルとして業務についており、意思疎通支援業務の専従者ではなく、勤務の合間に事業事務作業をしているので、連絡が困難な場合が生じることがある。

利用設備：養成講座の会場の確保は、県の施設、会議室、障害者福祉会館等を利用。

・利用状況

派遣利用状況：

2019 年 32 件：内、80%が友の会やサロン。個人派遣なし。

2020 年 新型コロナウイルス感染症のために 10 月から実施し、16 件（2021 年 1 月時点）

利用者満足度：派遣修了後、利用者に支援の満足度などを 5 段階で評価するアンケート調査を任意で実施。

支援者：実施報告書で把握している。

・コロナ禍による影響・課題

① 養成事業：座学に関しては、リモートによる講習を開催。

② 通常通りのカリキュラムで講習が実施できないことや、確保できた実習地の数などを鑑み、受講生は 12 名とした。

③ 派遣事業：4 月～10 月まで休止とした。

・課題

① 失語症者の数の把握が困難。実数がわかるとサービス提供体制を整えやすいが、意思疎通支援者の需要の見当がつかない。

② 失語症という障害の社会的認知度が低いことで、派遣先で支援者が拒否されることが懸念される。（銀行などで個人情報扱う場合において利用者の情報を支援者にどこまで提供してもらえるのかが未知数）

③ 失語症意思疎通支援者を社会に認知してもらえるようにしてほしい。

④ 事業実施に向けて更なる調査（失語症者数やニーズの把握等）が必要。

・その他

① マッチング作業（ST 県士会に委託）

およそ 3 週間前に ST 県士会 WG に申請書→審査→派遣決定→マッチング→支援者に依頼→実施（急な依頼でも対応可能な時もある。）

② 支援者の保障：ボランティア保険加入

③ 地域生活支援事業範囲外の対応が難しい（刑事事件の証言等）現在派遣事由の項目を作成している。

④ 交通費について：基本的には公共交通機関（電車、バス等）を利用し、支援中の交通費は、依頼者が負担。

⑤ 支援者への報酬：1 時間 1,200 円と支援現地までの交通費実費。

⑥ 事故が起こった場合：救急車→STWG→県障害福祉課に電話連絡

⑦ 支援者からの報告：氏名、月日、時間、交通費、支援内容（レポート）、支援の達成感（5 段階）

・委員考察

これまでは日常の生活に代替手段（手話や点字等々）のない失語症者と負担の多い家族に対しての支援事業として、失語症者が、家族の負担なく、支援者ともに自立した日常生活を送ることを前提に設計された経緯がある。2019年度に派遣事業が開始となり、神奈川県をはじめとした自治体において事業が実施されたことによって、失語症者に対する支援事業が前進したと思う。

ただ、開始したばかりの事業のため、積極的な取り組みに感謝しつつ、今後に期待したい。

- ① 依頼時期：一般的な友の会やサロン、趣味などの同行支援であれば、3週間前でもかまわないが、家人の急な病気などで同行不可の場合、あるいは、独居当事者の急な通院、葬儀、銀行等事前に予定できない場合もあり、緊急時も考慮に入れる必要がある。
- ② 書面による申請：失語症者には書くことの困難を持つ方もおり、工夫が必要。
- ③ 身体介助が必要な人の場合、利用申請の段階でどのような介助が必要か把握できないため、利用が難しい等の課題については、今後解決に向けての取り組みが必要。

また、年間複数回利用不可について、多くの失語症者に利用してもらいたい狙いも理解できるが、外出の必要な失語症者にとって年1回しか利用できない不便さはかなり大きいのではないかと推察する。今後複数回の利用を認める必要がある。

- ④ コーディネート（マッチング作業・緊急時の対応作業）を行う ST のほとんどが多忙を極める病院勤務であり、マッチング派遣業務の安定的な継続の観点から、専従によるマッチング専門職の配置が望ましい。

現在は、事業が始まったばかりで作業も少ないため対応できているが、その負担は相当なものである。さらに緊急時の連絡まで ST に届くのであれば、今後増加していく需要に対し、安全に、丁寧に対応するには専従者が不可欠である。

身体障害者手帳3、4級しか認められていないこともあり、国内の失語症者の正確な人数把握も出ていない状況である。

また、この事業を実施している36都道府県（2020年度現在）から委託を受けているST県士会同士の意見交換等も行われていないため、どの地域でも同レベルのサービス提供を行うえるように意見交換の場やネットワーク作りが必要である。

将来的には、地域生活支援事業ではなく、この事業が、失語症の方々が（家族一辺倒ではなく）自律的に、自発的に生き、基本的人権を保障する制度に成長をしてほしいと、心から願う。

調査日：2021年2月5日（金）

調査対象：大阪府

調査員：柴田、山下

〈盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成事業〉

・実施体制

利用条件：大阪府在住で身体障害（総合等級）1級又は2級の盲ろう者

委託先：社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会

※大阪市など府内の政令指定都市、中核市についても、府を通して一本化して委託（共同実施）

・事業開始の経緯

1999年度から障害当事者などからの強い要望を受けて盲ろう者向け通訳・介助員養成事業を開

始。(大阪市においては、1996年度から独自にガイドコミュニケーション派遣事業を開始している。) 2001年度から盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を開始し、(年間派遣時間 312 時間) 2004年度に年間派遣時間を 500 時間に延長、2007年度には年間派遣時間 750 時間とし、2012年度から年間派遣時間を 1080 時間として現在に至る。※現在、派遣事業、養成事業とも、府と府内の政令指定都市、中核市の共同で実施している。事業の利用者(盲ろう者)は、府内全域で 120 名。

・財源

2011年度に盲ろう者に対するアンケート調査を実施し、必要な派遣時間を年間 1080 時間として所要額を予算措置(国庫補助金も所定の金額を受け入れており、超過負担はない。)

なお、府内の政令指定都市、中核市は、各々の市に在住する盲ろう者に対する派遣時間に応じて、府に負担金を支払う方式を取っている。(通訳・介助員養成研修事業の費用は、人口割りで負担)

派遣事業費として 87,404,250 円を予算化しており、都道府県の全国最高水準の予算を確保していた。また、盲ろう者一人当たりの派遣時間数も、年間 1080 時間と定めていた。そこで今回、なぜ積極的な予算と派遣時間が確保できているのかを中心に質問した。担当者の説明によると、派遣事業の予算は、大阪府内の政令指定都市、中核市が分担金として大阪府に事業費を支払い、大阪府が政令指定都市、中核市を含めて事業費を執行しているとのことであった。また、派遣時間については、盲ろう者を対象とした調査の結果から日常生活に必要な派遣時間を割り出したとのことであった。

・人材育成

毎年、大阪障害者自立支援協会に委託して、通訳・介助員養成研修会(定員 60 名)を実施している。申込者数は 40 名程度(修了者数は 35 名程度)受託団体に登録している通訳・介助員は 478 名(実際に活動しているのは 200 名程度)

研修カリキュラムについては、当事者団体と受託団体によるカリキュラム検討会を設置して見直しを行い、実践研修を重視して、実施時間数を 84 時間から 82 時間に変更した。

※大阪府独自の方式として、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会を修了した者は、同行援護従業者養成研修一般課程の修了者と同等とみなしており、修了証を交付している(国において盲ろう者通訳・介助者養成研修の修了者は同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置は取られているが、修了証を交付するのは大阪府の独自の取組み)。この取扱いの問題点として、同行援護従業者養成研修一般課程は有料であるが、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修は無料であるため、同行援護に従事することを目的として通訳・介助員養成研修を受講する者も見受けられる。そのため、当該取扱いの廃止に向けた検討を行っている。

・設備や委託先

受託団体は、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内の盲ろう者等社会参加支援センターにおいて盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業などを実施しているが、同福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者でもあり、日常的に大阪府の担当者と連絡を取り合いながら事業運営にあたっている。府と委託先の連携は非常に良い。

大阪府に対して、盲ろう者向け通訳・介助者養成事業と派遣事業の委託を受けている大阪障害者自立支援協会と、盲ろう者関係団体との連携についても質問した。その結果、大阪障害者自立支援協会は、盲ろう者の当事者団体である NPO 法人大阪盲ろう者友の会と、NPO 法人ヘレンケラー自立支援センターすまいると、緊密に連携して事業を進めている。また、大阪府も年に 1 回、意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループを開催し、関係団体との協議の場を設けて

いるとのことであった。

・利用状況

全国最多の派遣時間である年間1080時間でも、まだ派遣時間が足りない盲ろう者もあり、同行援護事業などを利用して不足分を補っている。

生活介護や就労継続支援B型などの事業所への通所にあたっても、通訳・介助員の派遣を認めるという柔軟な制度運用がなされているため、そのような目的で、毎日利用している盲ろう者も多い。(通所に必要な時間、昼休み1時間の利用を認めている。)

府においては、様々な団体と定期的に話し合いの場(団体応接)を設けているほか、団体に属していない利用者(障害当事者)からの要望、意見なども日常的に聞いている。

・コロナ禍による影響・課題

外出自粛で、通訳・介助員派遣事業の利用が減っている。マスク、手袋、消毒薬などの物品の供給については、特に問題は生じていない。

・課題

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の今後の課題としては、現行の給付水準を維持したまま、地域生活支援事業から、自立支援給付とすることを国に対して従前より要望している。

・委員考察

大阪府における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、盲ろう者のニーズを踏まえて、全国最多の派遣時間(年間1080時間)が保障されており、さらに制度運用も、柔軟に行われている。

また、養成研修事業についても、80時間以上の長い研修時間(国の定める標準カリキュラムの必須科目は42時間)により質の高い人材の育成を図りつつ、当事者団体と受託団体によるカリキュラム検討会を設置してカリキュラムの見直しを行うなど、盲ろう当事者の声をきちんと反映させた事業運営が行われている。

このような大阪府の事業実施の背景としては、事業開始の段階から、盲ろう当事者などが大阪府に対してきちんと要望活動を行い、大阪府側もその要望をきちんと受け止める姿勢があったということが考えられる。今回のヒアリングにおいても、大阪府としては、障害当事者の要望や意見を十分に聞いて本事業を進めているという姿勢が見て取れた。また、本事業の受託団体は、盲ろう者団体(盲ろう者友の会など)ではないが、盲ろう者団体及び行政側(大阪府など)とうまく連携して円滑な事業運営が行われていることがうかがえる。

また、障害者総合支援法の規定によれば、本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市、中核市であるので、本来であれば、大阪府(政令指定都市および中核市以外の市町村)のほかに、政令指定都市である大阪市、堺市、中核市である豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市が、それぞれの区域で事業を実施することとなるが、絶対数の少ない盲ろう者にとっては、このように事業が細分化されると利用しにくいという問題がある。歴史的な経過もあると思われるが、大阪府の場合には、府のリーダーシップにより事業が一本化され、同一の基準によって運用・派遣サービスがなされているのは、利用者にとっては大変良い、好事例であると考えられる。

調査日：2021年2月5日(金)

調査対象：千葉県我孫子市

調査員：橋井

〈代筆・代読ヘルパー派遣事業〉

・実施体制

市内在住登録者へ派遣。

市と契約する事業者（社会福祉協議会、民間事業者6社）より市内研修を受けた登録支援者が派遣されている。

派遣規則は社協等にて規定している。

派遣を断るもの…金銭や生命にかかわる契約に関する内容（土地の権利書等：別の制度を利用すべきと考えるため）

・事業開始の経緯

以前よりガイドヘルパーや居宅介護が兼務する形で支援していたが、年2回行っている当事者団体との懇談会にて「ヘルパーを依頼しない方にも代筆・代読は必要」等足りない面があるため、要望があった。（内1回は市長との懇談会） ※2005～2006年頃

市で独自カリキュラムを当事者団体等と相談して作成。3日間の研修を受講した方を登録した。

・財源

以前は30分で750円＋交通費を派遣費としていたが、派遣時間が短い場合、事業者の運営継続が難しいとの相談を受けた。現在は2時間で3,000円を単価とし、解決した。

・人材育成

当初は市内独自カリキュラムによる研修を行っていたが、現在は県の同行援護の研修をサービス提供事業者の内1名が受講し、その内容を市内登録者養成研修にフィードバックしている。ただ、事業者内1名の受講ですべての技術や理念を市内受講生へ教えるには限界がある。（我孫子市担当者：技術も必要だが、情報提供支援する考え方や気持ちが大事。技術は実践で経験を積んでもらいたい）

現在、利用登録者は15名（内、定期的な利用は5、6名）おそらく簡単な代筆はヘルパーに依頼し、重要なもののみ利用している状況。

・設備や委託先

事業所が分散しており、近くの登録支援者を派遣することが多い。

・利用状況

基本的には固定の利用者へ派遣しているが、新しく手帳を所持することになった方へも情報提供を行っている。（手帳交付時に利用可能なサービスを30分程度説明する時間を設けている。）

また、毎年福祉のしおりを全戸に配布し、手帳所持者が必要なサービスを知らないことのないよう努めている。

近くの支援者を派遣することが多いが、プライバシーの問題が多く、信頼している（よく知っている）支援者に依頼する場合もある。

事業開始当初は利用者アンケートを行っていたが、現在は利用者範囲の変化があまりないため、個別にヒアリングしている。

・コロナ禍による影響・課題

コロナ禍による利用数の減少はあまり見られない。

・課題

特に契約行為における、信頼できる人による代筆・代読のニーズは大きいものがある。

・委員考察

① 評価

障害者の意思疎通支援を支えるために、様々な工夫をしながら同事業を実施している点は大変評価ができる。特に、利用者の声を元に障害福祉サービスを柔軟に実施する姿勢、少数のニーズでもそのニーズがある限りはサービスを提供する姿勢は、大変評価ができる。

② 見えてきた課題

代筆・代読支援は、まだまだ全国で実施例が少なく、視覚障害者の意思疎通支援の確保のためには、まずは全国での普及が必要である。そのため、我孫子市のような成功事例を全国で広め、この成功事例を真似ることで、全国で代筆・代読支援を広めることが必要ではないか。特に、各地域で実施している同行援護や居宅介護の人材を利用して、自治体予算としては少額で開始できる点は、他の自治体も真似ることが出来ると思う。

我孫子市自体では、代筆・代読支援の利用者は伸び悩んでいた。そのため地域でのニーズの掘り起こしも必要ではないか。掘り起こしにおいては、自治体や当事者団体からの働きかけも重要だが、視覚障害者自身が意思疎通支援の重要性等に気付く必要もある。特に、視覚障害者であれば、弱視（ロービジョン）の者は、この重要性に気付いていない傾向がある。

③ まとめ

意思疎通支援事業の中では代筆・代読支援の実施率は低いため、まずは「どのようにして代筆・代読支援を広めるか」がテーマになる。小さな規模でも良いので、全国で開始をさせることが必要だ。手話や要約筆記といった、各地で広く普及している意思疎通支援事業の実施方法は、代筆・代読支援のような実施率が低い事業にとって参考になる部分があるかもしれない。同じ意思疎通支援事業の中で利用できる成功例の共有も必要だ。

調査日：2021年2月10日(水)

調査対象：石川県白山市

調査員：小中

〈手話通訳派遣事業（手話通訳の有資格者の正規雇用含む）〉

・実施体制

手話通訳士の有資格者の正規雇用 3名

会計年度任用職員（手話通訳者） 2名

※介護職の募集だった。応募者の中で手話通訳ができる人を採用した。

登録手話通訳

市内総合病院（手話通訳者）事務 1名

※社会福祉士の有資格者でもあるため、一般業務も兼務

派遣運営委員会

→市の直営事業なので運営委員会は設けていない。

・事業開始の経緯

地元聴覚障害者協会からの要望により有資格者の正規雇用の募集が開始し、1998年4月より1人目が採用された。一般職としての採用なので、入庁時から聴覚障害だけでなく障害福祉課全般の業務担当があり、並行して手話通訳の業務も行う。

聴覚障害分野にのみ集中することのないよう、他障害者への支援も行い、バランスよく白山市の障害福祉全体の向上のために業務をすることを意識している。そのことによって聴覚障害の福祉向上にもつながると考える。

現在は正規職員3名のうち、1名が課長になり障害福祉課全般を見る立場、1名は課長補佐であり、奉仕員養成講座の他、障害者相談全般や障害者計画策定など、福祉課全般を見る、もう1名は派遣コーディネート等の聴覚障害分野と精神関係の事務も行っている。

白山市共生のまちづくり推進協議会（通称：ノーマネットはくさん）は障害者の関係団体による当事者部会他高齢部会、家族部会、すまい部会、くらし部会など約150団体が参画し、幅広い部会において活発な活動を行っている。障害福祉課が担当。地元聴覚障害者協会からも積極的な意見を出していたところ、第1期の協議会会長に聴覚障害者協会の会長が他薦され、4年間務めた。手話通訳の有資格者職員もバックアップした。

・人材育成

現任、現任研修を年6回実施している。（内、4回は手話通訳、要約筆記合同）

事例検討等では聴覚障害者協会も同席してもらっている。派遣事業の運営委員会は設けていないが、この研修会において聴覚障害者協会、登録手話通訳者の意見交換の場にもなっている。

・コロナ禍による影響・課題

2020年4～6月緊急事態宣言中は不要不急の外出を避けるため、登録通訳者への派遣は取りやめて職員にて対応した。病院への定期的な通院等は内容を精査し、薬を受け取るのみなのか（通訳同行しない）、問診が必要なのか（遠隔でも対応可能か）を確認して派遣を最小限にとどめた。遠隔で問診が可能な場合は当事者に役所に来所してもらい、電話通訳の形で問診を行った。

2020年度4月～市内総合病院の事務職員として手話通訳者の有資格者が雇用された。そのため、派遣制度を利用せず、そこで対応した例もあると思われる。

現在も、病院への通訳派遣は遠慮したいという通訳者はいるため、個別に対応している。

・課題

高齢者への支援スキルが必要：加齢による認知機能の衰え等の特性を理解した通訳援助技術が必要。

新規手話通訳者の養成が困難：入門から通訳者養成講座まで約5年は必要であるため、継続して受講できる人が少ない。受講者が以前と比べて減っている。試験に合格できずに途中であきらめてしまう人もいる。市役所内の手話通訳者が充実しているぶん、派遣で動ける人が少なくなっている。

養成は聴覚障害者協会に委託。市と相談しながら進めている。出前手話講座を講習会の講師以外もできるように専用の簡単なテキストを作成し、活発に行っている。

それでも通訳者が不足しているため、現場や当事者にあった通訳者を派遣できない。

・その他

手話言語条例の施行後の変化について、ろう高齢者などが日中に手話で会話ができる居場所、環境作りなど、職員も入ることで課題を市施策作りに活かせる。

聴覚障害者への課題解決は手話通訳者だけが担えるものではない。関係機関(施設や他の課など)との連携が必要であり、それをつなぐのが行政に雇用されている手話通訳士の役割だと思う。

職員は聴覚障害者のニーズだけを考えて進めてはいけない。聴覚障害者関連の制度の底上げを考えるなら、他の障害の底上げもしていかなないと理解を得られない。庁内や他団体からも理解をもらうことが重要。

・委員考察

白山市共生のまちづくり推進協議会(通称:ノーマネットはくさん)の存在が大きい。白山市として関係団体との協議、連携づくりに意欲的に取り組んで来ていることが基盤にあると思われる。それが公立松任石川中央病院にも手話通訳資格を持つ人の採用にも繋がっていると思われる。

その活動において白山市聴覚障害者協会の積極的な関わりがあり、他の障害者団体が評価し、協議会会長を聴覚障害者に依頼したことは大きい。それを手話通訳資格を持つ市障害福祉課の職員が支えた。

市手話通訳資格を持つ障害福祉課の職員は、聴覚障害分野に集中してしまうと廻りからの見方が良くないので、務めて障害福祉課全体の業務を見て全体としての底上げに取り組み、他の課や団体・施設等の機関との連携を作り、障害福祉の専門家としての力を付けていったことがうかがわれる。

手話通訳資格を有する職員に加えて、手話通訳派遣事業に協力する登録手話通訳者を増やすことが喫急の課題。

そして高齢ろう者が増えているので、高齢化に対する支援のニーズが高まっており、支援のスキルアップ等とともに、手話言語条例による出前手話講座による手話ができる人を増やしていくことなどが、これからの課題となっている。

調査日:2021年2月18日(木)

調査対象:埼玉県越谷市

調査員:柴田

〈中核市における手話通訳派遣事業(手話通訳の有資格者の正規雇用を含む)〉

・実施体制

2009年4月から手話通訳士の資格を有する者を3名正規雇用し、現在障害福祉課に2名、他部署に1名配置している。障害福祉課の2名のうち1名は、身体障害者のケースワークにも従事しており、ろう者が来庁した際の窓口対応、庁舎内における手話通訳、市長がコメント発表する際の手話通訳等を行っている。

手話通訳と要約筆記の派遣は越谷市社会福祉協議会に事業を委託し、市社協では手話通訳・要約筆記の派遣部署を設けて、手話通訳士の資格を有する2名の派遣コーディネーターを正規雇用している。

・事業開始の経緯

2009年以前は、正規職員の手話通訳者を1名雇用していた。(現在は退職)

・財源

2019年度の手話通訳派遣事業は、要約筆記と併せて2200万円の執行額で市社会福祉協議会に委託している。2200万円には、コーディネーターの人件費、登録者への派遣報酬、登録者の研修費が含まれている。

・人材育成

2009年の職員公募では、手話通訳のできる職員が別枠で募集された。

・利用状況

LINE、メール、FAX等、様々な派遣依頼の方法があること、越谷市在住のろう者が東京都や千葉県に行く際にも手話通訳が派遣できること等、手話通訳・要約筆記の派遣が柔軟に行われている。

年に2回、手話通訳・要約筆記事業に関する運営委員会（市、社協、聴障協会等で構成）を開催し情報共有を図っている。また、事業担当者レベルでも年1~2回話し合いをもち緊密に連携している。

・コロナ禍による影響・課題

病院等の手話通訳は登録手話通訳者を派遣している。感染者対応として社協に防護服を準備しており、ろう者が新型コロナウイルスに罹患した場合、社協または市の正規職員が防護服を着て手話通訳対応を行う体制となっている。

・課題

登録の手話通訳者・要約筆記者が増えないことである。毎年、認定試験を実施しているが合格者が1~2名となっている。

・その他

① 手話通訳・要約筆記派遣事業におけるITの活用について

ろう者が来庁した際には、手話通訳のできる職員3名で対応が可能であることから、現時点では遠隔手話通訳サービスの実施は考えていない。

② ろう重複障害者施設、高齢聴覚障害者老人ホーム、聴覚障害者情報提供施設等との連携について

聴覚障害者の高齢化は進んでいるが、各施設と連携した対応は行っていない。

③ 2018年3月の手話言語条例制定後の変化について

手話言語条例は当事者団体や派遣事業所等と意見交換して作成したので、関係者の連携が良く取れるようになった。市の広報誌で「ちょこっと手話」と題した手話単語のイラスト紹介（現在までに30回連載）、YouTubeを使った手話動画の紹介、手話やろう者に関する啓発パンフレットの普及等が、条例制定をきっかけに行われている。

・委員考察

調査票による調査結果では、58の中核市から回答があり、2019年度の手話通訳・要約筆記派遣事業の執行額は平均682万円であった。したがって越谷市の執行額2200万円は中核市の中でも大きな予算額といえる。越谷市では、3名の手話通訳のできる職員の正規雇用、2名の派遣担当者を社協に正規雇用員として配置、当事者団体・事業体・行政による意見交換の促進等により、手話通訳・要約筆記派遣事業が積極的に実施されていた。

そして、2018年の手話言語条例制定後は、市民が手話や聴覚障害について理解を深めるため、広報誌、YouTube、パンフレット等を活用した取り組みが進められていた。

以上のことから、意思疎通支援事業を安定的に進めるには、事業を担う人材の確保と配置が重要であると考えられた。

第3章 まとめ

(1) まとめ・提言

●調査結果から見てきたこと（現状について）

- ・聴覚障害者対象の手話通訳者養成、派遣、設置事業、要約筆記者養成・派遣事業は実績があり、必須事業の位置づけがあること、聴覚障害者情報提供施設が設置されているので、なお地域格差、派遣範囲や報酬基準など基準の不明瞭さについて諸処の課題はあるが、他の障害者向け意思疎通支援事業に比べると整備されているといえる。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業、派遣事業においても都道府県の必須事業として位置づけられ整備が進んでいる。
- ・視覚障害者向け意思疎通支援事業については、点字・朗読奉仕員養成事業は以前からあり、視覚障害者情報提供施設も機能しているが、「代筆・代読支援者」派遣事業の実施率は非常に低い実態となっている。
- ・失語症者向け意思疎通支援事業については、国の失語症支援者養成事業が開始され、県の言語聴覚士会が委託を受けて養成事業を始めるようになった。派遣事業は2019年度に開始されたが、コロナ禍もあり、本当に始まったばかりという状況である。
- ・その他の難病者向け意思疎通支援事業については、高次脳機能障害のある人への支援普及事業、支援拠点機関（コーディネーターの設置）、支援従事者研修の実施、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、知的障害者が会議に参加する際のコミュニケーション支援、という報告が散見される程度であった。
- ・ITの活用については、遠隔手話サービス、電話リレーサービスの活用が広がりつつあることが分かった。自治体からの情報発信に手話動画を用意しているという回答も見られた。
また視覚障害者向けに、IT講習会やパソコンボランティアの養成・派遣を行っているという回答も見られたが、聴覚障害者対象のIT活用以外は活用率が低い。
- ・コロナ禍による影響は、全体的に支援者の養成に影響が出ている様子がうかがわれた。

●課題

- ・手話通訳者、要約筆記者の養成については、高齢者の割合が高くなっているので若年層の養成が求められているが、養成カリキュラムの見直し、教育機関での養成のあり方、指導者養成、全国統一登録試験の合格率を上げることなどが課題とされている。また、地域格差をなくし、派遣範囲の制限、報酬基準等の基準の不明瞭さを解消していくことが課題である。
- ・視覚障害者向け意思疎通支援事業において「点訳・音訳支援者」「代筆・代読支援者」派遣事業がなかなか進んでいないことの理由に、ガイドヘルパー（同行援護）の仕事内容に代筆、代読支援があることから、当事者の利用が少ないという回答も見られたが、先駆的な実施事例を広めること、当事者団体からの働きかけ、そのための当事者の啓発、行政としての働きかけの必要なことなどがヒアリング調査から出されている。
- ・失語症については正確に人数を把握することが困難な状況が見られる。脳梗塞や脳外傷などにより身体障害などの重複の障害となることが多く、盲ろう者向け通訳・介助員のように身体介助と意思

疎通支援が一体になった支援ニーズがある。1人の支援者が身体介助と意思疎通支援を担う方法と、それぞれ別々の支援者が担う方法があり、今回の調査では柔軟に対応している地域も見られたが、基本的な考え方を共通理解として確認できるようにすることが課題とされた。

- ・失語症者対象の意思疎通支援者の養成と派遣事業は始まったばかりであり、全国との情報交換やネットワークの構築を求める声もあった。また言語聴覚士が兼務して行うのは限界があり、専従で担当できる人が必要との意見があり、これについては、聴覚障害者対象の手話通訳派遣や要約筆記派遣においても手話通訳者・要約筆記者資格のないものがコーディネーターを担当している割合が高いこと、手話通訳者と要約筆記者派遣についても兼任していることが多いが、本来は別々に専従者が担当すべきという声があり、全体的に、各障害についてよく理解している専任者の配置が求められている。コーディネーターを養成し、現任研修を行う事業そのものがない現状にあって、視聴覚障害者情報提供施設のように専門的に社会参加を支援する社会資源がないことから各障害者の社会参加支援を担う拠点施設が都道府県に一箇所は必要であり、その拠点施設に専任者が配置されることが求められている。

●今後の意思疎通支援事業のあり方（提言）

1）意思疎通支援事業の実施基盤の整備

都道府県事業と市町村事業の連携の重要性、一元化も視野に入れて

視聴覚障害者情報提供施設が当事者団体ともに、関係団体や行政と連携して果たす役割は大きい。

失語症者、難病者等の意思疎通支援事業においても、その対象者数の実態はまだ確実には分からない面があり、市町村事業として対応するにはニーズが少なく、困難な状態であると思われる。このため、都道府県事業として一元的に行うあり方も必要であり、先駆的な事例では都道府県が実施するにあたり、その財源を市町村も負担する例も検討されている。こうしたことから、失語症者、難病者等の意思疎通支援事業については、都道府県に一箇所、中核的な支援施設を設置し、コーディネートを専任として担当する人がいることが必要である。

そのための方法としては下記のような形態が考えられる。

- ① 視聴覚障害者情報提供施設が、失語症者、難病者への意思疎通支援も担えるように人員の設置拡充を行う。特に聴覚障害者情報提供施設において、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の養成と派遣の実績作りで培ってきた意思疎通支援の専門性の基盤を活かすことが考えられる。
- ② 失語症者、難病者向けの支援拠点施設を各都道府県に一つ設け、コーディネートを担当する専門的な力を持った人を養成確保して配置し、その支援拠点施設を中心に支援者養成と派遣事業を都道府県レベルにて一元的に行う。
- ③ 支援拠点施設の創設が困難な場合、失語症者や難病者に関わる病院、行政、障害福祉事業所、介護事業所、そして友の会などの当事者団体が連携する多職種連携を構築し、連携の事務局の整備と人員の配置と運営を支援していく。

2）失語症支援者養成のための指導者養成と派遣事業実施の強化

現在、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の養成・派遣事業においては、国の支援者・講師養成事業があり、都道府県における養成事業があり、市町村または困難な場合は都道府県にて派遣事業を行う体系が整備されている。

失語症支援者養成事業は国の事業が始まったばかりだが、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の養成が、それぞれ社会福祉法人全国手話研修センター、情報文化センター、盲ろう者協会という専門的な施設なり団体に委託されていることに比べると、様々な言語聴覚障害者を支援する言語聴覚士会に委託の形では、なかなか専門的に担える人が育たないという悩みがある。また派遣事業がきちんと実施されていないと、養成した支援者の受け皿がない。国レベルの支援者なり指導者養成のモデル事業及び、その養成後に各都道府県での養成と派遣の業務を専門的に実施できる受け皿を設けるモデル事業が必要とされている。

3) 意思疎通支援事業実施の専任コーディネーターの養成・確保

現在、聴覚障害者、盲ろう者を対象とする意思疎通支援者の養成にかかる指導者養成、支援者の養成・研修の各事業が実施されているが、派遣のコーディネートを専門的に担うための養成・研修事業がない。今回の調査ではコーディネートを担当している人がその意思疎通支援の有資格者である割合が低い事が指摘されている。

今後、充実して行かなければならない視覚障害者、失語症者、難病者等の意思疎通支援においても、一人一人の実態、支援の方法などが違っており、実態をよく理解し、障害当事者に寄り添いマッチした意思疎通支援者の派遣を行えるよう、専門的なコーディネーターが必要であるとするニーズが現れている。

それぞれの障害に対応した意思疎通支援者の養成・研修、意思疎通支援に困難のある人の社会参加を支援していくためには専門的なコーディネートの養成・研修事業の創設が望まれる。

4) 身体介助と意思疎通支援のニーズ対応について

盲ろう者向け通訳・介助員は、意思疎通と移動介助の二つを1人の支援者が行うものである。他にも失語症者、身体介助と意思疎通が切り離せない障害特性を持つ障害者に対する意思疎通支援をどのように行うかという問題が検討委員会で指摘された。また視覚障害者への代筆・代読支援者派遣については、同行援護において代筆・代読を依頼する場合もあれば、内容に応じて代筆・代読支援者派遣のみ必要とする場合もあることが現状としてみられることが指摘された。今後の課題として、身体介助と意思疎通支援のニーズ対応について、両方必要とするニーズ、意思疎通支援のみ必要とするニーズのどちらにも対応できるようにしていくための共通理解を図り、柔軟な制度づくりが必要ではないかと思われる。

5) ICTを活用した意思疎通支援者の養成・研修と派遣事業の再構築の必要

今回、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状態にあり、その影響についても調査した結果、養成においてICTを活用したWEB研修、オンライン研修など様々な方法で実施を試みている例が報告された。離島にいる人など、普段でもなかなか養成事業を受講できない方も、ICTによる養成講習会があれば受講できるメリットも報告された。また、聴覚障害者を対象とした遠隔手話サービスが本格的に始まろうとしている。

ICTを活用した意思疎通支援者の養成・研修と遠隔手話サービスについて、そのメリットとデメリットの評価を行い、混乱なく従来の集合養成・研修、現地派遣と連携して実施できるよう、平成25年に厚生労働省から出された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等につい

て」いわゆるモデル要綱を踏まえた再構築が求められている。

同時に、難病者等への意思疎通支援にはICTの活用が欠かせない。一人一人の障害特性に配慮したICTによる支援機器の研究開発をさらに促進していく必要がある。

6) 高等教育機関における意思疎通支援者養成の推進

全日本ろうあ連盟は厚生労働省 平成26年度障害者総合福祉推進事業「意思疎通支援者講師養成カリキュラム策定事業」において、高等教育機関での手話教育・手話通訳者養成カリキュラムと養成についての提言を行っており、現在、若年層手話通訳者養成モデル事業が進められている。この進展に期待が寄せられる。

7) 障害者情報提供施設の見直しの検討

意思疎通支援の拠点である視聴覚障害者情報提供施設については、制度創設からかなりの期間が過ぎており、現在の状況に即した社会参加支援の施設の意義の見直しと役割充実、予算確保も必要ではないと思われる。

8) 5年後の再調査、満足度調査への期待

今回、初めて意思疎通支援を必要とされる全ての障害者を対象に、意思疎通支援事業の実施状況について調査を行う事ができた。その意義は大きいといえる。今回は失語症者意思疎通支援の養成・派遣事業が始まったばかりであり、その他の難病者等への意思疎通支援事業は散見される程度であった。今回の調査事業で、先駆的な事例を紹介できたこともあり、今後の進展について点検できるよう5年後、再調査を行うとともに、今回の調査ではできなかった意思疎通支援事業の満足度調査を本格的に行うことにより、意思疎通支援事業を安定して実施運営して社会参加を広げていくための制度的な確立に寄与できるのではないかとする期待が寄せられたことを最後に提言として入れたい。

(2) 調査を終えての所感

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

理事 小中栄一

この度の調査研究事業は、都道府県、市町村、政令市・中核市・特別区合計1,788ヶ所という全国的な調査を行うには実質的な期間が短かったこと、新型コロナウイルス症拡大のため、6ヶ所を選んでのヒアリング調査、2回の検討委員会、事務局の打合せ等がすべてオンラインでのテレビ会議になるという、これまでとは違った方法をとらざるを得ませんでした。このため調査結果の丁寧な整理、分析には時間不足の懸念がありますが、担当の方々のご労苦により、意思疎通支援者の全体的な実態を初めて把握できたことは大きな意義があるかと思います。また、先駆的に事業を行っている地域のヒアリング調査により、行政が障害当事者や支援者ともども、連携しつつ苦勞しつつニーズに対応していること、そのための基本的な考え方・環境とその工夫を学ぶことができました。調査事業とはまた違った具体的な姿が見えていますので、ぜひモデルの一つとして頂ければと思います。

私は2013年度の意思疎通支援実態調査にも関わりましたが、そのときにまとめられた意思疎通支援を専門とする人の確保、支援拠点という制度創設、当事者の視点から開発普及するICTの重要性という3点は、今回の調査においても基本的な提言だと思っています。これと関係付けてこの報告書がこれからどのように読まれ、どのように活用して頂けるかが重要になります。私も、報告を読み直し、意思疎通支援を必要とするすべての人達が活用できる全国均一の事業について、更に考えていきたいと思っています。

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

理事 中西久美子

今回の調査で分かったことは、社会参加に多くの困難を抱えているにもかかわらず、福祉の支援を十分に受けることができずに社会の中で孤立し、結果として差別されている人々が放置される状態になっていること、また手話通訳、要約筆記等による情報保障が十分ではなく、自治体から提供される情報にアクセスできない等の課題がまだまだ残っているということです。これらは合理的配慮の提供に欠けていると言えるのではないのでしょうか。地域生活支援サービスは、地域での社会参加を促し、地域社会からの孤立や隔離を防止するためのものでなければなりません。裏返せば、地域で暮らしていても、孤立している人々の社会参加には支援が必要である、と改めて確認することができました。

調査結果からみえてきた課題の解決に向け、より多くの人に問題を知ってもらい、協力して取り組むことが重要だと考えます。今後の課題解決にどのようにつなげていくか、引き続きの検討が必要であることを強調したいと思います。

立教大学 コミュニティ福祉学部 コミュニティ政策学科

教授 木下武徳

当初、手話通訳・要約筆記のみでしたが、現在の意思疎通支援事業になってからは、視覚障害・盲ろう者、失語症者、ALS患者など多様な人を対象にした事業になったと今回の調査を通じて改めて実感しました。以前から手話通訳や要約筆記も課題が山積でしたが、視覚障害者向け、盲ろう者向け、失語症者向け、ALS患者等向け等の意思疎通支援事業はほとんどの市町村でそもそも実施されてい

ないことがわかりました。そのため、特に人口規模の少ない市町村にとって、都道府県や広域等の対応も不可欠であり、そのバリエーションはかなり複雑になります。意思疎通支援事業と一口に言っても、これら多様な障害者の意思疎通支援を管轄する担当者はかなりの専門性が問われると思いますし、調査で実態を把握することも難しくなっていると痛感しました。今回の調査結果を踏まえて事業を改善するための課題が見えてくるようにできればと思いました。

立命館大学 産業社会学部

非常勤講師 柴田浩志

この度、「地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業」の委員として、全国調査に従事する貴重な機会が得られました。これまで、全日本ろうあ連盟、日本盲人会連合、全国盲ろう者協会、日本言語聴覚士協会では、各々の障害ごとに都道府県市町村を抽出して意思疎通支援に関する調査を行ってきましたが、今回の調査の特徴は、聴覚障害者、視覚障害者、盲ろう者、失語症者、難病等の意思疎通支援について、全ての都道府県市町村を対象に調査を行なったことです。調査の結果からは、意思疎通支援に係る予算、養成者数、派遣者数、意思疎通支援者の報酬、サービス利用の制限、ITの活用等の基本的なデーターを得ることができました。また、全国の自治体職員から意思疎通支援に関する貴重な意見が寄せられました。今後は、意思疎通支援に関する数値目標を設定して、全国調査による目標の到達度の確認、成果や課題の検討が可能になったと言えるのではないのでしょうか。いわば、意思疎通支援のPDCAサイクルが可能になったと言えます。今回の調査結果を踏まえた学習会を各地で開催し、意思疎通支援の数値目標を作る取り組みが求められていると思います。

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事 宇田川芳江

要約筆記事業は、メニュー事業として奉仕員養成事業が開始されたのが1981年。それに遅れること18年後の1999年にやっと厚生省から要約筆記奉仕員養成カリキュラムが通知されている。この長期間に生じた養成・派遣事業の地域格差は、2005年の障害者自立支援法成立で要約筆記者派遣事業が市町村の必須事業になり、2011年に要約筆記者養成カリキュラムが通知された後も根強く残っている印象を今回の調査で受けた。市町村において必須事業の要約筆記者派遣事業はほぼ実施されているものの、派遣制限や登録試験などは2013年に厚生労働省から通知されたモデル要綱がまだまだ十分活かしているとはいえないことが見て取れる。また、要約筆記者の派遣コーディネーターは、人口規模に関わらず無資格者が担っている状況が多くあった。権利擁護のための専門性の高い意思疎通支援者養成・派遣事業の実現のためには、今回の調査内容を障害者当事者団体として関係団体・施設と共有し、改善に向けて運動を続けていきたい。

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会

理事 佐々木良子

意思の疎通は、人が人として暮らしていくため、保障されるべきものです。意思疎通の対象者は、聞こえる人も含み、行政や学校、医療機関などは、説明責任を果たす義務があると考えます。

平成25年厚生労働省から出された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」では、意思疎通支援者を県外に派遣することや他市の登録手話通訳者を派遣することや意思

疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料であること。派遣範囲を限定しないことなどが示されました。今回の調査で改善されていない地域もあることが改めて分かりました。市町村により手話通訳者の報酬が、500円から6,000円と開きがあることも地域差があることの表れであると思われます。

この調査は、全国的な規模で意思疎通支援事業の実施状況が分かる意義深いものですが、同時に地域における課題も浮き彫りとなりました。この課題を解決するための取り組みが、私たちに課せられています。

特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会

理事長 山岡千恵子

今回の実態調査により、市町村レベルで意思疎通支援事業の実施状況が明らかになりました。失語症向け事業なども始まり、少しずつですが支援が広がりつつあると分かりました。

要約筆記養成、派遣事業については要約筆記養成カリキュラムの通知から10年が経ち、養成講座の開始とともに派遣事業の実施率が高くなった状況が見てとれました。これには大きな意味がありますが、調査詳細からは利用制限があったり、従事者の登録試験未実施の地域の存在、無資格のコーディネーターが多いなどの課題が顕在化しました。居住地によりサービスの質に違いが出ることは、知る権利を阻害することに他なりません。地域格差をなくし事業充実を図るためには、国、都道府県、市町村レベルへの働きかけが必要になります。意思疎通支援を必要とする方たちとの連携を強め、利用しやすい事業が構築されるよう共に運動を続けなければと改めて思いました。

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合

理事 橋井正喜

視覚障害者にとって、他者とのコミュニケーションを図る上で「読むこと」「書くこと」の支援を受けることは非常に重要なことである。そのため、意思疎通支援事業「代筆・代読支援」は、視覚障害者の情報コミュニケーションを支えるため、非常に重要な制度となっている。しかし、本調査でも明らかになった通り、全国での制度の実施は低調で、全国の視覚障害者の思いが届いていない結果となっていた。非常に残念なことである。今後、代筆・代読支援をいかにして全国の自治体で実施させるかが大きな課題である。ぜひ、本調査の結果は、全国の自治体、そして全国の視覚障害者に届け、代筆・代読支援の必要性をまずは訴えてほしい。そして、その必要性を元に、地域で制度開始の声を挙げてほしい。近い将来、代筆・代読支援が全国で安定的に利用できるようになることを期待している。

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

常務理事 山下正知

地域における意思疎通支援については、これまで手話通訳や要約筆記関係の事業が大きく先行し、盲ろう者向け通訳・介助員の事業が「一周遅れ」で後を追うというような状況が続いていました。今回の調査では、これらの事業に加えて、さらに視覚障害者の代筆・代読や失語症者向け意思疎通支援などの新たなメニューについても、少しずつではありますが、実施が進んでいる実態が明らかになっています。

盲ろう者向け通訳・介助員の事業が、東京都や大阪市の独自事業として始まったのは平成8年(1996年)からです。はや四半世紀が過ぎたことになりますが、ようやく事業が全国的に普及はしたものの、各自治体での事業水準は、まだまだ盲ろう者のニーズを満たすレベルには達していません。今後は、各自治体での事業を一層充実していく努力が求められる訳ですが、これとあわせて、視覚障害者の代筆・代読や失語症者の意思疎通支援などの新たな事業についても、先行する事業の「一周遅れ」ではなく、それを「追い越す」勢いで進んでいくことを期待してやみません。

特定非営利活動法人 日本失語症協議会

理事長 園田尚美

失語症のある方(以後・失語症者)に対する意思疎通支援者養成事業は4年目、派遣事業は2年目となり、前者にあってもまだ実施していない県もあり、後者にあっては、コロナ禍もあり実施が3県と少ない現状です。長年、日本失語症協議会は失語症者の基本的人権の保障のための意思疎通支援と、失語症者の日常生活上のコミュニケーション手段としての支援者養成派遣事業の実現を陳情してきました。漸く2019年に養成事業が実現にいたりしました。支援者は意思疎通支援技法と同時に右半身の不自由な方の多い失語症者との外出の際に必要な車いすの操作、衣服の着脱等の介助の技法も講習で学び、より実用的かつ高度な支援ができる体制となっています。

現在、本事業は地域生活支援事業と位置づけられ、その要綱は基本的人権の確保を保障するまでには至りませんでした。とはいえ、それは、今までコミュニケーションの支援が何も無かった失語症者にとり、不十分とはいえ、大きな一歩となりました。失語症者にとって、生きる術としての意思疎通支援者の確保は、喫緊の問題であり、社会参加には必須なコミュニケーション手段です。今後、この制度の自治体の格差をなくし、全国的均一・標準化を目指し、さらに、失語症者が必要とあれば、いつでも、何回でも利用できる支援体制であってほしいと願うばかりです。そのうえで、失語症者の基本的人権の確保を維持できる制度に発展して欲しいと思っています。

特定非営利活動法人 日本障害者協議会

理事 佐藤久夫

今回初めてすべての地方自治体を対象にした調査がなされた意義は大きいと感じました。とくに意思疎通支援事業の種類ごとに、また、都道府県、政令市等、市町村というレベルごとに、自治体がどのような点に困っているかが詳しく示されました。

とくに盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け、視覚障害者向け、ALS患者等向けなどの事業については、まだ法に位置づけられてから間もないこともあって、一部の自治体で試行的に実施され始めている段階であることがうかがわれました。意思疎通支援は、情報の保障や表現の自由という基本的人権に関わる支援です。住んでいる自治体により保障されない状態はなくさねばなりません。

各種意思疎通支援事業の間での、また自治体間での、制度運用上の不統一も浮かび上がってきました。月間・年間の支給時間の上限、利用目的や地理的派遣範囲の制限、利用者の自己負担、支援者の交通費負担、などなど。

これらの豊かな調査結果を整理・分析し、国・自治体、障害当事者団体、専門職団体、マスコミなどで共有し、今後の制度改善に生かすよう期待しています。

第 2 部

資 料 編

資料1 調査票

(1) 都道府県向け調査票

【都道府県】 意思疎通支援の実態に関する調査票	都道府県	【都道府県】
1 基礎調査項目		
都道府県名		
所在地	〒 ー	
回答担当部署名		
回答者氏名	電話番号	
e-mail		
○自治体の人口 人 2020年（令和2年）4月現在		
2 障害のある人々の数（各手帳所持者数）		
	2019年（令和元年）年3月現在	
身体障害者手帳所持者	(1) 視覚障害	人
	(2) 聴覚・平衡機能障害	人
	(3) 音声・言語・そしゃく機能障害	人
	(4) 肢体不自由	人
	(5) 内部障害	人
(6) 療育手帳所持者		人
(7) 精神保健福祉手帳所持者		人
(8) 障害者手帳所持者(1)～(7)合計数		人
1		
3 聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。		
3-1 2020年度に手話通訳者（手話専任職員）・要約筆記者養成事業を実施していますか？		
1 実施している⇒3-2以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の実施を検討している ↓ 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください		
3-2 実施主体はどこですか？		
【手話通訳】 1 直営 2 委託 ↓ ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）		
【要約筆記】 1 直営 2 委託 ↓ ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）		
3-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします。 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 円 2 その他 円		
3-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします。 1 手話通訳者・専任職員（現任研修含む） 円 2 要約筆記者（現任研修含む） 円		
2		
3-5 2019年度に実施した養成事業についてお伺いします。 （実施した事業に○をつけ受講者等をご記入ください）		
【手話通訳】 1 手話通訳士養成講座 : 受講者（ ）人 2 手話通訳者養成講座 : 受講者（ ）人 3 手話専任職員養成講座 : 受講者（ ）人 4 手話通訳士現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 5 手話通訳者現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 6 手話専任職員現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 7 手話通訳者登録試験の受験者数（ ）人 合格者数（ ）人 8 その他（ ） : 受講者（ ）人		
【要約筆記】 1 要約筆記者養成講座 : 受講者（ ）人 2 要約筆記専任職員現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 3 要約筆記者現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 4 その他（ ） : 受講者（ ）人		
3-6 2020年度の手話通訳者・要約筆記者の派遣事業についてお伺いします。 派遣事業を実施していない市区町村に代わって、都道府県が派遣事業を行っていますか。		
【手話通訳】 1 県が代わって実施している →その場合いくつかの市区町村ですか（ ）市区町村 2 未実施の市区町村がない 3 未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない （理由： ）		
【要約筆記】 1 県が代わって実施している →その場合いくつかの市区町村ですか（ ）市区町村 2 未実施の市区町村がない 3 未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない （理由： ）		
3		
3-7 2020年3月現在の登録手話通訳者、登録要約筆記者についてお伺いします。		
【手話通訳】 登録者数（ ）人 実働人数（ ）人		
【要約筆記】 登録者数（ ）人 実働人数（ ）人		
3-8 主な業務として手話通訳や要約筆記の業務を担当する手話通訳者・要約筆記者の設置についてお伺いします。		
【手話通訳】 1 正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいる（ ）人 2 正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいない 3 非常勤の設置（専任）手話通訳者がいる（ ）人 4 非常勤の設置（専任）手話通訳者がいない		
【要約筆記】 1 正規雇用の設置（専任）要約筆記者がいる（ ）人 2 正規雇用の設置（専任）要約筆記者がいない 3 非常勤の設置（専任）要約筆記者がいる（ ）人 4 非常勤の設置（専任）要約筆記者がいない		
4		

3-9 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 2 手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した 3 登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を制限または中止した (理由:) 4 登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した 5 設置手話通訳者はオンラインを使って手話通訳をした 6 知事の会見に手話通訳者を配置した 7 新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った 8 その他 () 3-10 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 1 ITの活用はない 2 ITを活用している ※2 ITを活用している場合、下記から該当する全てをお選びください 1 タブレット端末を公共機関の窓口を設置し、遠隔手話サービスを行っている 2 医療機関等にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている 3 難聴者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている 4 ホームページで手話動画による情報提供を行っている 5 音声認識機器を公共機関の窓口を設置している 6 その他 ()	4 聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 4-1 2020年度に聴覚障害者向け「点訳・音訳による支援者」や「代筆・代読支援者」の養成事業を実施していますか？ 1 実施している⇒4-2以降にお進みください 2 実施していない(来年度の検討もしていない) 3 実施していないが、来年度の実施の検討をしている 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください 4-2 実施主体はどこですか？ 【点訳・音訳】 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、は下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体 () 【代筆・代読】 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、は下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体 ()
5	6
4-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします。 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 円 2 その他 円 4-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします。 1 点訳・音訳 円 2 代筆・代読 円 4-5 2019年度において実施した養成事業についてお伺いします。 (実施した事業に○をつけ受講者数をご記入ください) 【点訳・音訳】 1 点訳奉仕員養成講座 : 受講者 () 人 2 音訳奉仕員養成講座 : 受講者 () 人 3 その他 () : 受講者 () 人 【代筆・代読】 1 代筆奉仕員養成講座 : 受講者 () 人 2 代読奉仕員養成講座 : 受講者 () 人 3 その他 () : 受講者 () 人 4-6 2020年度の「点訳・音訳事業」や「代筆・代読事業」についてお伺いします。「点訳・音訳事業」や、「代筆・代読事業」を実施していない市区町村に代わって、都道府県が事業を行っていますか。 【点訳・音訳】 1 県が代わって実施している →その場合いくつかの市区町村ですか () 市区町村 2 未実施の市区町村がない 3 未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない (理由:) 【代筆・代読】 1 県が代わって実施している →その場合いくつかの市区町村ですか () 市区町村 2 未実施の市区町村がない 3 未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない (理由:)	4-7 2020年3月現在の「点訳・音訳事業」や「代筆・代読事業」の登録者についてお伺いします。 【点訳・音訳】 登録者数 () 人 実働人数 () 人 【代筆・代読】 登録者数 () 人 実働人数 () 人 4-8 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 2 奉仕員の養成講座・研修会を延期または中止した 3 奉仕員はオンラインを使って点訳・音訳をした 4 点訳・音訳の奉仕員、代筆・代読の奉仕員の派遣を制限または中止した (理由:) 5 奉仕員にマスクやフェイスシールドを配布した 6 新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について点字による啓発を行った 7 その他 () 4-9 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 1 ITの活用はない 2 ITを活用している どのように活用していますか
7	8

都道府県		都道府県																					
5 盲ろう者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 5-1 2020年度に盲ろう者向け通訳・介助者養成事業を実施していますか？ 1 実施している⇒5-2以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の実施の検討をしている 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください		5-6 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業を実施していますか？ 1 実施している⇒5-7以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の実施の検討をしている 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください																					
5-2 実施主体はどこですか 1 直営 2 委託委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください <table border="1"> <tr> <td>1 身体障害者協会</td> <td>2 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>3 社会福祉事業団</td> <td>4 NPO</td> </tr> <tr> <td>5 盲ろう者関係団体</td> <td>6 視覚障害者関係団体</td> </tr> <tr> <td>7 聴覚障害者関係団体</td> <td>8 株式会社</td> </tr> <tr> <td>9 その他の団体（ ）</td> <td></td> </tr> </table>		1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会	3 社会福祉事業団	4 NPO	5 盲ろう者関係団体	6 視覚障害者関係団体	7 聴覚障害者関係団体	8 株式会社	9 その他の団体（ ）		5-7 実施主体はどこですか？ 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください <table border="1"> <tr> <td>1 身体障害者協会</td> <td>2 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>3 社会福祉事業団</td> <td>4 NPO</td> </tr> <tr> <td>5 盲ろう者関係団体</td> <td>6 視覚障害者関係団体</td> </tr> <tr> <td>7 聴覚障害者関係団体</td> <td>8 株式会社</td> </tr> <tr> <td>9 その他の団体（ ）</td> <td></td> </tr> </table>		1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会	3 社会福祉事業団	4 NPO	5 盲ろう者関係団体	6 視覚障害者関係団体	7 聴覚障害者関係団体	8 株式会社	9 その他の団体（ ）	
1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会																						
3 社会福祉事業団	4 NPO																						
5 盲ろう者関係団体	6 視覚障害者関係団体																						
7 聴覚障害者関係団体	8 株式会社																						
9 その他の団体（ ）																							
1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会																						
3 社会福祉事業団	4 NPO																						
5 盲ろう者関係団体	6 視覚障害者関係団体																						
7 聴覚障害者関係団体	8 株式会社																						
9 その他の団体（ ）																							
5-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円 2 その他 _____ 円		5-8 2019年度の事業の財源についてお伺いします 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円 2 その他 _____ 円																					
5-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします 1 盲ろう者向け通訳・介助者養成事業 _____ 円 2 盲ろう者向け通訳・介助者現任研修事業 _____ 円		5-9 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業 _____ 円																					
5-5 2019年度において実施した養成事業についてお伺いします。 1. 盲ろう者向け通訳・介助者養成講座：受講者（ ）人 2. 盲ろう者向け通訳・介助者現任研修：受講者（ ）人 登録者の（ ）%		5-10 派遣件数についてお伺いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019年度の派遣件数</th> <th>2019年度の申請数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助者派遣</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>			2019年度の派遣件数	2019年度の申請数	盲ろう者向け通訳・介助者派遣	件	件														
	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数																					
盲ろう者向け通訳・介助者派遣	件	件																					
5-11 2020年3月現在の登録者についてお伺いします。 登録者数（ ）人 実働人数（ ）人		5-12 利用者が派遣申請する場合の要件についてお伺いします。 1 事前登録が必要 2 事前登録は不要																					
3		10																					

都道府県		都道府県	
5-13 派遣申請の連絡方法についてお伺いします。（可能な全てに○をつけてください） 1 来館による 2 電話による 3 FAXによる 4 メールによる 5 Webサイトによる 6 その他（ ）		5-19 登録者の保険加入状況についてお伺いします。（複数回答可） 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 その他（ ） 4 感染症特例もカバーしている 5 未加入だが来年度予算化する 6 予算化の予定はない	
5-14 派遣の制限についてお伺いします。（該当するものすべてに○をつけてください） 1 派遣範囲は居住する市町内に限る 2 派遣範囲は都道府県内に限る 3 派遣回数や支援時間に制限がある 4 派遣対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある		5-20 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 養成講座はオンラインを使って実施した 2 通訳・介助者の派遣を制限または中止した（理由）（ ） 3 通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した 4 盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 5 通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した 6 新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った 7 その他（ ）	
5-15 登録者の2019年度の報酬（賃金）についてお伺いします。 時間単価（ ）円/h 土日割り増し（有 無 ）		5-21 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 1 ITの活用はない 2 ITを活用している どのように活用していますか	
5-16 報酬（賃金）の支払い対象時間についてお伺いします。 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 通訳をしている時間だけ 4 その他（ ）		5-17 派遣時の交通費についてお伺いします。 1 全額支給 2 支給制限あり 上限（ ）円 3 報酬（賃金）を含む 4 盲ろう者が負担する 5 車の場合（ ）定額 ・ 公共交通機関を料金として換算する（ ） 6 その他（ ）	
5-18 派遣コーディネーターは誰ですか？（複数回答可） 1 設置手話通訳者 2 都道府県行政の担当者 3 委託団体の担当者 4 その他（ ）		11	
11		12	

都道府県

6 失語症者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。

6-1 2020年度失語症者向け意思疎通支援者養成事業を実施していますか？

- 1 実施している⇒6-2以降にお進みください
- 2 実施していない(来年度の検討もしていない)
- 3 実施していないが、来年度の実施の検討をしている

実施していない理由や今後の予定があればご記入ください

6-2 実施主体はどこですか？

- 1 直営
- 2 委託

※2 委託の場合、下記から選択してください

1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会
3 社会福祉事業団	4 NPO
5 言語聴覚士協会	6 失語症関係団体
7 株式会社	
8 その他の団体 ()	

6-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします

- 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円
- 2 その他 _____ 円

6-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします

失語症者向け意思疎通支援者養成事業 _____ 円

6-5 2018年度、2019年度の受講者数についてお伺いします。

	2018年度の受講者数	2019年度の受講者数
失語症者向け意思疎通支援者養成	人	人

6-6 2020年度に失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施していますか？

- 1 実施している⇒6-7以降にお進みください
- 2 実施していない(来年度の検討もしていない)
- 3 実施していないが、来年度の実施の検討をしている

実施していない理由や今後の予定があればご記入ください

都道府県

6-7 実施主体はどこですか？

- 1 直営
- 2 委託

※2 委託の場合、下記から選択してください

1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会
3 社会福祉事業団	4 NPO
5 言語聴覚士協会	6 失語症関係団体
7 株式会社	
8 その他の団体 ()	

6-8 2020年3月現在の意思疎通支援者についてお伺いします。

登録者数 () 人 実働人数 () 人

6-9 利用者が派遣の申請をする場合の要件についてお伺いします。

- 1 事前登録が必要
- 2 事前登録は不要

6-10 派遣の制限についてお伺いします。(該当するものすべてに○をつけてください)

- 1 派遣範囲は居住する市町内に限る
- 2 派遣範囲は都道府県内に限る
- 3 派遣回数や支援時間に制限がある
- 4 派遣対象者の年齢に制限がある
- 5 利用者負担がある

6-11 失語症者向け意思疎通支援者の2019年度の報酬(賃金)についてお伺いします。

時間単価 () 円/h 土日割増し (有 無)

6-12 報酬(賃金)の支払い対象時間についてお伺いします。

- 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで
- 2 家を出てから、自宅に帰るまで
- 3 支援をしている時間だけ
- 4 その他 ()

6-13 派遣時の交通費についてお伺いします。

- 1 全額支給
- 2 支給制限あり 上限 () 円
- 3 報酬(賃金)に含む
- 4 失語症者が負担する
- 5 車の場合 () 定額 ・ 公共交通機関を利用として換算する ()
- 6 その他 ()

13

都道府県

6-14 派遣コーディネーターを配置していますか？

- 1 配置していない
- 2 配置している

※2 配置している場合、下記から該当する全てをお選びください

- 1 言語聴覚士協会の会員
- 2 病院の言語聴覚士
- 3 言語聴覚士の養成校教員
- 4 その他 ()

6-15 意思疎通支援者の保険加入状況についてお伺いします。(複数回答可)

- 1 労働災害補償保険
- 2 全社協在宅福祉サービス総合補償
- 3 感染症特例もカバーしている
- 4 未加入だが来年度予算化する
- 5 予算化の予定はない
- 6 その他 ()

6-16 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。

- 1 影響はない
- 2 影響があった

※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください

- 1 意思疎通支援者の派遣を取りやめた (理由)
- 2 派遣件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか？ _____ %減)
- 3 意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した
- 4 失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた
- 5 意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した
- 6 その他 ()

6-17 ITを活用した失語症者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。

- 1 IT活用はない
- 2 ITを活用している

具体的にどのように活用していますか

都道府県

7 ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援事業についてお伺いします。

- 1 これらの意思疎通支援事業は1つも実施していない
- 2 これらの意思疎通支援事業のうち1つ以上実施している

どのような意思疎通支援事業を実施しているかご記入ください

8 意思疎通支援事業に関して、2019年度に行政に対して行われた審査請求の申請件数やその他自治体の苦情申立制度(福祉サービス苦情調整委員会制度やオンブズマン制度等)を利用した公式の申し立て件数は何件ありますか。

	苦情申し立て	審査請求
件数	件	件

9 聴覚障害、視覚障害、盲ろう者、失語症者等を対象とした意思疎通支援事業について聞いていること、希望などご自由にお書きください。

例) 予算が少ない、人材が不足している、障害者手帳のない人も意思疎通支援の対象とする

質問は以上で終わりです。
お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。

15

16

(2) 政令指定都市・中核市・特別区向け調査票

政令市・中核市・特別区																
【政令市・中核市・特別区】意思疎通支援の実態に関する調査票 1 基礎調査項目																
自治体名																
所在地	〒 ー															
回答担当部署名																
回答者氏名	電話番号															
e-mail																
○自治体の人口 人 2019年（令和2年）4月現在																
2 障害のある人々の数（各手帳所持者数）																
2019年（令和元年）年3月現在																
身体障害者手帳所持者	(1) 視覚障害	人														
	(2) 聴覚・平衡機能障害	人														
	(3) 音声・言語・ そしゃく機能障害	人														
	(4) 肢体不自由	人														
	(5) 内部障害	人														
(6) 療育手帳所持者		人														
(7) 精神保健福祉手帳所持者		人														
(8) 障害者手帳所持者(1)～(7)合計数		人														
3 聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。																
3-1 2020年度に手話通訳者（手話専任職員）・要約筆記者養成事業を実施していますか？ 1 実施している⇒3-2以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の実施を検討している																
実施していない理由や今後の予定があればご記入ください																
3-2 養成事業の実施主体はどこですか？																
【手話通訳】 1 直営 2 委託																
※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）																
【要約筆記】 1 直営 2 委託																
※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）																
3-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします。 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 円 2 その他 円																
3-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします。 1 手話通訳者・専任員（現任研修含む） 円 2 要約筆記者（現任研修含む） 円																
3-5 2019年度に実施した養成事業についてお伺いします。 （実施した事業に○をつけ受講者等をご記入ください）																
【手話通訳】 1 手話通訳士養成講座 : 受講者（ ）人 2 手話通訳者養成講座 : 受講者（ ）人 3 手話専任職員養成講座 : 受講者（ ）人 4 手話通訳士現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 5 手話通訳者現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 6 手話専任職員現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 7 手話通訳者登録試験の受験者数（ ）人 合格者数（ ）人 8 その他（ ） : 受講者（ ）人																
【要約筆記】 1 要約筆記者養成講座 : 受講者（ ）人 2 要約筆記専任職員現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 3 要約筆記者現任研修 : 受講者（ ）人 登録者中（ ）％ 4 その他（ ） : 受講者（ ）人																
3-6 2020年度に手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施していますか？ 1 実施している⇒3-7以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の実施を検討している																
実施していない理由や今後の予定があればご記入ください																
3-7 派遣事業の実施主体はどこですか？																
【手話通訳】 1 直営 2 委託																
※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）																
【要約筆記】 1 直営 2 委託																
※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 聴覚障害者関係団体 6 株式会社 7 その他の団体（ ）																
3-8 2019年度の事業の財源についてお伺いします。 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 円 2 その他 円																
3-9 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします。 1 手話通訳 円 2 要約筆記 円																
3-10 派遣件数についてお伺いします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019年度の派遣件数</th> <th>2019年度の申請数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳個人派遣</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>手話通訳団体派遣</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>要約筆記個人派遣</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>要約筆記団体派遣</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table>		2019年度の派遣件数	2019年度の申請数	手話通訳個人派遣	件	件	手話通訳団体派遣	件	件	要約筆記個人派遣	件	件	要約筆記団体派遣	件	件
	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数														
手話通訳個人派遣	件	件														
手話通訳団体派遣	件	件														
要約筆記個人派遣	件	件														
要約筆記団体派遣	件	件														
3-11 運営委員会についてお伺いします。 意思疎通支援事業の留意事項に記載されている派遣事業を円滑に実施するための委員会を設置していますか？																
1 設置している 2 設置していないが、他の会議に含めている⇒会議名 3 設置していない⇒設置を検討している場合は、設置の予定時期																

政令市・中核市・特別区	
3-12 2020年3月現在の登録手話通訳者、登録要約筆記者についてお伺いします。	3-16 派遣の制限についてお伺いします。(該当するものすべてに○をつけてください)
【手話通訳】 登録者数 () 人 実働人数 () 人 【要約筆記】 登録者数 () 人 実働人数 () 人	【手話通訳】 1 派遣範囲は居住する区・市内に限る 2 派遣範囲は都道府県内に限る 3 派遣回数や派遣時間に制限がある 4 派遣対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある
3-13 登録手話通訳者、登録要約筆記者の選定方法についてお伺いします。	3-17 登録手話通訳者・登録要約筆記者の2019年度の報酬(賃金)についてお伺いします。
【手話通訳】 1 試験あり 2 試験なし 3 その他(具体的に) 【要約筆記】 1 試験あり 2 試験なし 3 その他(具体的に)	【手話通訳】 手話通訳者 時間単価 円/h 土日割り増し 有 無 手話通訳士・手話通訳者で報酬の違いはありますか 有 無 【要約筆記】 要約筆記者 時間単価 円/h 土日割り増し 有 無
3-14 派遣申請の要件についてお伺いします。	3-18 報酬(賃金)の支払い対象時間についてお伺いします。
1 事前登録が必要 2 事前登録は不要	【手話通訳】 1 待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 手話通訳をしている時間だけ 4 その他 () 【要約筆記】 1 待ち合わせ時間などから、要約筆記終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 要約筆記をしている時間だけ 4 その他 ()
3-15 派遣申請の連絡方法についてお伺いします。(可能な方法全てに○をつけてください)	3-19 派遣時の交通費についてお伺いします。
1 来館による 2 電話による 3 F A Xによる 4 メールによる 5 電話リレーサービスによる 6 テレビ電話による 7 Webサイトによる 8 その他 ()	1 全額支給 2 支給制限あり 上限 () 円 3 報酬(賃金)に含む 4 聴覚障害者が負担する 5 車の場合(定額・公共交通機関の料金に換算する) 6 その他 ()
5	6

政令市・中核市・特別区	
3-20 派遣コーディネーターは誰ですか? (複数回答可)	3-22 主な業務として手話通訳や要約筆記の業務を担当する手話通訳者・要約筆記者の設置についてお伺いします。
【手話通訳】 1 設置手話通訳者 2 政令市・中核市行政の担当者(手話通訳の資格がある者) 3 政令市・中核市行政の担当者(手話通訳の資格がない者) 4 委託団体の手話通訳者 5 委託団体の担当者(手話通訳の資格がない者) 6 その他 () 【要約筆記】 1 設置要約筆記者 2 設置手話通訳者 3 政令市・中核市行政の担当者 4 委託団体の要約筆記者 5 委託団体の担当者(要約筆記の資格がない者) 6 その他 ()	【手話通訳】 1 正規雇用の設置(専任)手話通訳者がいる () 人 2 正規雇用の設置(専任)手話通訳者はいない 3 非常勤の設置(専任)手話通訳者がいる () 人 4 非常勤の設置(専任)手話通訳者はいない 【要約筆記】 1 正規雇用の設置(専任)要約筆記者がいる () 人 2 正規雇用の設置(専任)要約筆記者はいない 3 非常勤の設置(専任)要約筆記者がいる () 人 4 非常勤の設置(専任)要約筆記者はいない
3-21 登録手話通訳者・登録要約筆記者の保険加入状況についてお伺いします	3-23 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。
【手話通訳】 (複数回答可) 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 () 【要約筆記】 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 ()	1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 2 手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した 3 設置手話通訳者は自宅でオンラインを使って手話通訳をした 4 登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた (理由) 5 手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか? %減) 6 登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した 7 新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った 8 その他 ()
7	8

政令市・中核市・特別区	
3-24 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。	
1 ITを活用していない 2 ITを活用している ※2 ITを活用している場合、下記から該当する全てをお選びください 1 タブレット端末を公共機関の窓口を設置し、遠隔手話サービスを行っている 2 医療機関等にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている 3 聴覚者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている 4 ホームページで手話動画による情報提供を行っている 5 音声認識機器を公共機関の窓口を設置している 6 その他 ()	

4-16 支援に伴う交通費についてお伺いします。 1 全額支給 2 支給制限あり 上限 () 円 3 報酬 (賃金) に含む 4 視覚障害者が負担する 5 車の場合 (定 額 ・ 公共交通機関を利用として換算する) 6 その他 () 4-17 コーディネーターは誰ですか? (複数回答可) 【点訳・音訳】 1 市行政の担当者 2 委託団体の担当者 3 その他 () 【代筆・代読】 1 市行政の担当者 2 委託団体の担当者 3 その他 () 4-18 登録者の保険加入状況についてお伺いします。(複数回答可) 【点訳・音訳】 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 () 【代筆・代読】 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 ()	4-19 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 奉仕員はオンラインを使って点訳・音訳をした 2 点訳・音訳の奉仕員、代筆・代読の奉仕員の派遣を制限または中止した (理由) 3 奉仕員にマスクやフェイスシールドを配布した 4 視覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 5 奉仕員の養成講座・研修会を延期または中止した 6 新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について点字による啓発を行った 7 その他 () 4-20 ITを活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 1 ITの活用はない 2 ITを活用している どのように活用していますか
13	14

5 盲ろう者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 5-1 2020年度に盲ろう者向け通訳・介助者養成事業を実施していますか? 1 実施している⇒5-2以降にお進みください 2 実施していない(来年度の検討もしていない) 3 実施していないが、来年度の実施を検討している 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください 5-2 実施主体はどこですか 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 盲ろう者関係団体 6 視覚障害者関係団体 7 聴覚障害者関係団体 8 株式会社 9 その他の団体 () 5-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円 2 その他 _____ 円 5-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします 1 盲ろう者向け通訳・介助者養成事業 _____ 円 2 盲ろう者向け通訳・介助者現認研修事業 _____ 円 5-5 2019年度において実施した養成事業についてお伺いします。 1 盲ろう者向け通訳・介助者養成講座 : 受講者 () 人 2 盲ろう者向け通訳・介助者現認研修 : 受講者 () 人 登録者の _____ %	5-6 2020年度に盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業を実施していますか? 1 実施している⇒5-7以降にお進みください 2 実施していない(来年度の検討もしていない) 3 実施していないが、来年度の実施を検討している 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください 5-7 実施主体はどこですか? 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 NPO 5 盲ろう者関係団体 6 視覚障害者関係団体 7 聴覚障害者関係団体 8 株式会社 9 その他の団体 () 5-8 2019年度の事業の財源についてお伺いします 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円 2 その他 _____ 円 5-9 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業 _____ 円 5-10 派遣件数についてお伺いします。 <table border="1"> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助者派遣</td> <td>2019年度の派遣件数</td> <td>2019年度の申請数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </table> 5-11 2020年3月現在の登録者についてお伺いします。 登録者数 () 人 実働人数 () 人 5-12 利用者が派遣申請する場合の要件についてお伺いします。 1 事前登録が必要 2 事前登録は不要	盲ろう者向け通訳・介助者派遣	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数		件	件
盲ろう者向け通訳・介助者派遣	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数					
	件	件					
15	16						

5-13 派遣申請の連絡方法についてお伺いします。（可能な方法全てに○をつけてください） 政令市・中核市・特別区 1 来館による 2 電話による 3 F A Xによる 4 メールによる 5 W e bサイトによる 6 その他（ ） 5-14 派遣の制限についてお伺いします。（該当するものすべてに○をつけてください） 1 派遣範囲は居住する市町内に限る 2 派遣範囲は都道府県内に限る 3 派遣回数や支援時間に制限がある 4 派遣対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある 5-15 登録者の2019年度の報酬（賃金）についてお伺いします。 時間単価 _____ 円／h 土日割増し 有 無 5-16 報酬（賃金）の支払い対象時間についてお伺いします。 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 通訳をしている間だけ 4 その他（ ） 5-17 派遣時の交通費についてお伺いします。 1 全額支給 2 支給制限あり 上限（ _____ 円） 3 報酬（賃金）を含む 4 盲ろう者が負担する 5 車の場合（ 定 額 ・ 公共交通機関を利用として換算する ） 6 その他（ ） 5-18 派遣コーディネーターは誰ですか？（複数回答可） 1 設置手話通訳者 2 特別区・政令市・中核市行政の担当者 3 委託団体の担当者 4 その他（ ）	5-19 登録者の保険加入状況についてお伺いします。（複数回答可） 政令市・中核市・特別区 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他（ ） 5-20 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 養成講座はオンラインを使って実施した 2 通訳・介助者の派遣を制限または中止した （理由 _____） 3 通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した 4 盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 5 通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した 6 新型コロナウイルス感染症や特別給付金等について盲ろう者への啓発を行った 7 その他（ ） 5-21 I Tを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 1 I Tを活用していない 2 I Tを活用している どのように活用していますか
17	18

6 失語症者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 6-1 2020年度に失語症者向け意思疎通支援者養成事業を実施していますか？ 政令市・中核市・特別区 1 実施している⇒6-2以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の検討している 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください 6-2 実施主体はどこですか 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 N P O 5 言語聴覚士協会 6 失語症関係団体 7 株式会社 8 その他の団体（ ） 6-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____ 円 2 その他 _____ 円 6-4 2019年度の養成事業の執行額についてお伺いします 失語症者向け意思疎通支援者養成事業 _____ 円 6-5 2018年度、2019年度の受講者数についてお伺いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">失語症者向け意思疎通支援者養成</th> <th style="width: 35%;">2018年度の受講者数</th> <th style="width: 35%;">2019年度の受講者数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> 6-6 2020年度に失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施していますか？ 政令市・中核市・特別区 1 実施している⇒6-7以降にお進みください 2 実施していない（来年度の検討もしていない） 3 実施していないが、来年度の検討している 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください	失語症者向け意思疎通支援者養成	2018年度の受講者数	2019年度の受講者数	人	人	人	6-7 実施主体はどこですか 政令市・中核市・特別区 1 直営 2 委託 ※2 委託の場合、下記から選択してください 1 身体障害者協会 2 社会福祉協議会 3 社会福祉事業団 4 N P O 5 言語聴覚士協会 6 失語症関係団体 7 株式会社 8 その他の団体（ ） 6-8 2020年3月現在の意思疎通支援者についてお伺いします。 登録者数（ _____ 人） 実働人数（ _____ 人） 6-9 利用者が派遣の申請をする場合の要件についてお伺いします。 1 事前登録が必要 2 事前登録は不要 6-10 派遣の制限についてお伺いします。（該当するものすべてに○をつけてください） 1 派遣範囲は居住する区・市内に限る 2 派遣範囲は都道府県内に限る 3 派遣回数や支援時間に制限がある 4 派遣対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある 6-11 意思疎通支援者の2019年度の報酬（賃金）についてお伺いします。 時間単価 _____ 円／h 土日割増し 有 無 6-12 報酬（賃金）の支払い対象時間についてお伺いします。 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 通訳をしている間だけ 4 その他（ ） 6-13 派遣時の交通費についてお伺いします。 1 全額支給 2 支給制限あり 上限（ _____ 円） 3 報酬（賃金）を含む 4 失語症者が負担する 5 車の場合（ 定 額 ・ 公共交通機関を利用として換算する ） 6 その他（ ）
失語症者向け意思疎通支援者養成	2018年度の受講者数	2019年度の受講者数					
人	人	人					
19	20						

政令市・中核市・特別区

6-14 派遣コーディネーターを配置していますか？（複数回答可）

1 配置していない

2 配置している

※2. 配置している場合、下記から該当する全てをお選びください

1 言語聴覚士協会の会員

2 病院の言語聴覚士

3 言語聴覚士の養成校教員

4 その他（ ）

6-15 意思疎通支援者の保険加入状況についてお伺いします。（複数回答可）

1 労働災害補償保険

2 全社協在宅福祉サービス総合補償

3 感染症特例もカバーしている

4 未加入だが来年度予算化する

5 予算化の予定はない

6 その他（ ）

6-16 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。

1 影響はない

2 影響があった

※2. 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください

1 意思疎通支援者の派遣を取りやめた
(理由)

2 派遣件数が減少した
(2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか？ %減)

3 意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した

4 失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた

5 意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した

6 その他（ ）

6-17 ITを活用した失語症者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。

1 ITの活用はない

2 ITを活用している

具体的などのように活用していますか

政令市・中核市・特別区

7 ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援事業についてお伺いします。

1 これらの意思疎通支援事業は1つも実施していない

2 これらの意思疎通支援事業を1つ以上実施している

どのような意思疎通支援事業を実施しているかご記入ください

8 意思疎通支援事業に関して、2019年度に行政に対して行われた審査請求の申請件数やその他自治体の苦情申し立て制度（福祉サービス苦情調査委員会制度やオンブズマン制度等）を利用した公式の申し立て件数は何件ありますか。

	苦情申し立て	審査請求
件数	件	件

9 聴覚障害、視覚障害、盲ろう者、失語症者等を対象とした意思疎通支援事業について聞いていること、希望などご自由にお書きください。

例) 予算が少ない、人材が不足している、障害者手帳のない人も意思疎通支援の対象とする

質問は以上で終わりです。
お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。

21

22

3-13 報酬（賃金）の支払い対象時間についてお伺いします。 市町村 【手話通訳】 - 待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで - 家を出てから、自宅に帰るまで - 手話通訳をしている時間だけ - その他（ ） 【要約筆記】 - 待ち合わせ時間などから、手話通訳終了後、内容確認後に別れるまで - 家を出てから、自宅に帰るまで - 手話通訳をしている時間だけ - その他（ ） 3-14 派遣時の交通費についてお伺いします。 - 全額支給 - 支給制限あり 上限（ ）円 - 報酬（賃金）に含む - 聴覚障害者が負担する - 車の場合（定額・公共交通機関を利用として換算する） - その他（ ） 3-15 派遣コーディネーターは誰ですか？（複数回答可） 【手話通訳】 - 設置手話通訳者 - 市町行政の担当者（手話通訳の資格がある者） - 市町行政の担当者（手話通訳の資格がない者） - 委託団体の手話通訳者 - 委託団体の担当者（手話通訳の資格がない者） - その他（ ） 【要約筆記】 - 設置要約筆記者 - 設置手話通訳者 - 市町行政の担当者 - 委託団体の要約筆記者 - 委託団体の担当者（要約筆記の資格がない者） - その他（ ） 5	3-16 登録手話通訳者・登録要約筆記者の保険加入状況についてお伺いします。（複数回答可） 市町村 【手話通訳】 - 労働災害補償保険 - 全社協在宅福祉サービス総合補償 - 感染症特例もカバーしている - 未加入だが来年度予算化する - 予算化の予定はない - その他（ ） 【要約筆記】 - 労働災害補償保険 - 全社協在宅福祉サービス総合補償 - 感染症特例もカバーしている - 未加入だが来年度予算化する - 予算化の予定はない - その他（ ） 3-17 主な業務として手話通訳や要約筆記の業務を担当する手話通訳者・要約筆記者の設置についてお伺いします。 【手話通訳】 - 正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいる（ ）人 - 正規雇用の設置（専任）手話通訳者がいない - 非常勤の設置（専任）手話通訳者がいる（ ）人 - 非常勤の設置（専任）手話通訳者がいない 【要約筆記】 - 正規雇用の設置（専任）要約筆記者がいる（ ）人 - 正規雇用の設置（専任）要約筆記者がいない - 非常勤の設置（専任）要約筆記者がいる（ ）人 - 非常勤の設置（専任）要約筆記者がいない 6																								
3-18 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 市町村 - 影響はない - 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください - 聴覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた - 手話通訳者・要約筆記者の養成講座・研修会を延期または中止した - 設置手話通訳者はオンラインを使って手話通訳をした - 登録手話通訳者・要約筆記者の派遣を取りやめた (理由) - 手話通訳や要約筆記の派遣件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか？ %減) - 登録手話通訳者・要約筆記者にマスクやフェイスシールドを配布した - 新型コロナウイルス感染症について手話や字幕を付けた動画による啓発を行った - その他（ ） 3-19 ITを活用した聴覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。 - ITの活用はない - ITを活用している ※2 ITを活用している場合、下記から該当する全てをお選びください - タブレット端末を公共機関の窓口を設置し、遠隔手話サービスを行っている - 医療機関にタブレットを設置し、遠隔手話サービスを行っている - 聴覚者のオンライン会議に遠隔要約筆記サービスを行っている - ホームページで手話動画による情報提供を行っている - 音声認識機器を公共機関の窓口を設置している - その他（ ） 7	4 視覚障害者向け意思疎通支援者派遣事業についてお伺いします。 市町村 4-1 2020年度に視覚障害者向け「点訳・音訳による支援」や「代筆・代読支援」を実施していますか？ - 実施している⇒4-2以降にお進みください - 実施していない（来年度の検討もしていない） - 実施していないが、来年度の実施の検討をしている - 実施していない理由や今後の予定があればご記入ください 4-2 実施主体はどこですか？ 【点訳・音訳】 - 直営 - 委託 ※2 委託の場合、は下記から選択してください <table border="1"> <tr> <td>1 身体障害者協会</td> <td>2 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>3 社会福祉事業団</td> <td>4 NPO</td> </tr> <tr> <td>5 視覚障害者関係団体</td> <td>6 株式会社</td> </tr> <tr> <td>7 その他の団体（ ）</td> <td></td> </tr> </table> 【代筆・代読】 - 直営 - 委託 ※2 委託の場合、は下記から選択してください <table border="1"> <tr> <td>1 身体障害者協会</td> <td>2 社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>3 社会福祉事業団</td> <td>4 NPO</td> </tr> <tr> <td>5 視覚障害者関係団体</td> <td>6 株式会社</td> </tr> <tr> <td>7 その他の団体（ ）</td> <td></td> </tr> </table> 4-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします。 <table border="1"> <tr> <td>1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2 その他</td> <td>円</td> </tr> </table> 4-4 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします。 <table border="1"> <tr> <td>1 点訳・音訳</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2 代筆・代読</td> <td>円</td> </tr> </table> 8	1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会	3 社会福祉事業団	4 NPO	5 視覚障害者関係団体	6 株式会社	7 その他の団体（ ）		1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会	3 社会福祉事業団	4 NPO	5 視覚障害者関係団体	6 株式会社	7 その他の団体（ ）		1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業	円	2 その他	円	1 点訳・音訳	円	2 代筆・代読	円
1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会																								
3 社会福祉事業団	4 NPO																								
5 視覚障害者関係団体	6 株式会社																								
7 その他の団体（ ）																									
1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会																								
3 社会福祉事業団	4 NPO																								
5 視覚障害者関係団体	6 株式会社																								
7 その他の団体（ ）																									
1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業	円																								
2 その他	円																								
1 点訳・音訳	円																								
2 代筆・代読	円																								

市町村		
4-5 実施件数についてお伺いします。		
	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数
点訳・音訳	件	件
代筆・代読	件	件
4-6 2020年3月現在、「点訳・音訳による支援」や「代筆・代読支援」を行う登録者についてお伺いします。		
【点訳・音訳】 登録者数 () 人 実働人数 () 人 【代筆・代読】 登録者数 () 人 実働人数 () 人		
4-7 利用者が支援の申請をする場合の要件についてお伺いします。		
1 事前登録が必要 2 事前登録は不要		
4-8 支援申請の連絡方法についてお伺いします。(可能な方法全てに○をつけてください)		
1 来館による 2 電話による 3 FAXによる 4 メールによる 5 Webサイトによる 6 その他 ()		
4-9 支援の制限についてお伺いします。(該当するものすべてに○をつけてください)		
【点訳・音訳】 1 支援範囲は居住する市町内に限る 2 支援範囲は都道府県内に限る 3 支援回数や支援時間に制限がある 4 支援対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある 【代筆・代読】 1 支援範囲は居住する市町内に限る 2 支援範囲は都道府県内に限る 3 支援回数や支援時間に制限がある 4 支援対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある		
9		

市町村		
4-10 「点訳・音訳による支援」や「代筆・代読支援」の2019年度の報酬(賃金)についてお伺いします。		
【点訳・音訳】 時間単価 _____円/h 土日割増し 有 無 【代筆・代読】 時間単価 _____円/h 土日割増し 有 無		
4-11 支援に伴う交通費についてお伺いします。		
1 全額支給 2 支給制限あり 上限 () 円 3 報酬(賃金)に含む 4 視覚障害者が負担する 5 車の場合 (定 額 ・ 公共交通機関を利用として換算する) 6 その他 ()		
4-12 コーディネーターは誰ですか? (複数回答可)		
【点訳・音訳】 1 市町行政の担当者 2 委託団体の担当者 3 その他 () 【代筆・代読】 1 市町行政の担当者 2 委託団体の担当者 3 その他 ()		
10		

市町村		
4-13 登録者の保険加入状況についてお伺いします。(複数回答可)		
【点訳・音訳】 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 () 【代筆・代読】 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 ()		
4-14 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。		
1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 登録者はオンラインを使って点訳・音訳をした 2 登録者の活動を休止した (理由 _____) 3 「点訳・音訳による支援」や「代筆・代読支援」の支援件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか? _____%減) 4 登録者にマスクやフェイスシールドを配布した 5 視覚障害者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 6 点訳・音訳者や代筆・代読者の養成講座・研修会を延期または中止した 7 その他 ()		
11		

市町村		
4-15 ITを活用した視覚障害者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。		
1 ITの活用はない 2 ITを活用している ↓ どのように活用していますか		
12		

市町村

5 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業についてお伺いします。

5-1 2020年度に盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業を実施していますか？

- 1 実施している⇒5-2以降にお進みください
- 2 実施していない(来年度の検討もしていない)
- 3 実施していないが、来年度の検討をしている

↓

実施していない理由や今後の予定があればご記入ください

5-2 実施主体はどこですか？

- 1 直営
- 2 都道府県と共同
- 3 委託

↓

※3 委託の場合、は下記から選択してください

1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会
3 社会福祉事業団	4 NPO
5 盲ろう者関係団体	6 視覚障害者関係団体
7 聴覚障害者関係団体	8 その他の団体 ()

5-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします

- 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____円
- 2 その他 _____円

5-4 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします

盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業 _____円

5-5 派遣件数についてお伺いします。

	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数
盲ろう者向け通訳・介助者派遣	件	件

5-6 2020年3月現在の登録者についてお伺いします。

登録者数 ()人 実働人数 ()人

5-7 利用者が派遣申請する場合の要件についてお伺いします。

- 1 事前登録が必要
- 2 事前登録は不要

市町村

5-8 派遣申請の連絡方法についてお伺いします。(可能な方法全てに○をつけてください)

- 1 来館による
- 2 電話による
- 3 FAXによる
- 4 メールによる
- 5 Webサイトによる
- 6 その他 ()

5-9 派遣の制限についてお伺いします。(該当するものすべてに○をつけてください)

- 1 派遣範囲は居住する市町内に限る
- 2 派遣範囲は都道府県内に限る
- 3 派遣回数や支援時間に制限がある
- 4 派遣対象者の年齢に制限がある
- 5 利用者負担がある

5-10 登録者の2019年度の報酬(賃金)についてお伺いします。

時間単価 _____円/h 土日割増し 有 無

5-11 報酬(賃金)の支払い対象時間についてお伺いします。

- 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで
- 2 家を出てから、自宅に帰るまで
- 3 通訳をしている間だけ
- 4 その他 ()

5-12 派遣時の交通費についてお伺いします。

- 1 全額支給
- 2 支給制限あり 上限 (_____円)
- 3 報酬(賃金)に含む
- 4 盲ろう者が負担する
- 5 車の場合(定額・公共交通機関を利用として換算する)
- 6 その他 ()

5-13 派遣コーディネーターは誰ですか？(複数回答可)

- 1 設置手話通訳者
- 2 市町行政の担当者
- 3 委託団体の担当者
- 4 その他 ()

13

市町村

5-14 登録者の保険加入状況についてお伺いします。(複数回答可)

- 1 労働災害補償保険
- 2 全社協在宅福祉サービス総合補償
- 3 感染症特例もカバーしている
- 4 未加入だが来年度予算化する
- 5 予算化の予定はない
- 6 その他 ()

5-15 新型コロナウイルス感染症による盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業への影響についてお伺いします。

- 1 影響はない
- 2 影響があった

↓

※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください

- 1 盲ろう者は自宅でオンラインを使って通訳・介助を受けた
- 2 登録者の派遣を取りやめた (理由 _____)
- 3 盲ろう者向け通訳・介助者の派遣件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか？ _____%)
- 4 盲ろう者向け通訳・介助者にマスクやフェイスシールドを配布した
- 5 盲ろう者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた
- 6 盲ろう者向け通訳・介助者の養成講座・研修会を延期または中止した
- 7 その他 ()

5-16 ITを活用した盲ろう者向け意思疎通支援事業についてお伺いします。

- 1 ITの活用はない
- 2 ITを活用している

↓

どのように活用していますか

市町村

6 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業についてお伺いします。

6-1 2020年度に失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施していますか？

- 1 実施している⇒6-2以降にお進みください
- 2 実施していない(来年度の検討もしていない)
- 3 実施していないが、来年度の検討をしている

↓

実施していない理由や今後の予定があればご記入ください

6-2 実施主体はどこですか？

- 1 直営
- 2 委託

↓

※2 委託の場合、は下記から選択してください

1 身体障害者協会	2 社会福祉協議会	3 社会福祉事業団
4 NPO	5 言語聴覚士協会	6 失語症関係団体
7 株式会社	8 その他の団体 ()	

6-3 2019年度の事業の財源についてお伺いします

- 1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業 _____円
- 2 その他 _____円

6-4 2019年度の派遣事業の執行額についてお伺いします

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 _____円

6-5 派遣件数についてお伺いします。

	2019年度の派遣件数	2019年度の申請数
失語症者向け意思疎通支援者派遣	件	件

6-6 2020年3月現在の意思疎通支援者についてお伺いします。

登録者数 ()人 実働人数 ()人

6-7 派遣申請の要件についてお伺いします。

- 1 事前登録が必要
- 2 事前登録は不要

15

市町村 6-8 派遣の制限についてお伺いします。(該当するものすべてに○をつけてください) 1 派遣範囲は居住する市町内に限る 2 派遣範囲は都道府県内に限る 3 派遣回数や支援時間に制限がある 4 派遣対象者の年齢に制限がある 5 利用者負担がある 6-9 失語症者向け意思疎通支援者の2019年度の報酬(賃金)についてお伺いします。 時間単価 _____円/h 土日割り増し 有 無 6-10 報酬(賃金)の支払い対象時間についてお伺いします。 1 待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで 2 家を出てから、自宅に帰るまで 3 通訳をしている時間だけ 4 その他 () 6-11 派遣時の交通費についてお伺いします。 1 全額支給 2 支給制限あり 上限 (円) 3 報酬(賃金)に含む 4 失語症者が負担する 5 車の場合 (定 額 ・ 公共交通機関を利用として換算する) 6 その他 () 6-12 派遣コーディネーターを配置していますか? 1 配置していない 2 配置している ※2 配置している場合、下記から該当する全てをお選びください 1 言語聴覚士協会の会員 2 病院の言語聴覚士 3 言語聴覚士の養成校教員 4 その他 ()	市町村 6-13 意思疎通支援者の保険加入状況についてお伺いします。(複数回答可) 1 労働災害補償保険 2 全社協在宅福祉サービス総合補償 3 感染症特例もカバーしている 4 未加入だが来年度予算化する 5 予算化の予定はない 6 その他 () 6-14 新型コロナウイルス感染症による意思疎通支援事業への影響についてお伺いします。 1 影響はない 2 影響があった ※2 影響があった場合、下記から該当する全てをお選びください 1 意思疎通支援者の派遣を取りやめた (理由) 2 派遣件数が減少した (2020年7月は昨年同時期と比べ、何%減になりましたか? %減) 3 意思疎通支援者にマスクやフェイスシールドを配布した 4 失語症者から新型コロナウイルス感染症に関する相談が増えた 5 意思疎通支援者の養成講座・研修会を延期または中止した 6 その他 ()
---	--

17
18

市町村 7 ALS患者、難病患者、高次脳機能障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象にした地域生活支援事業の意思疎通支援者派遣事業についてお伺いします。 1 これらの意思疎通支援事業は1つも実施していない 2 これらの意思疎通支援事業を1つ以上実施している どのような意思疎通支援事業を実施しているかご記入ください 8 意思疎通支援事業に関して、2019年度に行政に対して行われた審査請求の申請件数やその他の自治体の苦情申し立て制度(福祉サービス苦情調整委員会制度やオンブズマン制度等)を利用した公式の申し立て件数は何件ありますか。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">苦情申し立て</th> <th style="width: 35%;">審査請求</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">件 数</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">件</td> </tr> </table> 9 聴覚障害、視覚障害、盲ろう者、失語症者等を対象とした意思疎通支援事業について困っていること、希望などご自由にお書きください。 例) 予算が少ない、人材が不足している、障害者手帳のない人も意思疎通支援の対象とする 質問は以上で終わります。 お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。		苦情申し立て	審査請求	件 数	件	件	
	苦情申し立て	審査請求					
件 数	件	件					

19

資料2 アンケート調査単純集計表

(1) 都道府県向けアンケート調査集計

【聴覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 202 問 3-2 手話通訳者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0	37	0	37
0.0	100.0	0.0	100.0

表 203 問 3-2 手話通訳者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
2	1	3	0	26	0	5	0	37
5.4	2.7	8.1	0.0	70.3	0.0	13.5	0.0	100.0

表 204 問 3-2 要約筆記者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0	37	0	37
0.0	100.0	0.0	100.0

表 205 問 3-2 要約筆記者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
2	1	4	2	8	0	20	0	37
5.4	2.7	10.8	5.4	21.6	0.0	54.1	0.0	100.0

【視覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 206 問 4-2 点訳・音訳支援者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
2	32	0	34
5.9	94.1	0.0	100.0

表 207 問 4-2 点訳・音訳支援者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
3	1	3	0	18	0	6	1	32
9.4	3.1	9.4	0.0	56.2	0.0	18.8	3.1	100.0

表 208 問 4-2 代筆・代読支援者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0	5	29	34
0.0	14.7	85.3	100.0

表 209 問 4-2 代筆・代読支援者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0

【盲ろう者向け意思疎通支援事業】

表 210 問 5-2 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	35 100.0	0 0.0	35 100.0

表 211 問 5-2 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の委託先

身体障害 者協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	盲ろう者 関係団体	視覚障害者 関係団体	聴覚障害者 関係団体	株式 会社	その他の 団体	回答 なし	回答者数
5 14.3	0 0.0	2 5.7	2 5.7	14 40.0	0 0.0	10 28.6	0 0.0	4 11.4	0 0.0	35 100.0

表 212 問 5-7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	37 100.0	0 0.0	37 100.0

表 213 問 5-7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の委託先

身体障害 者協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	盲ろう者 関係団体	視覚障害者 関係団体	聴覚障害者 関係団体	株式 会社	その他の 団体	回答 なし	回答者数
4 10.8	0 0.0	2 5.4	2 5.4	13 35.1	0 0.0	13 35.1	0 0.0	5 13.5	0 0.0	37 100.0

表 214 問 5-8 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の財源

地域生活支援事業 意思疎通支援事業	その他	回答なし	回答者数
36 97.3	11 29.7	1 2.7	37 100.0

表 215 問 5-9 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の執行額

回答あり		回答なし	回答者数
n	平均 (円)		
37	9,262,127	0	37

表 216 問 5-10 盲ろう者向け通訳・介助員 2019 年度派遣件数

派遣件数	申請数	回答なし	回答者数
37	34	0	37

表 217 問 5-11 2020 年 3 月現在の盲ろう者向け通訳・介助員登録者数

登録者数	実働数	回答なし	回答者数
37	30	0	37

表 218 問 5-12 派遣申請の要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
34 91.9	3 8.1	0 0.0	37 100.0

表 219 問 5-13 派遣申請の連絡方法

来館による	電話による	FAX による	メールによる	Web サイトによる	その他	回答なし	回答者数
31 83.8	32 86.5	34 91.9	34 91.9	3 8.1	3 8.1	0 0.0	37 100.0

表 220 問 5-14 派遣の制限

派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や支援時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
0 0.0	7 18.9	22 59.5	0 0.0	9 24.3	8 21.6	37 100.0

表 221 問 5-15 土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
1 2.7	35 94.6	1 2.7	37 100.0

表 222 問 5-16 報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	合 計
33 89.2	3 8.1	1 2.7	0 0.0	0 0.0	37 100.0

表 223 問 5-18 派遣コーディネーター

設置手話通訳者	都道府県行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
2 5.4	0 0.0	36 97.3	1 2.7	0 0.0	37 100.0

表 224 問 5-19 通訳・介助員の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	その他	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	回答なし	回答者数
3 8.1	28 75.7	8 21.6	8 21.6	0 0.0	1 2.7	0 0.0	37 100.0

【失語症者向け意思疎通支援事業】

表 225 問 6-2 失語症者向け意思疎通支援者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	26 100.0	0 0.0	26 100.0

表 226 問 6-2 失語症者向け意思疎通支援者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	言語聴覚士 協会	失語症 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	24 92.3	0 0.0	0 0.0	2 7.7	0 0.0	26 100.0

表 227 問 6-5 失語症者向け意思疎通支援者養成講座

2018 年度	2019 年度	回答なし	合 計
10	16	20	37

表 228 問 6-7 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	4 100.0	0 0.0	4 100.0

表 229 問 6-7 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	言語聴覚士 協会	失語症 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0

表 230 問 6-8 失語症者向け意思疎通支援者登録者数

登録者数	実働人数	回答なし	合 計
24	29	24	37

表 231 問 6-9 派遣申請要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
4 10.8	0 0.0	33 89.2	37 100.0

表 232 問 6-10 派遣の制限

派遣範囲は居住す る市町内に限る	派遣範囲は都道 府県内に限る	派遣回数や支援時 間に制限がある	派遣対象者の年 齢に制限がある	利用者負担 がある	回答なし	回答者数
0 0.0	2 5.4	3 8.1	0 0.0	1 2.7	33 89.2	37 100.0

表 233 問 6-11 土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	3 8.1	34 91.9	37 100.0

表 234 問 6-12 報酬支払い対象時間

待ち合わせ時間などから、支援終 了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、 自宅に帰るまで	通訳をしている 時間だけ	その他	回答なし	合 計
3 8.1	0 0.0	1 2.7	0 0.0	33 89.2	37 100.0

表 235 問 6-13 派遣交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	盲ろう者が負担する	車の場合	その他	回答なし	合 計
0 0.0	3 8.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.7	33 89.2	37 100.0

表 236 問 6-13 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関を料金として換算する	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	37 100.0	37 100.0

表 237 問 6-14 派遣コーディネーターの配置

配置していない	配置している	回答なし	合 計
2 5.4	3 8.1	32 86.5	37 100.0

表 238 問 6-14 派遣コーディネーターの配置内容

言語聴覚士協会の会員	病院の言語聴覚士	言語聴覚士の養成校教員	その他	回答なし	回答者数
3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

表 239 問 6-15 意思疎通支援者の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
0 0.0	2 5.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.7	34 91.9	37 100.0

(2) 政令指定都市・中核市・特別区向けアンケート調査集計

【調査結果】

表 240 都市区分

政令指定都市	中核市	特別区	合 計
15 16.0	58 61.7	21 22.3	94 100.0

【聴覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 241 問 3-2 手話通訳者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	回答者数
8 10.1	74 93.7	1 1.3	79 100.0

表 242 問 3-2 手話通訳者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答者数
7 9.5	15 20.3	2 2.7	3 4.1	40 54.1	0 0.0	18 24.3	74 100.0

表 243 問 3-2 要約筆記者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	回答者数
1 1.3	55 69.6	23 29.1	79 100.0

表 244 問 3-2 要約筆記者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
7 12.7	8 14.5	3 5.5	5 9.1	15 27.3	0 0.0	21 38.2	55 100.0

表 245 問 3-7 手話通訳者派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答者数
38 40.4	62 66.0	94 100.0

表 246 問 3-7 手話通訳者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
6 9.7	13 21.0	3 4.8	3 4.8	18 29.0	0 0.0	26 41.9	62 100.0

表 247 問 3-7 要約筆記者派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	回答者数
23 24.5	72 76.6	1 1.1	94 100.0

表 248 問 3-7 要約筆記者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	回答者数
8 11.1	11 15.3	3 4.2	2 2.8	8 11.1	0 0.0	42 58.3	1 1.4	72 100.0

表 249 問 3-10 派遣申請数

手話通訳個人	手話通訳団体	要約筆記個人	要約筆記団体	回答者数
71	49	66	49	94

表 250 問 3-14 派遣申請の要件

事前登録が必要	事前登録は不要	合 計
28 29.8	66 70.2	94 100.0

表 251 問 3-15 派遣申請の連絡方法

来館 による	電話 による	FAX による	メール による	電話リレーサービス による	テレビ電話 による	Web サイト による	その他	回答者数
88 93.6	76 80.9	92 97.9	83 88.3	49 52.1	19 20.2	9 9.6	16 17.0	94 100.0

表 252 問 3-17 手話通訳の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
6 6.4	84 89.3	4 4.3	94 100.0

表 253 問 3-17 手話通訳の報酬相違

有	無	回答なし	合 計
3 3.2	86 91.5	5 5.3	94 100.0

表 254 問 3-17 要約筆記の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
4 4.3	77 81.9	13 13.8	94 100.0

表 255 問 3-19 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関の料金に換算する	回答なし	合 計
5 5.3	0 0.0	89 94.7	94 100.0

表 256 問 3-20 手話通訳の派遣コーディネーター

設置手話 通訳者	政令指定都市・中核市 行政の担当者（手話通 訳の資格がある者）	政令指定都市・中核市 行政の担当者（手話通 訳の資格がない者）	委託団体の 手話通訳者	委託団体の担当者 （手話通訳の資格 がない者）	その他	回答なし	回答者数
39 41.5	4 4.3	6 6.4	43 45.7	13 13.8	4 4.3	1 1.1	94 100.0

表 257 問 3-20 要約筆記の派遣コーディネーター

設置手話 通訳者	政令市・中核市行政 の担当者（手話通訳 の資格がある者）	政令市・中核市行政 の担当者（手話通訳 の資格がない者）	委託団体の 手話通訳者	委託団体の担当者 （手話通訳の資格 がない者）	その他	回答なし	回答者数
4 4.3	20 21.3	10 10.6	34 36.2	28 29.8	6 6.4	4 4.3	94 100.0

表 258 問 3-21 手話通訳の保険加入状況

労働災害 補償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例も カバーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の 予定はない	その他	回答なし	回答者数
17 18.1	45 47.9	28 29.8	0 0.0	2 2.1	28 29.8	3 3.2	94 100.0

表 259 問 3-21 要約筆記の保険加入状況

労働災害補 償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例も カバーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の 予定はない	その他	回答なし	回答者数
14 14.9	38 40.4	25 26.6	0 0.0	3 3.2	29 30.9	11 11.7	94 100.0

【視覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 260 問 4-2 点訳・音訳養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
4 11.4	28 80.0	3 8.6	35 100.0

表 261 問 4-2 点訳・音訳養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
3 10.7	11 39.3	1 3.6	0 0.0	7 25.0	0 0.0	6 21.4	28 100.0

表 262 問 4-2 代筆・代読養成事業実施主体

直営	委託	回答なし	合 計
1 2.9	6 17.1	28 80.0	35 100.0

表 263 問 4-2 代筆・代読養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3	0 0.0	3 50.0	6 100.0

表 264 問 4-5 点訳・音訳養成事業の 2020 年度実施状況

点訳奉仕員養成講座	音訳奉仕員養成講座	その他	回答なし	回答者数
34 36.2	22 23.4	2 2.1	59 62.8	94 100.0

表 265 問 4-5 代筆・代読養成事業の 2020 年度実施状況

代筆奉仕員養成講座	代読奉仕員養成講座	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	2 2.1	1 1.1	91 96.8	94 100.0

表 266 問 4-7 点訳・音訳派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
2 2.1	1 1.1	91 96.8	94 100.0

表 267 問 4-7 点訳・音訳派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

表 268 問 4-7 代筆・代読派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
1 1.1	7 7.4	86 91.5	94 100.0

表 269 問 4-7 代筆・代読派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 14.3	4 57.1	7 100.0

表 270 問 4-9 2019 年度の「点訳・音訳」「代筆・代読」派遣事業執行額

点訳・音訳	代読・代筆	回答なし	回答者数
2	4	88	94

表 271 問 4-11 2020 年 3 月現在の登録者数

点訳・音訳登録者数	点訳・音訳実働人数	代読・代筆登録者数	代読・代筆実働人数	回答なし	回答者数
2	2	4	4	88	94

表 272 問 4-12 利用者申請要件

1 事前登録が必要	2 事前登録は不要	回答なし	合 計
12 12.8	2 2.1	80 85.1	94 100.0

表 273 問 4-13 申請方法

来館による	電話による	FAX による	メールによる	Web サイトによる	その他	回答なし	回答者数
11 11.7	13 13.8	9 9.6	9 9.6	0 0.0	1 1.1	80 85.1	94 100.0

表 274 問 4-14 点訳・音訳の支援制限

支援範囲は居住する区・市内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
6 6.4	1 1.1	2 2.1	0 0.0	0 0.0	86 91.5	94 100.0

表 275 問 4-14 代筆・代読の支援制限

支援範囲は居住する区・市内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
7 7.4	1 1.1	6 6.4	0 0.0	1 1.1	83 88.3	94 100.0

表 276 問 4-15 点訳・音訳の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	4 4.3	90 95.7	94 100.0

表 277 問 4-15 代筆・代読の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	5 5.3	89 94.7	94 100.0

表 278 問 4-16 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関の料金に換算する	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	94 100.0	94 100.0

表 279 問 4-17 点訳・音訳の派遣コーディネーター

市行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
3 3.2	4 4.3	0 0.0	87 92.6	94 100.0

表 280 問 4-17 代筆・代読の派遣コーディネーター

市行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
3 3.2	7 7.4	1 1.1	83 88.3	94 100.0

表 281 問 4-18 点訳・音訳の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	0 0.0	0 0.0	1 1.1	6 6.4	86 91.5	94 100.0

表 282 問 4-18 代筆・代読の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	0 0.0	0 0.0	1 1.1	9 9.6	83 88.3	94 100.0

【盲ろう者向け意思疎通支援事業】

表 283 問 5-2 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	43 89.6	5 10.4	48 100.0

表 284 問 5-2 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	盲ろう者 関係団体	視覚障害者 関係団体	聴覚障害者 関係団体	株式会社	その他の 団体	回答者数
9 20.9	0 0.0	1 2.3	2 4.7	16 37.2	0 0.0	9 20.9	0 0.0	8 18.6	43 100.0

表 285 問 5-5 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業の 2020 年度実施状況

盲ろう者向け通訳・介助者養成講座	盲ろう者向け通訳・介助者現任研修	回答なし	回答者数
12 12.8	6 6.4	82 87.2	94 100.0

表 286 問 5-7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
2 3.7	47 87.0	5 9.3	54 100.0

表 287 問 5-7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	盲ろう者 関係団体	視覚障害者 関係団体	聴覚障害者 関係団体	株式 会社	その他 の団体	回答 なし	回答者 数
9 19.1	0 0.0	1 2.1	3 6.4	19 40.4	0 0.0	7 14.9	0 0.0	10 21.3	1 2.1	47 100.0

表 288 問 5-8 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の財源

1 地域生活支援事業 意思疎通支援事業	2 その他	回答なし	回答者数
47 50.0	12 12.8	45 47.9	94 100.0

表 289 問 5-9 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業執行額

派遣費	回答なし	回答者数
50	44	94

表 290 問 5-10 盲ろう者向け通訳・介助員派遣件数

派遣件数	申請数	回答なし	回答者数
42	31	52	94

表 291 問 5-11 盲ろう者向け通訳・介助員登録者数

登録者数	実働人数	回答なし	回答者数
44	27	50	94

表 292 問 5-12 盲ろう者向け通訳・介助員派遣申請要件

1 事前登録が必要	2 事前登録は不要	回答なし	合 計
43 45.7	5 5.3	46 49.0	94 100.0

表 293 問 5-15 盲ろう者向け通訳・介助員派遣登録者の報酬

時間単価	回答なし	回答者数
42	52	94

表 294 問 5-17 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関の料金に換算する	回答なし	合 計
1 1.1	0 0.0	93 98.9	94 100.0

表 295 問 5-18 派遣コーディネーター

設置手話通訳者	特別区・政令指定都市・中核市行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	42 44.7	1 1.1	49 52.1	94 100.0

表 296 問 5-19 保険加入状況

労働災害 補償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例も カバーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の 予定はない	その他	回答なし	回答者数
1 1.1	25 26.6	7 7.4	0 0.0	1 1.1	17 18.1	50 53.2	94 100.0

【失語症者向け意思疎通支援事業】

表 297 問 6-2 失語症者向け意思疎通支援者養成事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	合 計
0 0.0	22 95.7	1 4.3	23 100.0

表 298 問 6-2 失語症者向け意思疎通支援者養成事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	言語聴覚士 協会	失語症関係 団体	株式会社	その他 の団体	回答なし	回答者数
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	17 77.3	1 4.5	0 0.0	2 9.1	2 9.1	22 100.0

表 299 問 6-5 失語症者向け意思疎通支援者養成講座

2018 年度	2019 年度	回答なし	回答者数
2	12	82	94

表 300 問 6-7 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施主体

直 営	委 託	合 計
1 20.0	4 80.0	5 100.0

表 301 問 6-7 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	言語聴覚士 協会	失語症 関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	4 100.0

表 302 問 6-9 派遣申請要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
5 5.3	0 0.0	89 94.7	94 100.0

表 303 問 6-10 派遣制限

派遣範囲は居住す る市町内に限る	派遣範囲は都道 府県内に限る	派遣回数や支援時 間に制限がある	派遣対象者の年 齢に制限がある	利用者負担 がある	回答なし	回答者数
1 1.1	1 1.1	4 4.3	0 0.0	0 0.0	89 94.7	94 100.0

表 304 問 6-11 土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	2 2.1	92 97.9	94 100.0

表 305 問 6-13 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関の料金に換算する	回答なし	合 計
0 0.0	0 0.0	94 100.0	94 100.0

表 306 問 6-14 派遣コーディネーターの配置

配置していない	配置している	回答なし	合 計
5 5.3	3 3.2	86 91.5	94 100.0

表 307 問 6-14 派遣コーディネーターの配置内容

言語聴覚士協会の会員	病院の言語聴覚士	言語聴覚士の養成校教員	その他	回答者数
2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3	3 100.0

表 308 問 6-15 保険加入状況

労働災害 補償保険	全社協在宅福祉 サービス総合補償	感染症特例も カバーしている	未加入だが来年 度予算化する	予算化の 予定はない	その他	回答なし	回答者数
0 0.0	3 3.2	0 0.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	89 94.7	94 100.0

(3) 市町村向けアンケート調査集計

【調査結果】

表 309 人口区分

8万人未満	8万人～15万人未満	15万人～30万人未満	30万人以上	合 計
717 80.9	106 12.0	56 6.3	7 0.8	886 100.0

【聴覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 310 問 3-3 2019 年度の事業財源

地域生活支援事業・意思疎通支援事業	その他	回答なし	回答者数
772 87.1	77 8.7	108 12.2	886 100.0

表 311 問 3-4 2019 年度の養成事業執行額

手話通訳	要約筆記	回答者数
723	54	886

表 312 問 3-5 2019 年度の派遣件数

手話通訳個人派遣	手話通訳団体派遣	要約筆記個人派遣	要約筆記団体派遣	回答者数
694	346	288	237	886

表 313 問 3-5 2019 年度の申請数

手話通訳個人派遣	手話通訳団体派遣	要約筆記個人派遣	要約筆記団体派遣	回答者数
682	337	280	235	886

【視覚障害者向け意思疎通支援事業】

表 314 問 4-2 点訳・音訳支援者派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	回答者数
3 6.3	40 83.3	5 10.4	48 100.0

表 315 問 4-2 点訳・音訳支援者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	回答者数
1 2.5	16 40.0	2 5.0	1 2.5	11 27.5	0 0.0	11 27.5	1 2.5	40 100.0

表 316 問 4-2 代筆・代読支援者派遣事業実施主体

直 営	委 託	回答なし	回答者数
3 6.3	18 37.5	27 56.3	48 100.0

表 317 問 4-2 代筆・代読支援者派遣事業委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	視覚障害者 関係団体	株式会社	その他の団体	回答なし	回答者数
1 5.6	7 38.9	1 5.6	1 5.6	3 16.7	2 11.1	6 33.3	1 5.6	18 100.0

表 318 問 4-3 2019 年度の事業財源

地域生活支援事業・意思疎通支援事業	その他	回答なし	回答者数
42 4.7	13 1.5	836 94.4	886 100.0

表 319 問 4-4 2019 年度の派遣事業執行額

点訳・音訳	代筆・代読	回答者数
35	6	886

表 320 問 4-5 2019 年度の点訳・音訳派遣

派遣件数	申請数	回答者数
20	18	886

表 321 問 4-5 2019 年度の代筆・代読派遣

派遣件数	申請数	回答者数
7	6	886

表 322 問 4-7 利用者申請の要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
19 2.1	18 2.0	849 95.9	886 100.0

表 323 問 4-8 申請方法

来館による	電話による	FAX による	メールによる	Web サイトによる	その他	回答なし	回答者数
30 3.4	28 3.2	19 2.1	12 1.4	2 0.2	8 0.9	848 95.7	886 100.0

表 324 問 4-9 点訳・音訳の支援制限

支援範囲は居住する市町内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
25 2.8	5 0.6	3 0.3	0 0.0	0 0.0	856 96.6	886 100.0

表 325 問 4-9 代筆・代読の支援制限

支援範囲は居住する市町内に限る	支援範囲は都道府県内に限る	支援回数や支援時間に制限がある	支援対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
15 1.7	5 0.6	3 0.3	0 0.0	1 0.1	866 97.7	886 100.0

表 326 問 4-10 点訳・音訳者の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	11 1.2	875 98.8	886 100.0

表 327 問 4-10 代筆・代読者の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0	11	875	886
0.0	1.2	98.8	100.0

表 328 問 4-11 交通費支給

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	視覚障害者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
6	0	6	5	1	7	863	886
0.7	0.0	0.7	0.6	0.1	0.8	97.4	100.0

表 329 問 4-11 車の場合の交通費

定 額	公共交通機関を利用として換算する	回答なし	合 計
0	0	886	886
0.0	0.0	100.0	100.0

表 330 問 4-12 点訳・音訳コーディネーター

市町行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
8	20	4	855	886
0.9	2.3	0.5	96.5	100.0

表 331 問 4-12 代筆・代読コーディネーター

市町行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
10	10	6	863	886
1.1	1.1	0.7	97.4	100.0

表 332 問 4-13 点訳・音訳者の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
1	5	0	0	21	9	851	886
0.1	0.6	0.0	0.0	2.4	1.0	96.0	100.0

表 333 問 4-13 代筆・代読者の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
1	3	1	0	17	10	856	886
0.1	0.3	0.1	0.0	1.9	1.1	96.6	100.0

【盲ろう者向け意思疎通支援事業】

表 334 問 5-2 2020 年度盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施主体

直営	都道府県と共同	委託	回答者数
2	2	6	9
22.2	22.2	66.7	100.0

表 335 問 5-2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の委託先

身体障害者 協会	社会福祉 協議会	社会福祉 事業団	NPO	盲ろう者 関係団体	視覚障害者 関係団体	聴覚障害者 関係団体	その他の団体	回答者数
0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	0 0.0	2 33.3	0 0.0	6 100.0

表 336 問 5-3 2019 年度の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の財源

地域生活支援事業・意思疎通支援事業	その他	回答なし	回答者数
5 0.6	0 0.0	881 99.4	886 100.0

表 337 問 5-4 2019 年度の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業執行額

執行額	回答なし	回答者数
2	884	886

表 338 問 5-5 2019 年度の派遣件数

派遣件数	申請数	回答なし	回答者数
5	5	876	886

表 339 問 5-7 派遣申請要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
4 0.5	8 0.9	874 98.6	886 100.0

表 340 問 5-8 派遣申請連絡方法

来館による	電話による	FAX による	メールによる	Web サイトによる	その他	回答なし	回答者数
13 1.5	9 1.0	9 1.0	9 1.0	1 0.1	2 0.2	871 98.3	886 100.0

表 341 問 5-9 派遣制限

派遣範囲は居住す る市町内に限る	派遣範囲は都道 府県内に限る	派遣回数や支援時 間に制限がある	派遣対象者の年 齢に制限がある	利用者負担 がある	回答なし	回答者数
5 0.6	4 0.5	1 0.1	0 0.0	0 0.0	878 99.1	886 100.0

表 342 問 5-10 通訳・介助員の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	8 0.9	878 99.1	886 100.0

表 343 問 5-11 報酬対象時間

待ち合わせ時間などから、支援 終了後、内容確認後に別れる	家を出てから、 自宅に帰るまで	通訳をして いる間だけ	その他	回答なし	合 計
6 0.7	3 0.3	1 0.1	2 0.2	874 98.7	886 100.0

表 344 問 5-12 派遣交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	盲ろう者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
6 0.7	1 0.1	0 0.0	0 0.0	1 0.1	4 0.5	875 98.8	886 100.0

表 345 問 5-12 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関を利用として換算する	回答なし	合 計
1 0.1	0 0.0	885 99.9	886 100.0

表 346 問 5-13 派遣コーディネーター

設置手話通訳者	市町行政の担当者	委託団体の担当者	その他	回答なし	回答者数
3 0.3	3 0.3	5 0.6	3 0.3	873 98.5	886 100.0

表 347 問 5-14 通訳・介助員の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
0 0.0	1 0.1	1 0.1	0 0.0	9 1.0	5 0.6	871 98.3	886 100.0

【失語症者向け意思疎通支援事業】

表 348 問 6-2 2019 年度の失語症者向け意思疎通支援事業実施主体

直 営	委 託	回答者数
5 62.5	4 50.0	8 100.0

表 349 問 6-2 失語症者向け意思疎通支援事業委託先

身体障害者協会	社会福祉協議会	社会福祉事業団	NPO	言語聴覚士協会	失語症関係団体	株式会社	その他の団体	回答者数
1 25.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0

表 350 問 6-3 2019 年度の失語症者向け事業財源

地域生活支援事業・意思疎通支援事業	その他	回答なし	回答者数
8 0.9	1 0.1	878 99.1	886 100.0

表 351 問 6-4 2019 年度の派遣事業執行額

執行額	回答なし	回答者数
3	883	886

表 352 問 6-5 派遣件数

派遣件数	申請数	回答なし	回答者数
3	3	880	886

表 353 問 6-7 派遣申請要件

事前登録が必要	事前登録は不要	回答なし	合 計
4 0.5	7 0.8	875 98.7	886 100.0

表 354 問 6-8 派遣制限

派遣範囲は居住する市町内に限る	派遣範囲は都道府県内に限る	派遣回数や支援時間に制限がある	派遣対象者の年齢に制限がある	利用者負担がある	回答なし	回答者数
4 0.5	2 0.2	2 0.2	0 0.0	0 0.0	878 99.1	886 100.0

表 355 問 6-9 意思疎通支援者の土日割増報酬

有	無	回答なし	合 計
0 0.0	8 0.9	878 99.1	886 100.0

表 356 問 6-10 報酬対象時間

待ち合わせ時間などから、支援終了後、内容確認後に別れるまで	家を出てから、自宅に帰るまで	通訳をしている時間だけ	その他	回答なし	合 計
7 0.8	2 0.2	1 0.1	2 0.2	874 98.7	886 100.0

表 357 問 6-11 派遣交通費

全額支給	支給制限あり	報酬（賃金）に含む	失語症者が負担する	車の場合	その他	回答なし	回答者数
4 0.5	0 0.0	4 0.5	0 0.0	1 0.1	3 0.3	874 98.6	886 100.0

表 358 問 6-11 派遣交通費（車）

定 額	公共交通機関を利用として換算する	回答なし	合 計
1 0.1	0 0.0	885 99.9	886 100.0

表 359 問 6-12 派遣コーディネーターの配置

有	無	回答なし	合 計
15 1.7	4 0.5	867 97.8	886 100.0

表 360 問 6-12 派遣コーディネーターの配置内容

言語聴覚士協会の会員	病院の言語聴覚士	言語聴覚士の養成校教員	その他	回答者数
2 50.0	1 25.0	0 0.0	3 75.0	4 100.0

表 361 問 6-13 意思疎通支援者の保険加入状況

労働災害補償保険	全社協在宅福祉サービス総合補償	感染症特例もカバーしている	未加入だが来年度予算化する	予算化の予定はない	その他	回答なし	回答者数
2 0.2	1 0.1	0 0.0	0 0.0	10 1.1	5 0.6	868 98.0	886 100.0

発行日：令和 3（2021）年 3 月 31 日

編集：「地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究事業」検討委員会

発行：一般財団法人全日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F

TEL. 03-3268-8847 FAX. 03-3267-3445

ホームページ <https://www.jfd.or.jp>

Eメール info@jfd.or.jp

印刷：日本印刷株式会社

